

第 3 章

雪害応急対策

第3章 雪害応急対策

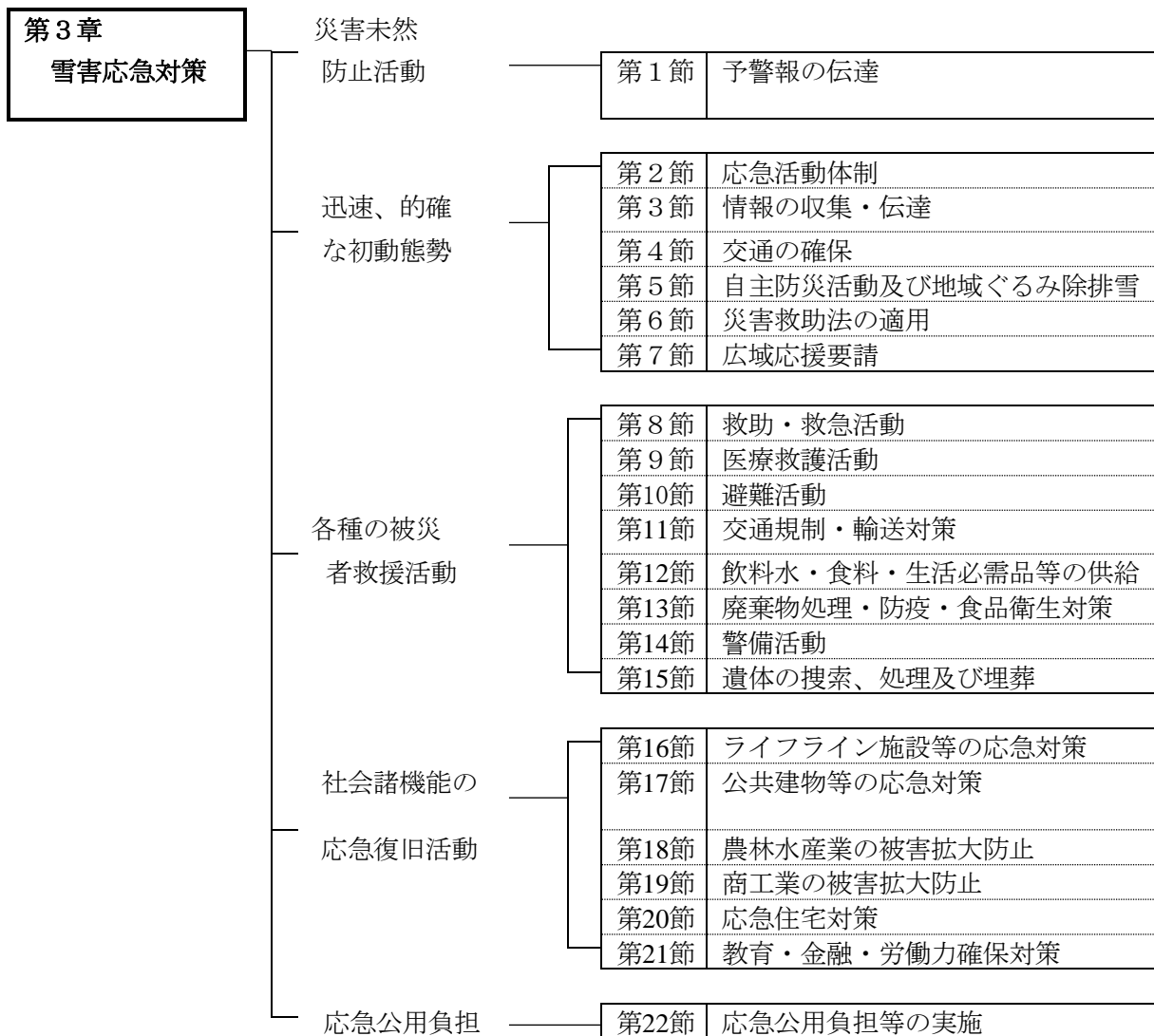
豪雪等による大規模な雪害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、雪害応急対策にあたる。

応急対策としては、まず、予警報等の防災関係機関への伝達及び住民への周知徹底など、災害未然防止活動を迅速、的確に行うとともに、迅速、的確な初動態勢をとり、被害規模や被害拡大の危険性についての情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行う。

また、県民生活及び社会経済活動の安定確保並びに各種応急対策の迅速かつ的確な実施のため、交通の確保や地域ぐるみ除排雪を推進するとともに、ライフライン施設・公共施設等の機能維持を図る。死傷者が発生した場合には、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護等の緊急救護活動を行う。

さらに、被害状況及び拡大の危険性に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品等の供給等）を行い、また、被害が長期にわたることも予想されることから、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持、産業被害の拡大防止、二次災害の防止等の対策を行っていくこととする。

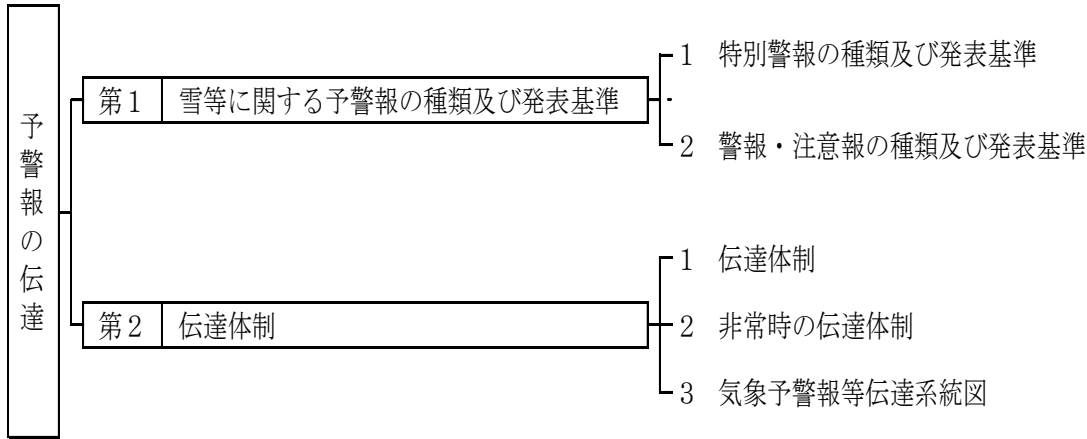
計画の体系



第1節 予警報の伝達

雪等に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図るものとする。

対策の体系



第1 雪等に関する予警報の種類及び発表基準（富山地方気象台）

気象業務法に基づいて富山地方気象台の発表する雪等に関する予警報は、次の基準によるものとする。

1 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

2 警報・注意報の種類及び発表基準

令和4年5月26日現在

発表官署		富山地方気象台			
府県予報区		富山県			
一次細分区域		東部		西部	
市町村等をまとめた地域		東部南	東部北	西部北	西部南
警報	暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う		陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 6時間降雪の深さ30cm, 山間部 12時間降雪の深さ50cm	平地 6時間降雪の深さ25cm, 山間部 12時間降雪の深さ50cm	6時間降雪の深さ30cm	平地 6時間降雪の深さ25cm, 山間部 12時間降雪の深さ50cm
注意報	風雪（平均風速）	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 6時間降雪の深さ15cm, 山間部 12時間降雪の深さ35cm		6時間降雪の深さ15cm	平地 6時間降雪の深さ15cm, 山間部 12時間降雪の深さ30cm
注意報	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上か日降水量20mm以上			
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合			
	低温	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下			
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			

【警報・注意報基準一覧表の解説】

(1) 本表は、気象に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照。

- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (3) 暴風雪警報、風雪注意報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。
- (4) 暴風雪警報、大雪警報、風雪注意報、大雪注意報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 地震や火山噴火等の不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切ではない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長時間継続すると考えられた場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (注) 発表基準は、災害発生に密接に結びついた指標を用いて設定している。警報・注意報の基準は、市町村ごとに過去の災害を網羅的に調査した上で、重大な災害の発生するおそれのある値を警報の基準に、災害の発生するおそれのある値を注意報の基準に設定している。
- また、概ね平地は海拔200m未満、山間部は200m以上の地域である。

3 気象警報・注意報の発表区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市 町 村
東 部	東部北	朝日町・入善町・黒部市・魚津市・滑川市
	東部南	富山市・立山町・上市町・舟橋村
西 部	西部北	高岡市・射水市・氷見市・小矢部市
	西部南	砺波市・南砺市

4 富山県気象情報

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

第2 伝達体制

1 伝達体制（富山地方気象台、県危機管理局、県土木部、市町村）

- (1) 富山地方気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表、又は解除した場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。
- (2) 県は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに県総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先機関へ配信するものとする。特に必要がある場合には、防災行政無線等を利用して、直接に注意を喚起する。
- (3) 市町村は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び手段等については、市町村地域防災計画に定めておくものとする。
- (4) 放送機関は、警報の伝達を受けたときは、迅速な伝達に努めるものとする。
- (5) その他の機関にあっては、それぞれ所掌業務に応じて必要な機関等に対し、速やかに伝達し周知徹底を図るものとする。

(6) 県は、富山県防災WEBページやケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて住民へ気象情報等の提供に努める。

なお、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

2 非常時の伝達体制（各防災関係機関）

(1) 関係機関は、富山地方気象台との専用通信施設又は公共通信施設が途絶した場合には、次の方法により予警報の受信の確保を図るものとする。

伝 達 機 関	関 係 機 関 措 置
富山県（防災・危機管理課）	移動無線車及び連絡員派遣
国土交通省（富山河川国道事務所）	移動無線車及び連絡員派遣
海上保安庁（伏木海上保安部）	県警察本部との間で非常無線確保
日本放送協会（富山放送局）	連絡員派遣
民放・新聞各社	携帯無線機及び連絡員派遣
西日本旅客鉄道株式会社 （北陸広域鉄道部 施設科）	連絡員派遣
北陸電力株式会社（中央給電指令所）	携帯無線機及び連絡員派遣
富山地方鉄道株式会社（技術部）	携帯ラジオ確保
日本赤十字社富山県支部（事業推進課）	連絡員派遣

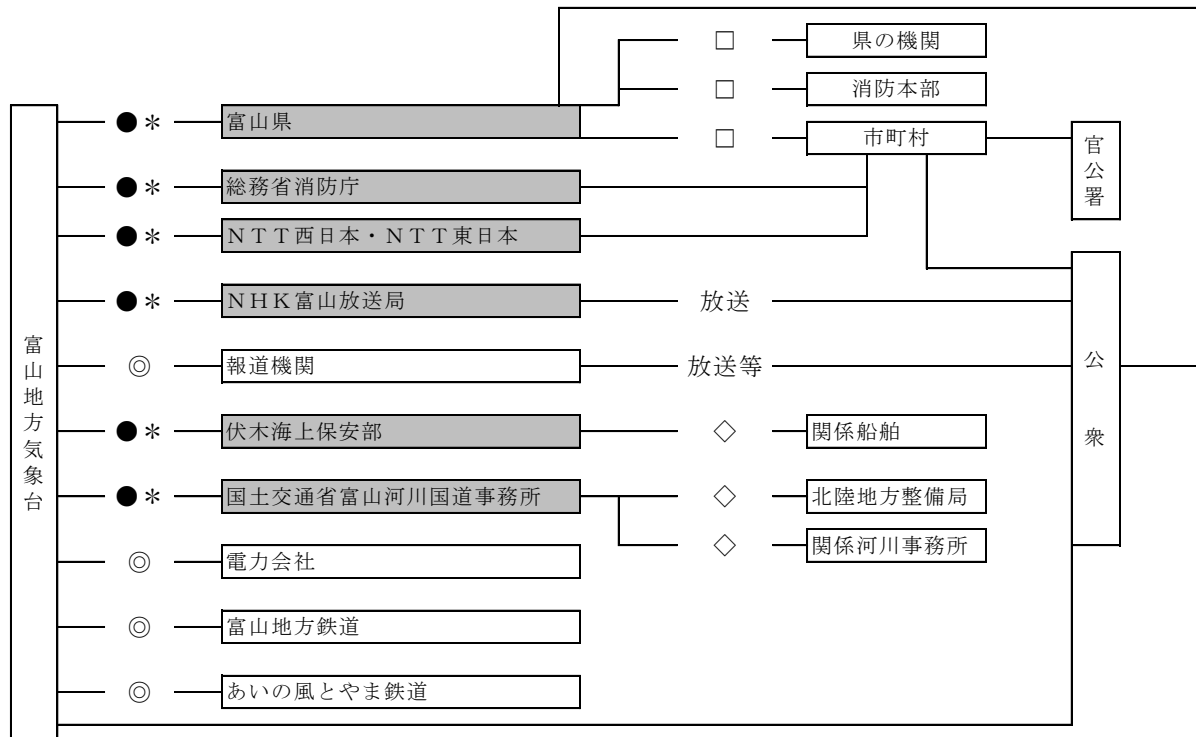
(2) 県から市町村等への通常の伝達系統が途絶した場合は、関係機関の協力を得て、次の要領により迅速な伝達を図るものとする。

ア 県防災行政無線が途絶したときは、一般加入電話により伝達するものとする。

イ アの方法によりがたい場合は、警察通信を活用して警察署等を通じて伝達するものとする。

ウ イの方法によりがたい場合には、富山地区非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て市町村に伝達するものとする。

3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）



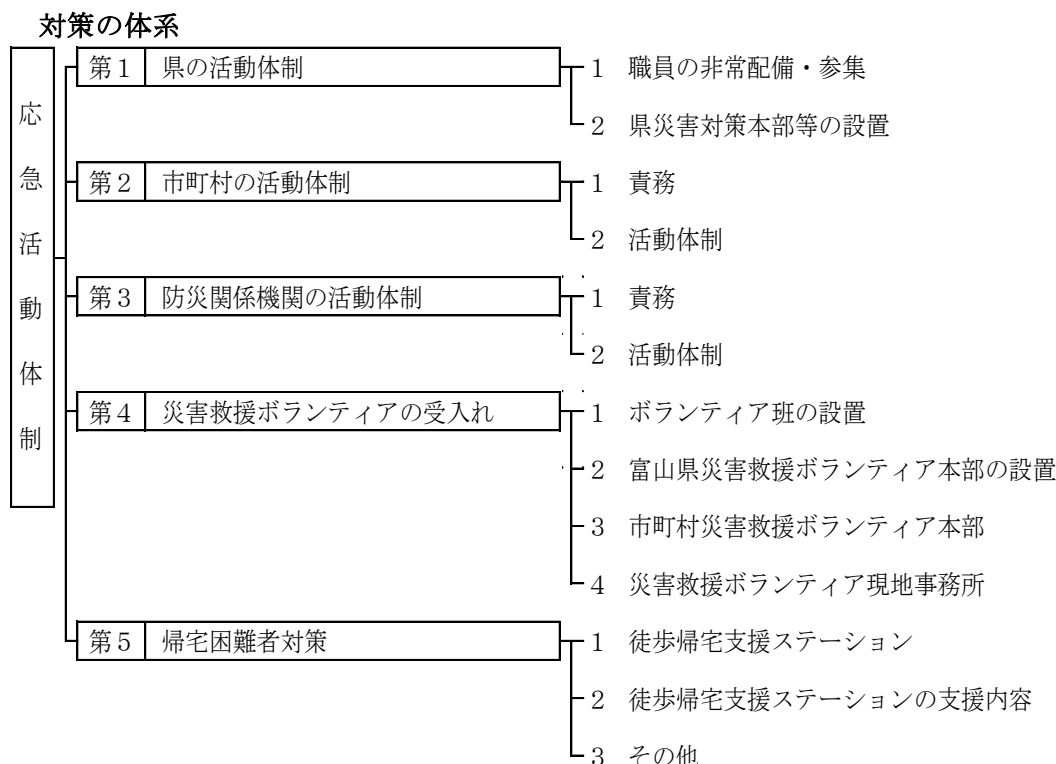
●* 気象情報伝送処理システム	法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関
△ 加入電話・FAX	
◇ 無線電話・FAX	
□ 富山県総合防災情報システム	
◎ 防災情報提供システム（インターネット回線）	

※特別警報は、気象業務法第15条の2によって、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

第2節 応急活動体制

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、県、市町村、防災関係機関及び県民は一致協力して、雪害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断のうえ災害対策本部を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。



第1 県の活動体制

知事は、県の地域に雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、防災関係機関や他都道府県などの協力を得て、雪害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災関係機関が処理する応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う責務を有する。このため、必要に応じて、県災害対策本部を設置し、雪害応急対策を実施する。

県は、災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、市町村災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における雪害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

1 職員の非常配備・参集（県危機管理局）

県は、迅速な初動活動を実施するため、夜間・休日に宿日直職員を配置し、24時間連絡体制を確保するとともに、雪害発生時において、雪害応急対策を強力に推進するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、定められた基準により速やかに非常配備体制をとる。

なお、職員の非常配備体制については、本計画の定めるところによる。

(1) 非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

種別	配備基準	配備体制
第1非常配備	① 積雪深が平地で30cm以上、山間部で50cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想されるとき ② 「大雪」、「暴風雪」警報が県下に発表されたとき ③ 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 道路課 各課2～3名程度 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2非常配備	① 積雪深が平地で90cm以上、山間部で100cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表されたとき ② 降積雪により、各地で被害の発生又はその危険性のあるとき ③ 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 厚生企画課 道路課 関係課 各課4～5名程度 各課3～4名程度 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制
第3非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生又はそのおそれのあるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき ③ 県下に「大雪」、「暴風雪」特別警報が発表されたとき	災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課(班)全員があたる。

(2) 配備指令

ア 知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、(1)の基準と異なる配備体制を指令することができる。

イ 各部局長は、雪害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

(3) 動員計画及び動員の伝達

ア 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。

イ 配備職員は、勤務時間外に配備指令があったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所(以下「勤務場所等」)において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び雪害応急対策にあたる。

2 県災害対策本部等の設置(県危機管理局)

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合には、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、県災害対策本部に総括される。

(1) 設置基準

- ア 県の全部又は一部の地域において大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき。
- イ 県の全部又は一部の地域に災害が発生し、その規模及び範囲から見て災害対策本部を設置し、その対策を要するとき。
- ウ 災害救助法の適用があったとき。

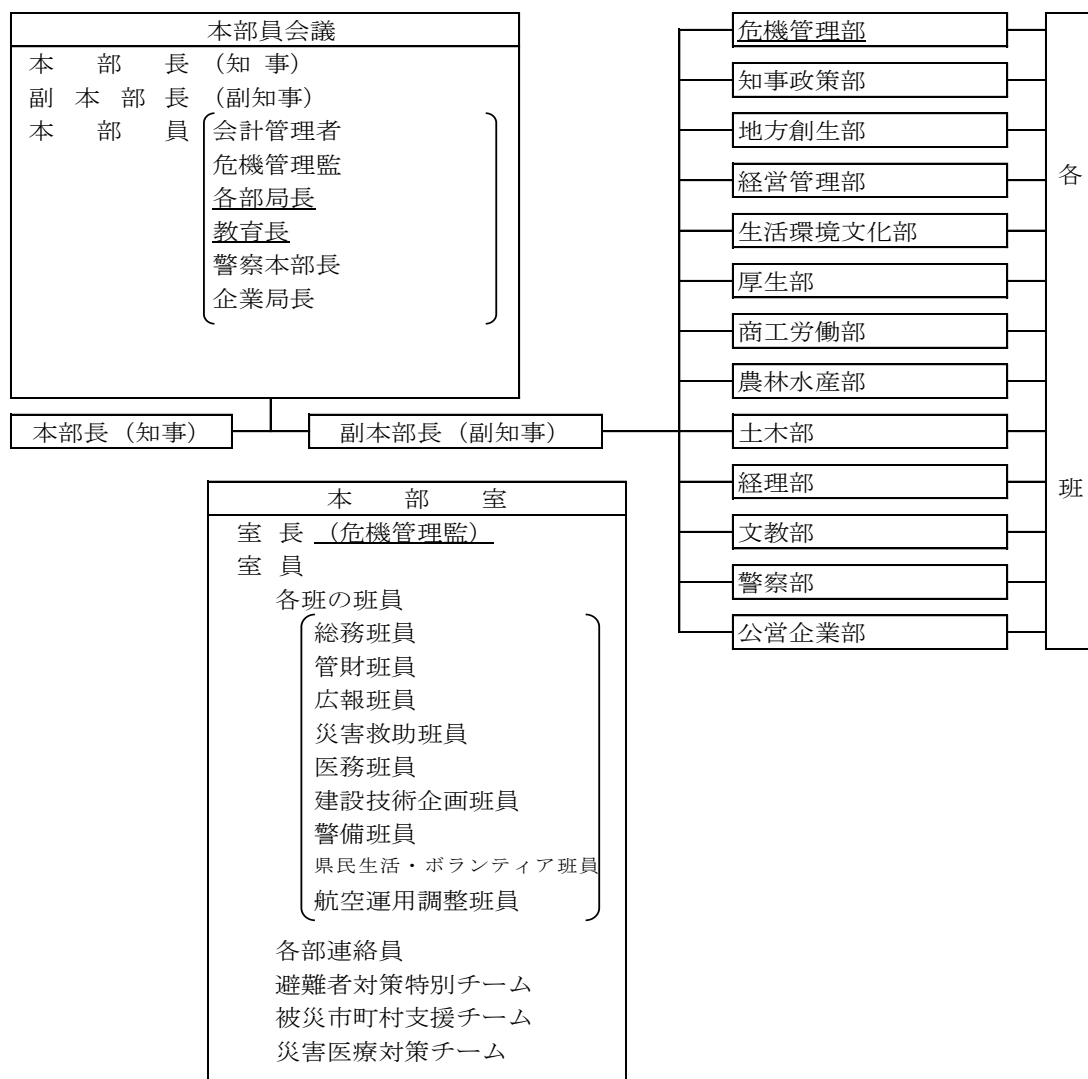
(資料「13-3 富山県災害対策本部運営要領」)

(2) 組織

ア 本部

- (ア) 本部は、本部長、副本部長及び本部員その他の職員をもって組織する。
- (イ) 本部に、部及び班を置く。

県災害対策本部組織図

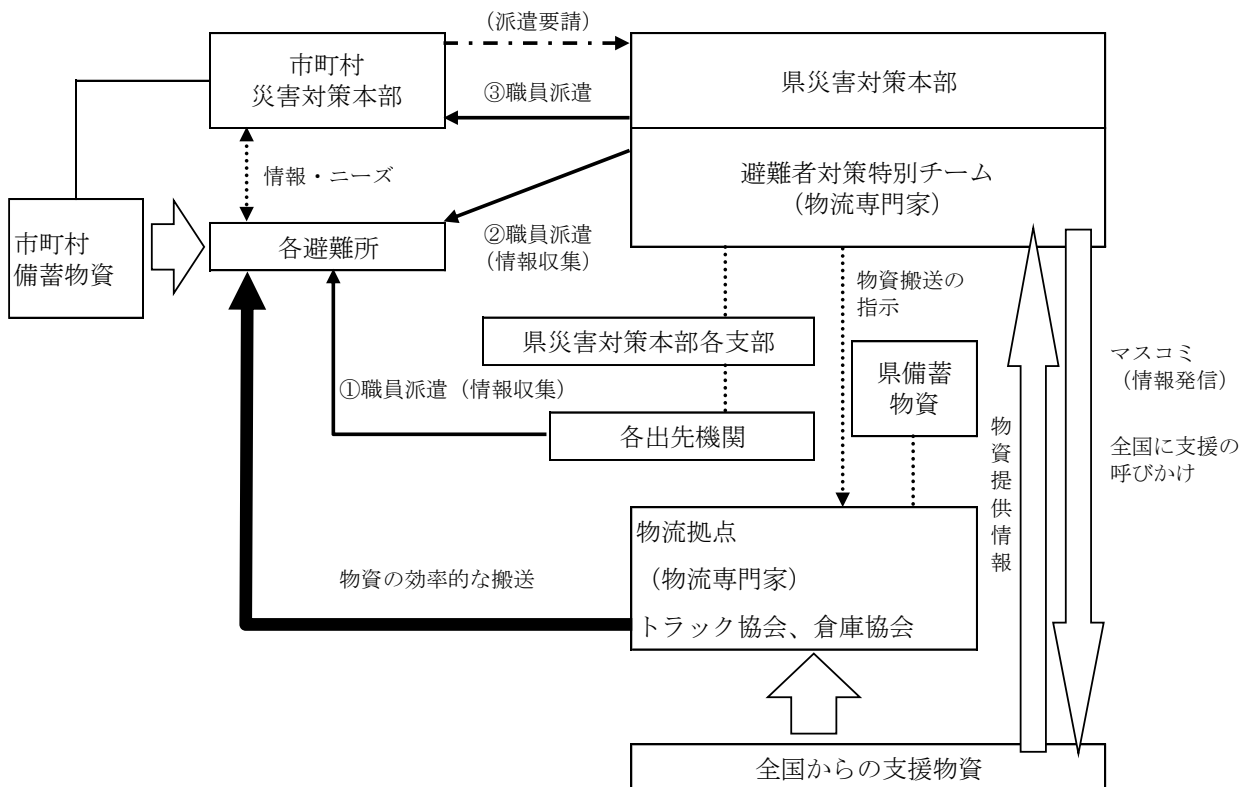


※上位者が不在の場合は、下位者が職務を代理する。
 (資料「13-1 富山県災害対策本部条例」、「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」)

(ウ) 発災直後の混乱した状況の中で、避難者の状況やニーズを迅速に把握するため、本部内に

「避難者対策特別チーム」を編成する。避難者対策特別チームは、避難所へ派遣した県職員からの情報や、被災市町村の災害対策本部へ派遣した職員の情報等から、避難者の置かれている状況、ニーズを踏まえ、情報の発信・伝達、物資の効率的配布の手配等を行う。

また、救援物資の受入れに当たっては、希望するもの及び希望しないものを報道機関を通じて公表するとともに、提供者に対して被災地のニーズに応じた物資となるよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法となるよう啓発に努めるものとする。



(エ) 災害により市町村の災害対策本部機能の著しい低下が判断される場合は、本部内に各班の班員により構成する「被災市町村支援チーム」を編成する。被災市町村支援チームは、被災市町村に赴き、被害の状況や市町村の対応能力等を調査し、調査結果に基づき、災害対策要員の派遣や通信連絡機器の支援等を行う。また、必要に応じて、他市町村への応援指示、防災関係機関等への応援要請を行う。

(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成し、災害医療対策チームに災害医療コーディネーターを配置する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム (DMAT) や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。

なお、円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部の災害医療対策チームと現地における医療救護活動に係る関係機関とは、連携を図りながら活動できる体制を構築するこ

ととする。

イ 支部

(ア) 本部長は、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があるときは、出先の各総合庁舎に支部をおく。

(イ) 支部は、支部長、班長、班員その他の職員をもって組織する。

(ウ) 支部長は土木センター所長をもって充てる。

県災害対策本部支部組織図



※ただし、富山支部が設置された場合は、中部厚生センター所長を災害救助・保健班長とする。

(資料「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」)

ウ 現地災害対策本部

(ア) 本部長は、被災現地における情報収集、応急対策の実施及び関係機関との連絡調整のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

(イ) 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員、現地災害対策本部派遣員をもって組織する。

(ウ) 現地災害対策本部長は、本部長が副本部長及び本部員の中から指名し、現地災害対策本部員及びその他職員は、本部長が指名する災害対策本部又は支部の職員とする。

また、現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名した職員とする。

(エ) 現地災害対策本部の設置基準

- a 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- b 被害が広域に渡る場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合
- c その他知事が必要と認める場合

(3) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部員室は県庁4階大会議室、災害対策本部室は4階大ホールに置く。

なお、県庁舎が被災のため使用できない場合は、富山県広域消防防災センターに臨時に災害対策本部を設ける。

イ 支 部

特別な場合を除き、各総合庁舎内に置く。

ウ 現地災害対策本部

災害現場又は災害現場近くの公共施設等に置く。

(4) 設置の通知等

ア 県職員

災害対策本部が設置されたときは、次により周知する。

(ア) 勤務時間内に設置されたとき

本部員（部局長等）は、直ちにその旨を所属班員（職員）に周知する。

(イ) 勤務時間外に設置されたとき

総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県総合防災情報システム」等により周知する。

イ 防災関係機関等

本部長は、消防庁長官に災害対策本部を設置した旨を通知するとともに、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対しても通知する。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第14普通科連隊長、航空自衛隊第6航空団司令、海上自衛隊舞鶴地方総監部総監

(エ) 厚生労働大臣、国土交通大臣

(オ) 相互応援協定を締結している知事

（資料「14-8 防災関係機関連絡先一覧表」）

ウ 報道機関

広報班長（広報課長）は、災害対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(5) 本部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の重要な災害対策について協議する。

(ア) 災害応急対策の基本方針に関すること

(イ) 動員配備体制に関すること

(ウ) 各部班間の調整事項の指示に関すること

(エ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること

(オ) 現地災害対策本部に関すること

(カ) 国、県、市町村、その他防災関係機関との連絡調整に関すること

(キ) 災害救助法の適用申請に関すること

(ク) 国、都道府県、市町村、その他防災関係機関への応援要請に関すること

(ケ) その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること

イ 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは、本部員会議を召集する。

ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。

エ 本部員は、その所管事項に関し、本部員会議に付議すべき事項があるときは、速やかに本部員会議に付議しなければならない。

(6) 災害対策本部室

ア 災害対策本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として本部室を設ける。

イ 本部室長は、危機管理監をもって充てる。

ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、県民生活・ボランティア班、航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指命する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。

エ 本部室の所掌事務は、次のとおりとする。

(ア) 各種情報の管理に関すること

(イ) 各部班の活動状況の把握に関すること

(ウ) 防災活動全般の調整に関すること

(エ) 本部員会議の運営に関すること

(オ) 避難者対策特別チームの運営に関すること

(カ) 被災市町村支援チームに関すること

(キ) 災害医療対策チームに関すること

(ク) その他本部長が指示した事項に関すること

(7) 本部派遣員

本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

ア 指定地方行政機関

イ 富山県を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊

ウ 市町村

エ 指定公共機関

オ 指定地方公共機関

(8) 非常（緊急）災害現地対策本部との連携

災害対策本部は、国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置したときは、国の現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。

(9) 災害対策本部・支部の廃止

本部長は、県の地域において災害が発生するおそれが消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部、支部又は現地災害対策本部を廃止する。

廃止の通知等は、２－（４）設置の通知等に準じて処理する。

第２ 市町村の活動体制

1 責 務（市町村）

市町村は、当該市町村の地域に雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、雪害応急対策を実施する。

2 活動体制（市町村）

- (1) 市町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「市町村本部」という。）を設置し、雪害応急対策に従事する職員を配置する。
- (2) 市町村は、災害応急対策等のため必要があるときは、県に対し災害対策本部への職員派遣を要請することができる。（参考：災害対策基本法第２９条）
- (3) 市町村本部が設置される前又は設置されない場合における雪害応急対策の実施は、市町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- (4) 市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。
- (5) 市町村は、市町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。
- (6) 市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、市町村長（市町村本部長）は、法に基づく救助事務を実施又は補助する。この場合における市町村の救助体制についても、あらかじめ定めておく。
- (7) 勤務時間外の雪害発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

なお、市町村は、災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、県災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第3 防災関係機関の活動体制

1 責務（各防災関係機関）

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に関わる雪害応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

2 活動体制（各防災関係機関）

- (1) 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、雪害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。
- (2) 県災害対策本部長は、雪害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対し、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第4 災害救援ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と相互に連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。

また、雪害時における除雪ボランティアの活動は、要配慮者宅周辺の雪かきなどが中心となる。

1 県民生活・ボランティア班の設置（県生活環境文化部）

県災害対策本部室に、県民生活・ボランティア班を設置する。

(1) 県民生活・ボランティア班の主な業務

- ア 富山県災害救援ボランティア本部（以下「県ボランティア本部」という。）との総合的な連絡調整を行う。
- イ 県ボランティア本部の運営に必要な事務機器や通信機器等の活動用資機材のあっせん、提供及び救援ボランティア活動に必要な物資等の調整に努める。
- ウ 必要に応じ、広報班を通じ、救援ボランティアに関する情報を報道機関に提供する。

2 富山県災害救援ボランティア本部の設置（県生活環境文化部）

県災害対策本部が設置された場合は、県、総合支援センター及び県社会福祉協議会は、連携して速やかに県ボランティア本部を設置するものとする。

県ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、必要に応じ、日本赤十字社富山県支部等協力関係団体にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

県ボランティア本部は、富山県総合福祉会館内に設置するものとする。

(2) 機能・業務

- ア 県災害対策本部及び市町村ボランティア本部との連絡調整
- イ 市町村災害救援ボランティア本部間のボランティア及び災害救援ボランティアコーディネーターなど相互支援活動の調整
- ウ 協力関係団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ ボランティア活動に関する広報・情報提供
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ 活動用資機材の調達（県災害対策本部との連携）
- キ 「東海北陸ブロック県市社会福祉協議会災害応援協定」等に基づく支援要請
- ク 全国社会福祉協議会や県外からの災害救援団体（災害救援NPO等）との連絡調整

3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村）

市町村災害対策本部が設置された場合は、市町村及び市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は、連携して、速やかに市町村ボランティア本部を設置するものとする。

市町村ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

市町村ボランティア本部は、市町村災害対策本部との連携が図れる場所（施設）に設置するものとする。

市町村及び市町村社協は、あらかじめ協議して設置場所を定めておくものとする。

(2) 機能・業務

- ア 市町村災害対策本部、県ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- イ 現地事務所間のボランティア等の連絡調整
- ウ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ 相談窓口（電話）の設置
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ ボランティアの受入れ
- キ 活動用資機材の調達（市町村災害対策本部との連携）
- ク 救援物資の仕分け、搬送
- ケ 地域内への広報

4 災害救援ボランティア現地事務所（市町村）

市町村ボランティア本部は、被災地の状況に応じて必要がある場合には、ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。

なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市町村ボランティア本部が担うものとする。

（1）設置場所

現地事務所は、ボランティア活動が円滑に行える場所（施設）に設置するものとする。

（2）機能・業務

- ア 市町村ボランティア本部との連絡調整
- イ ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入れ
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での支援活動
- ク ボランティアの健康管理

第5 帰宅困難者対策（県危機管理局、市町村）

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想される。

このため、県は、このような帰宅困難者を支援するため、防災関係機関との応援協定の締結等を推進する。

1 徒歩帰宅支援ステーション

（一社）日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石油商業組合加盟店（以下「加盟店」）は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため徒歩帰宅支援ステーションを設置する。徒歩帰宅支援ステーションは、住民に広く周知を図るため「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出するものとする。

2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容

- （1）水道水、トイレ等の提供
- （2）地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報の提供

（資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」

「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」）

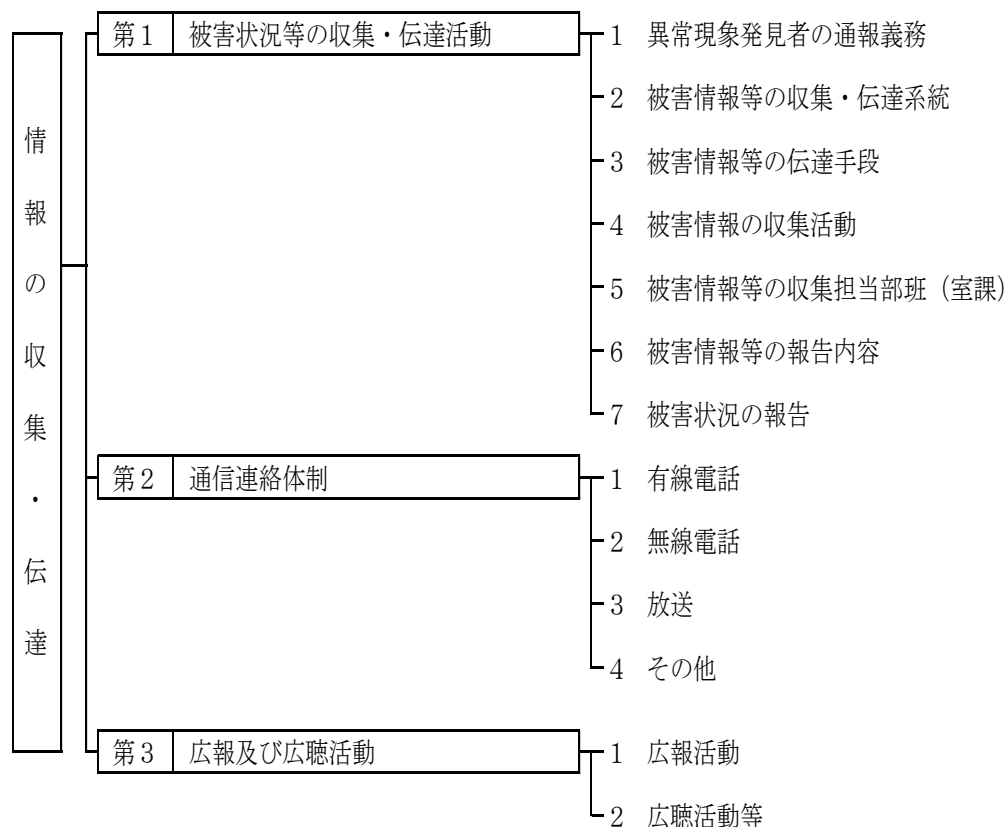
3 その他

(株)北陸銀行は、「災害時等の応援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレの提供等を実施する。(資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」)

第3節 情報の収集・伝達

県、市町村及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

対策の体系



第1 被害状況等の収集・伝達活動

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

1 異常現象発見者の通報義務（伏木海上保安部、県警察本部、市町村）

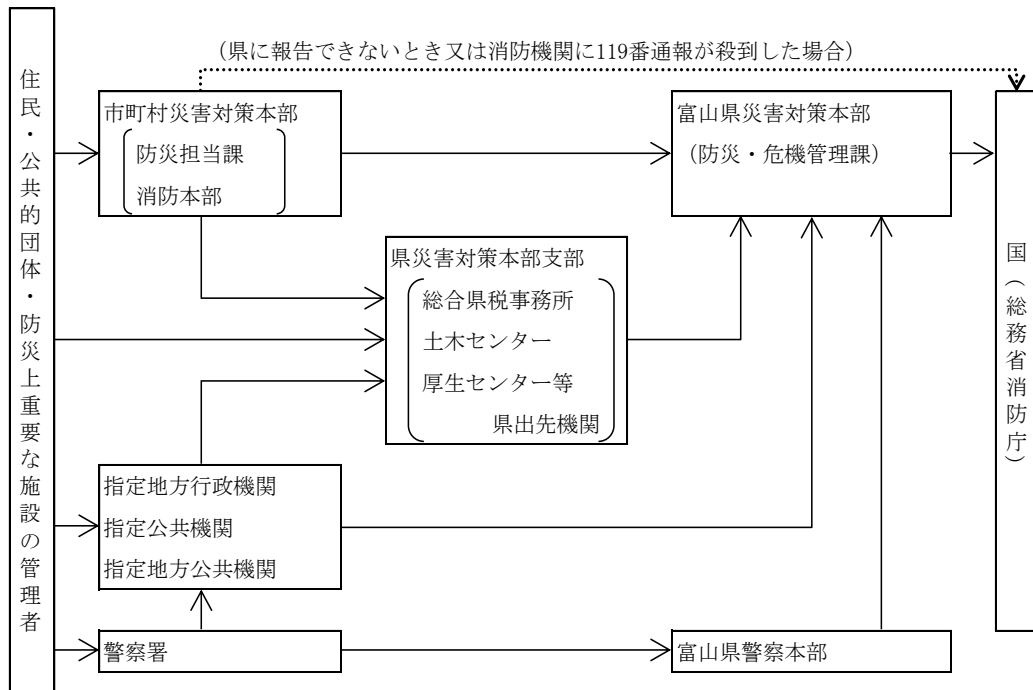
被害が発生し、又は発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

この場合において、通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに市町村長に通報する。

また、市町村長は、必要な関係機関に通報する。

2 被害情報等の収集・伝達系統（各防災関係機関）

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



※ () 内は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

3 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関）

県及び市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- (1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送に困難な場合には、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討することとする。
- (2) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- (3) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

4 被害情報の収集活動（県各部局）

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。

このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

- (1) 市町村、消防本部からの情報収集

被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集する。

(2) 参集職員からの情報収集

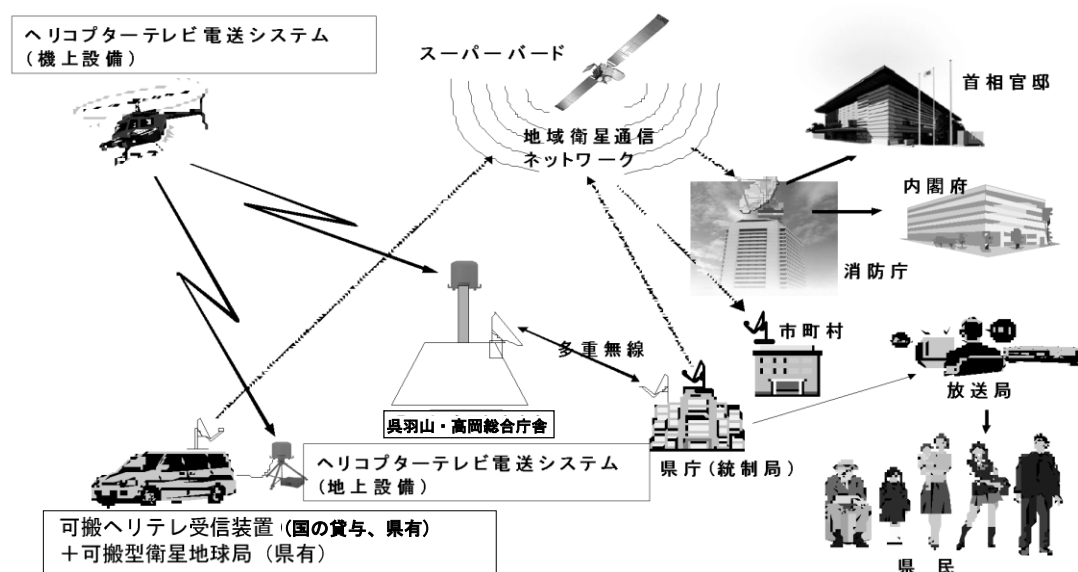
参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

(3) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集

県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。

また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



(4) 被災地へ派遣した職員からの情報収集

被災地、被災市町村の災害対策本部、避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し、携帯電話、無線により、情報を収集する。

(5) 防災関係機関からの情報収集

ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を、電話、無線により収集する。

(6) テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

(7) アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟富山県支部の協力を得て情報を収集する。

(8) 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(9) インターネットによる情報収集

インターネットにより情報を収集する。

5 被害情報等の収集担当部班（課）（県各部署）

被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

被害項目	担当部班	備考（室課名）
人的・家屋被害	危機管理部 総務班	防災・危機管理課
社会福祉施設被害	厚生部 災害救助班	厚生企画課
医療施設被害	厚生部 医務班	医務課
商業・工業被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課
農業・水産・林業被害	農林水産部 農林水産企画班	農林水産企画課
公共土木施設被害	土木部 建設技術企画班	建設技術企画課
公共文教施設被害	文教部 教育企画班	教育企画課
公営企業施設被害	公営企業部 経営管理班	経営管理課
電力施設被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課
ガス施設被害	生活環境文化部 環境保全班	環境保全課
上水道施設被害	厚生部 生活衛生班	生活衛生課
通信施設被害	経営管理部 管財班	管財課
県庁舎被害	経営管理部 管財班	管財課
鉄道施設被害	地方創生部 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室
空港施設被害	地方創生部 航空政策班	総合交通政策室

※1 災害が広範囲な場合においては、関係機関の協力を得て実施する。

2 担当部班は、被害情報をとりまとめ、速やかに総合政策部総務班（防災・危機管理課）に報告する。

6 被害情報等の報告内容（県各部署）

被害状況に関する内容は次のとおりである。

- ア 雪害の原因
- イ 雪害が発生した日時
- ウ 雪害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況
- オ 応急措置状況
- カ その他必要な事項

7 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関）

県、市町村、その他関係機関は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被

災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者の氏名等公表に関するガイドライン」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

(1) 災害即報

ア 県

県は、被害が発生したときは、市町村等から人的被害の状況、建築物の被害状況及び雪崩等の発生状況の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を直ちに国（総務省消防庁経由）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、国（総務省消防庁経由）に報告するとともに関係機関へ連絡する。

イ 市町村

(ア) 市町村（防災担当課、消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び雪崩等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(イ) 県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(ウ) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに国（総務省消防庁経由）及び県災害対策本部（防災・危機管理課）へ同時に報告する。

ウ その他の機関

被害の状況を速やかに県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

(2) 災害確定報告

ア 市町村 応急措置が完了した後、10日以内に、県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。

イ 県 応急措置が完了した後、20日以内に、国（総務省消防庁)に報告する。

(資料「11-2 知事に対して行う災害報告事項」)

第2 通信連絡体制

県、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

1 有線電話（NTT西日本、各防災関係機関）

(1) 災害時優先電話

電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTTが行う発信規制や輻輳している所への通信規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめNTT西日本富山支店の指定を受けるとともに、着信防止措置をとり、災害対策上支障がないよう措置しておく。

(2) 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

2 無線電話（県危機管理局、県経営管理部、NTTドコモ）

(1) 県防災行政無線

災害時には、県防災行政無線が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、映像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。

また、県は必要に応じ、(一財)自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けを行う。

(資料「7-2 富山県防災行政無線系統図」)

(2) 防災相互無線

防災相互通信用周波数には、158.35 MHzと466.775MHzの2波があり、都市部や石油コンビナート等における大規模災害時において、無線局相互間での連絡等に活用する。

(資料「7-5 防災相互通信用無線局」)

(3) 携帯電話

県は携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、積極的に活用する。

(4) 衛星通信

県は、衛星通信を整備し、積極的に活用する。

(5) 移動体通信事業者が提供するサービス

県は、携帯端末の緊急速報メール機能等の移動体通信事業者が提供するサービスを導入し、積極的に活用する。

(6) 公衆無線LANサービス

県は、公衆無線LANサービスを提供する事業者等に対し、無料開放を行うよう働きかける。

3 放送（県経営管理部、市町村、各放送局）

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」及び「通信設備の優先利用等に関する協定」に定めた手続きにより、放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、市町村長は、知事を通じて依頼する。

(1) 依頼の手続き

次の事項を明記のうえ、文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、後刻速やかに文書を提出する。

ア 放送を求める理由

イ 放送の内容

ウ 発信者名及び受信の対象者

エ 放送の種類

(2) 放送の依頼先

ア 日本放送協会富山放送局

イ 北日本放送株式会社

ウ 富山テレビ放送株式会社

エ 株式会社チューリップテレビ

オ 富山エフエム放送株式会社

カ 富山県ケーブルテレビ協議会

（資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」

「12-3 通信設備の優先利用等に関する協定について」）

4 その他（各防災関係機関）

災害に関する情報連絡を迅速に行うため、市町村防災行政無線（地域防災無線を含む。）等、他機関の無線通信施設を利用することができるものとする。

（1）利用できる主な施設

ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第28条で定める業務を行う機関の保有する無線

通信施設名	通信系統
市町村防災行政無線	市町村とその集落及び防災関係機関等を結ぶ回線
消防防災無線	消防庁と都道府県を結ぶ回線
中央防災無線	官邸及び内閣府等（防災関係省庁を含む。）と都道府県を結ぶ回線
国土交通省回線	国土交通省と同省の出先機関並びに都道府県を結ぶ回線
警察庁回線	警察庁と都道府県警察を結ぶ回線
気象庁回線	気象庁と気象庁の出先機関を結ぶ回線
海上保安庁回線	海上保安庁と海上保安庁の出先機関を結ぶ回線
消防・救急無線	消防機関等相互を結ぶ回線
県警察無線	県内の警察機関相互を結ぶ回線
鉄軌道無線	西日本旅客鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、万葉線(株)の各関係機関を結ぶ回線
電気事業用無線	北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)の各関係機関を結ぶ回線

イ 非常通信協議会の構成員の保有する無線

（資料「7-7 各市町村から対県通信計画」「7-8 富山県非常通信協議会構成員名簿」）

ウ 前号以外で無線局を有する機関の無線

（2）相互協力

発受信者と無線局の施設者は、非常通信協議会等を通じて、事前に十分に協議を行い、災害時の通信の確保に協力するものとする。

第3 広報及び広聴活動

豪雪時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、雪害の状態、雪害応急対策の実施状況や各種の生活情報を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

なお、県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

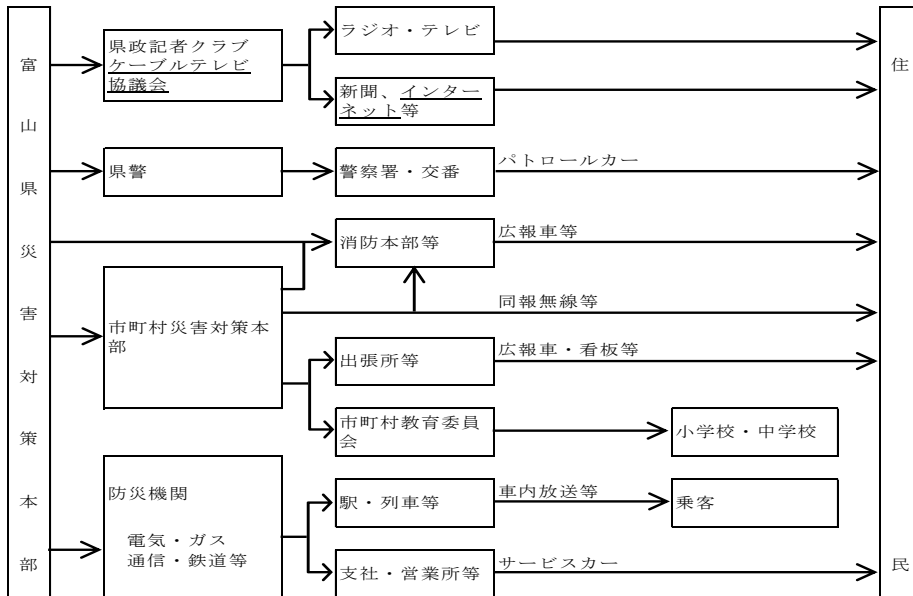
また、速やかな復旧を図るため、各防災関係機関が連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。

1 広報活動（各防災関係機関）

(1) 実施機関

各機関が関係機関と連絡をとりながら、適切かつ迅速に行う。

災害時の広報活動フロー



(2) 広報活動の内容

ア 広域災害広報

県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア) 発災直後の広報

- 災害発生状況（人的被害、住家被害等の概括的被害状況）
- 道路情報（道路通行不能等の道路交通情報）
- 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）
- 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(イ) 応急復旧活動段階の広報

- 災害発生状況（人的被害、住家被害等市町村より報告された被害状況の集計値）
- 住民の安否情報（市町村毎にとりまとめた被災者の氏名等）
- 給食・給水実施状況（市町村への支援状況等）
- 生活必需品の供給状況その他生活に密着した情報（県全域にわたる情報等）
- 河川・港湾・橋梁等公共土木施設の被災、復旧状況
- 道路情報（道路通行不能等の道路交通情報）
- 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）

(ウ) 支援受入れに関する広報

- a 必要なボランティア情報（県外からの支援者の受入れ調整等）
- b 義援金・救援物資の受入に関する情報

(エ) 被災者に対する広報

- a 被災者相談窓口の開設状況
- b 県民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(オ) その他必要事項

イ 地域災害広報

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア) 発災直後の広報

- a 災害発生状況（家屋の倒壊、雪崩等災害発生状況）
- b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- c 交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）
- d 地域住民のとるべき措置（流言飛語の防止、近隣助け合いの呼びかけ等）
- e 避難指示（避難地域の状況、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況等）
- f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(イ) 応急復旧活動段階の広報

- a 地域住民の安否情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- b 給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（水道管等地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

(ウ) 支援受け入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受入れに関する情報

(エ) 被災者に対する広報

- a 被災者への相談サービスの開設状況

(オ) その他必要事項

(3) 災害報道

災害時においては、予警報、二次災害の警戒情報等を迅速に伝達するとともに、情報の混乱から生じるパニックを防止することも大切である。

また、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい生活情報をより速く、的確に伝えることで人心を安定させ、社会的混乱を最小限にとどめることが必要である。

特に、放送による災害報道は、広範囲にしかも迅速に伝達されるため、災害時の情報伝達にあたって積極的に活用するものとする。

ア 報道機関への発表

県、市町村及びその他防災関係機関は、報道機関に対して、災害の規模等に応じて、定期的又は随時に、被害状況、応急活動状況等必要事項を発表するとともに、積極的に資料を提供するものとする。

(ア) 災害に関する情報の報道機関への発表は、災害情報、被害状況及び応急活動等状況の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

(イ) 発表は、原則として災害対策本部広報班長（広報課長）が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長（広報課長）に発表事項及び発表場所について連絡するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

(ウ) 防災関係機関は、報道機関に対して災害に関する情報を発表した場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報班長（広報課長）へ報告するものとする。

イ 要配慮者への対応

情報の提供にあたっては、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人等に十分配慮するよう努めるものとする。

(4) 関係機関の応援協力関係

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。また、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人等に十分配慮するよう努めるものとする。

イ 各防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

(5) 安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等公表

県は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応するよう努めるものとする。

2 広聴活動等（県経営管理部、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する。

(1) 総合窓口の設置

災害対策本部に被災者からの相談、要望、苦情を受け付ける総合窓口を設置し、専任職員を配置する。

(2) 広聴活動の実施

ア 県

災害の規模や現地の状況を勘案し、又は被災市町村の要請に基づき、次のとおり市町村の広聴活動を支援する。

(ア) 被災地を巡回して移動相談を実施する。

(イ) 関係市町村と連携をとりながら、被災地及び避難所に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情を聴取し、速やかに関係各部局に連絡して適切な処理に努める。

(ウ) 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を配置して警察関係の相談にあたる。

イ 市町村

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡し、適切な処理に努めるとともに、地域住民の安否情報の収集に努めるなど、強力な広聴活動を実施するものとする。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

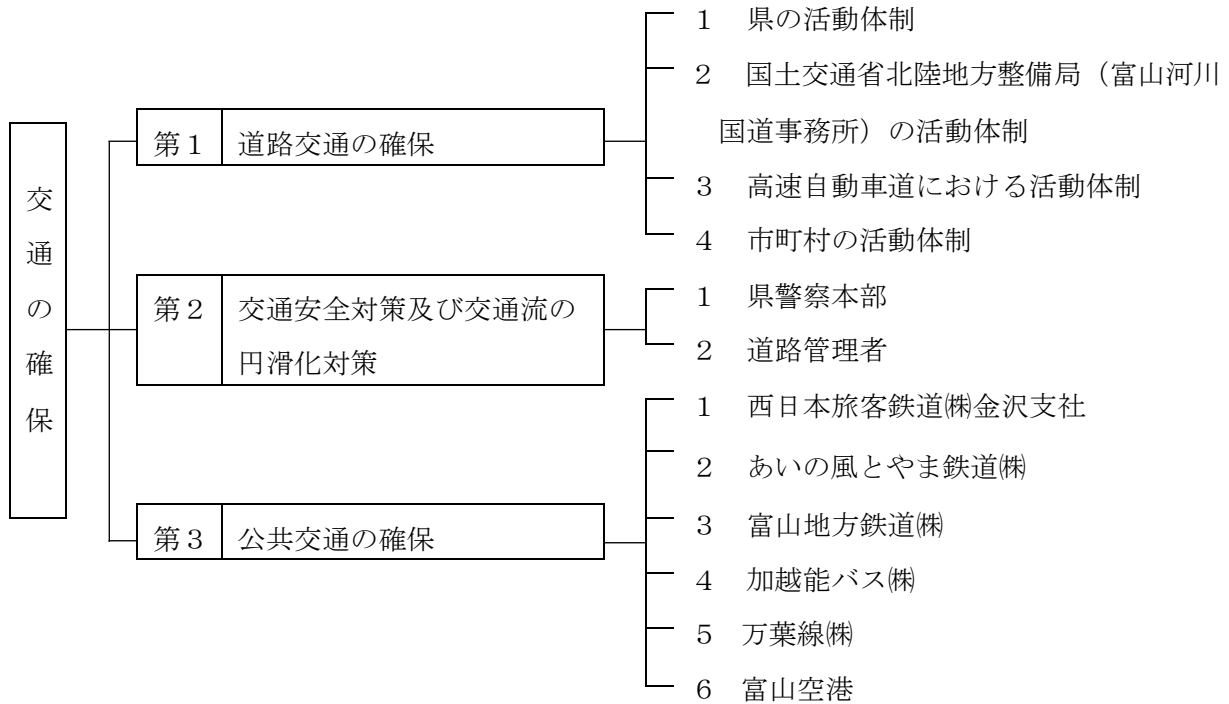
県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4節 交通の確保

降積雪や雪崩等により、交通に支障を生じた場合の応急的交通の確保を実施することにより、住民の日常生活、社会経済活動の安定及び防災関係機関の実施する救助、救護活動、応急復旧活動の円滑な遂行を図る。

対策の体系



第1 道路交通の確保

道路管理者は、各々の責務に基づき冬期道路交通の確保を図るため、次のとおり除排雪を実施するものとし、各道路管理者は相互に協力して交差点の確保にあたる。

また、道路管理者等関係機関相互の情報共有を図ることとし、豪雪時等においては、道路管理者等の関係機関による「富山冬期交通確保連携会議」情報連絡本部を北陸地方整備局富山河川国道事務所に設置し、対応の強化を図るものとする。

1 県の活動体制（県土木部）

富山県道路除雪計画に基づき、次のとおり実施する。

(1) 基本方針

降積雪等により道路交通に支障をきたさないように、県管理道路の除排雪および路面凍結対策等を適切に実施するとともに、災害級の大雪時には各道路管理者や事業者、県民がより一層連携・協力し、早急な道路交通の復旧を図り、安全で安心、快適な県民生活を確保する。

(2) 除雪体制

毎年11月15日から3月31日までの間、土木部道路課に富山県道路除雪対策本部を設置するとともに、各土木センター及び各土木事務所に除雪実施部を設け除雪体制に入る。

除雪対策本部長 土木部長

除雪対策副本部長 道路課長

除雪対策実施部長 各土木センター所長及び各土木事務所長

(3) 除雪区分及び除雪形態

除雪計画路線は、次のとおり3つに区分する。

区 分	日交通量のおよその標準	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、豪雪時以外は常時交通を確保する。豪雪時は降雪後約5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500～1,000台/日未満	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。豪雪時には約10日以内に2車線又は1車線の確保を図る。
第3種	500台/日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時交通不能になってもやむを得ない。

※ 第1種のうちでも、特に次のような交通量の多い重要路線（道路除雪計画図で特別重要路線として赤太字線表示のもの）については、上記除雪目標にかかわらずより一層の除雪レベル向上を図り、豪雪時においても最優先に除排雪を行い、原則として常に2車線は確保する。

①主要都市間を結ぶ重要道路（主要バス路線を含む）

②高速道路のI.C.・空港・主要な駅・港湾・医療施設・及びその他重要公共施設等への道路

③その他、物資の輸送に重要な道路等

また、除雪は、早期除雪に対応するため、保有除雪機械の型式並びに道路現況等を勘案し、保有機械を他に貸与して行う貸与除雪、並びに他より除雪機械及びオペレーターを借り上げて行う借り上げ除雪に分けて行う。

(4) 除雪準備

ア 除雪機械の整備

(ア) 除雪機械及び付属品等の点検整備を事前に行い、出動の態勢を整える。

また、除雪作業時の故障に対し、迅速確実な処置ができるよう修理態勢を整える。

(イ) 借上除雪機械についても（ア）に準じて整備するよう指導する。

(ウ) 管内における民間除雪機械やオペレータの数の実態等を十分調査把握し、豪雪時において追加動員可能な除雪機械の所有者に対しあらかじめ協力依頼のうえ、これを各土木センター及び各土木事務所で作成した「協力除雪機械台帳」に掲載しておく。

(エ) オペレータに対しては、法規、機械操作、作業手順等について講習を行うなど、技術向上に必要な措置を講ずる。

イ スノーポールの設置等

除雪機械の運行目標及び危険防止のための標示として、11月中旬までに除雪路線の適当な箇所にスノーポールを設けるとともに、ガードフェンス及び待避所の位置を明示する。

ウ 雪寒対策施設の試運転

消雪パイプなど雪寒対策施設が良好に機能できるよう試運転をするなどの点検を行い、不良箇所については、11月中旬までに修繕しておく。

エ 雪捨て場の選定

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定し、綿密な排雪計画をたてておく。

この選定にあたっては、事前に関係機関等と十分に協議を行い、了解を得ておく。

また、一般住民も利用できる雪捨て場は、その位置を周知させる措置を講じておく。

(5) 出動の基準

出動基準は、原則として次表のとおりとする。

ただし、特別の事由等により除雪対策本部長、実施部長が特に必要と認めた場合にも出動するものとする。

作業区分	出 動 基 準
新 雪 除 雪	新降雪深が10cmを超え、気象情報等からさらに降雪が予想されるとき。
路 面 整 正	1 路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態となるおそれのあるとき。 2 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。
圧 雪 処 理	1 路面圧雪厚さが10cmを超えるとき。 2 気温の変化や通行車のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となるおそれのあるとき。
拡 幅 除 雪	連続した除雪作業により、路側の雪（雪堤）が大きくなり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通困難を引き起こすと判断されるとき。
運 搬 排 雪	拡幅除雪が特に難しい人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断されるとき。
凍結防止剤散布	降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が0℃以下になり、路面が凍結し交通障害の発生が予想されるとき。

(6) 除雪作業区分・内容

ア 新雪除雪作業

本作業は、新雪を路側等へ除去することであり、平地部では除雪トラック、除雪グレーダにより、道路勾配の急な山間部では除雪ドーザによる作業が主体となるが、いずれも圧雪を生じさせないよう早朝作業の必要がある。

なお、日中においても、交通量や沿道状況等の路線の重要性などを勘案のうえ、降雪強度や路側堆雪状況に応じ、早期に除排雪を行う。

イ 路面整正・圧雪除去作業

本作業は、除雪グレーダ、除雪ドーザ等により路面にある残雪や圧雪を除去することであるが、圧雪の成長による交通渋滞を防ぐため、作業の早期取組みが特に重要である。

ウ 拡幅除雪作業

本作業は、除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザ等により、雪堤をさらに路側へ押しつける作業やロータリ除雪車を用いて路側の雪を吹き飛ばす作業等であり、地形・雪堤や人家連担の状況等により適切な方法を選定しなければならない。

作業にあたっては、沿道家屋に支障を与えたり、街路樹、道路標識、ガードレール、スノーポール等を損傷しないよう特に注意する必要がある。

エ 運搬排雪作業

本作業は、路側の雪をスノーローダー、ロータリ系除雪車等を使用してダンプトラック等に積み込んで捨てることである。本作業を実施すべき主な箇所は次のとおりである。

- (ア) 市街地及び人家連担の狭隘な道路
- (イ) 拡幅作業困難な交差点
- (ウ) 跨線橋、高架橋
- (エ) 両切り取り（掘割り）で路側部の狭い区間
- (オ) 住民協力による歩道除雪の計画区間（住民による歩道雪の路側への排雪促進のため）

オ 凍結防止剤散布作業

本作業は、路面凍結によるスリップで危険な区間や、交通渋滞を引き起こすおそれのある区間に凍結防止剤を散布する作業である。

主な散布必要箇所は、次のとおりである。

- (ア) 急勾配、急カーブ区間
- (イ) 橋梁、高架橋の取付部
- (ウ) 主要な交差点
- (エ) 日陰で凍結の生じやすい箇所

カ 歩道除雪作業

本作業は、ショベル又はロータリ系小型除雪機械等により行うこととし、自宅前生活道路等については、住民協力を求めながら実施する。また、交差点部の横断歩道部の排水に努める。

本作業の実施箇所は次のとおりである。

- (ア) 通学路
- (イ) 歩行者の多い駅、主要なバス停周辺、公共施設等へ通じる歩道

(7) 除排雪に際しての配慮

ア 市街地除排雪への対処

市街地や人家連担地区の除雪は、除雪作業全体の大きな位置を占め、県民生活の安定、消防活動や治安の維持上からも極めて重要であることから十分対策を練り、実施にあたっては適切に対処できるよう特に配慮する。

イ 住民協力を得るための広報活動の実施

(ア) 路上駐停車の自粛の要請等

除排雪作業に大きな支障となる路上駐停車の自粛について、各報道機関等を通じて強く要請する。

また、関係警察署とも緊密な連絡をとり、路上駐停車は勿論のこと、その他路上放置物件の取締り、除排雪作業に関する交通規制や交通情報収集等についても協力を要請する。

(イ) 自宅前道路の除排雪

自宅前道路（特に歩道）の自主的除排雪について、協力を呼びかける。

(ウ) 道路への投雪自粛の要請

屋根雪等の道路への投雪は、大きな交通障害となるため、市町村との連絡を緊密にし、沿道住民に対し、その自粛について協力を要請する。

また、やむを得ず町内等で屋根雪下ろしを行う場合は、道路交通に支障が生じないようにその作業方法や後始末等について指導する。

(エ) 流雪溝等への計画的な投雪の要請

流雪溝やその他用排水路等への無秩序な投雪による溢水、家屋浸水等の被害を防止するため、あらかじめ地区相互で話し合いを行い、使用ルール等を定め、計画的な投雪や流水の管理等を実施するよう、各報道機関や市町村を通じ協力を求める。

なお、投雪に際してはごみを混入しないよう注意を促すものとする。

(オ) 生徒による学校周辺の除雪の要請

県においては、「県民総ぐるみで雪対策を推進する。」という観点から、従来より地域ぐるみ除排雪の推進や自宅前道路の除排雪について協力依頼しており、学校周辺についても安全性の確保に留意しつつ、生徒による通学路等の除排雪について協力を要請するものとする。

(カ) ドライバーへの注意喚起

雪道はとても滑りやすく、また気温が下がると凍結し、さらに危険な状態になるので、ドライバーに冬用タイヤや路面状態にあった運転をするよう呼びかける。

また、雪が融けはじめると、水溜まりができ、水はねの原因となるので、歩行者の近くを通るときは十分注意するよう呼びかける。

(キ) 災害級の大雪時の呼びかけ

災害級の大雪が見込まれる場合、車での不要不急の外出を控えることを県民や事業者へ呼びかける。

(8) 除雪パトロール

除雪作業管理のため、随時除雪パトロールを実施する。

(9) 県民等への情報提供

ア 除雪情報及び富山県除雪情報システムにより収集された降積雪・凍結情報等を各報道機関やインターネット、スマートフォンアプリ等を通じ、県民や一般通行車両に対し適切に提供する。

イ 道路情報板により県民や一般通行車両に、これを提供するとともに、必要があると判断される場合は、直ちに関係市町村、警察署及び消防署等へ連絡する。

ウ 路面凍結によるスリップ危険箇所に、凍結注意等の標識を設置し道路利用者に注意喚起するなどして、路面凍結状況等の情報を提供する。

(10) 豪雪時における体制

土木部長は、下記の指定雪量観測点の2分の1以上が概ね警戒積雪深に達すると見込まれる場

合を目安として、除雪状況その他を勘案し北陸地方整備局長と協議し警戒体制への移行を決定する。

また、指定雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における除雪状況、降雪強度、今後の降雪予想などから、緊急事態に陥る恐れがあると判断される場合又は大雪に関する特別警報が発令された場合、道路雪害対策本部長が北陸地方整備局長と協議のうえ、緊急体制に移行する。

指定雪量観測点名	警戒積雪深 (c m)
①高岡市	90
②富山市	90
③魚津市	90
④南砺市(福光)	100
⑤富山市八尾町	110

ア 警戒体制時における措置

警戒体制時においてはその後予想される緊急体制への準備として、次の事項について措置を講ずる。

- (ア) 除排雪作業の強化
- (イ) 除雪機械の追加借上げやオペレータ等の事前手配
- (ウ) 情報連絡の強化

イ 緊急体制時においては、「道路除雪計画」に掲げる第1種、第2種路線の交通確保のため、次の事項について措置を講ずる。

- (ア) 除排雪作業の最強化
- (イ) 除雪機械の追加借上げやオペレータ等の総動員
- (ウ) 情報連絡の最強化

ウ 特別重要路線

緊急体制時においては、路線の重要性、追加動員可能な除雪機械台数等を勘案し、原則として、「道路除雪計画」に掲げる特別重要路線を優先的に除排雪する。

(資料 「10-1 県管理道路土木事務所別除雪延長内訳表」「10-2 県除雪機械の配置計画」「10-4 富山県除雪体制系統図」「(追加予定) 富山県除雪情報システムの体系図」)

エ 災害級の大雪時の対応

タイムラインに基づき、次の事項などについて措置を講ずる。

- (ア) 県民・事業者等に車での不要不急の外出を控えることや、荷主や事業者へ、広域迂回や運送日の調整などを呼びかける。
- (イ) 他の道路管理者が管理する道路であっても、緊急的に除雪し交通障害の解消を図るなど、相互に連携・応援できる体制を構築する。
- (ウ) 臨時の雪捨て場の開設や機動的除雪、排雪作業の準備など除排雪体制を強化する。
- (エ) スタック車両や放置車両による大規模な滞留が見込まれるので、必要に応じ、災害対策基本法に基づき除雪作業等の支障となる車両の移動に努める。
- (オ) 倒木等に伴う道路の通行止めが見込まれるので、ライフライン関係者と連携し早期の復旧に努める。

2 国土交通省北陸地方整備局（富山河川国道事務所）の活動体制（北陸地方整備局）

北陸地方整備局防災業務計画に基づき、次のとおり実施する。

（1）雪寒体制

毎年11月1日から3月31日までの間、雪寒体制に入り、北陸地方整備局に道路雪害対策本部を設置するとともに、各事務所に雪害対策支部を設置する。

雪害対策本部	局長
雪害対策副本部長	道路部長
雪害対策支部長	事務所長
雪害対策副支部長	副所長

降積雪量等により、次の発令基準を定める。

① 平常体制 ② 注意体制 ③ 警戒体制 ④ 非常体制

（2）除雪区分及び除雪形態

除雪計画路線は、別表のとおり区分し、保有除雪機械の貸与による除雪及び民間除雪機械の借上げにより実施する。

（3）除雪準備

ア 除雪機械の点検整備等

除雪機械は点検整備を励行し、随時出動できるように整えておく。また、支部長は、貸与機械不足時の借上げに備え、あらかじめ管内民間保有除雪機械、オペレーターの確保について十分把握し、関係機関及び業者に協力要請を行っておく。

イ 消雪パイプ等の点検整備

消雪パイプ等の消融雪施設は、降雪期前に点検整備を行っておく。

ウ 情報連絡体制の整備

降雪状況、道路状況の把握のため、関係機関等の協力を得て情報の収集及び連絡体制を整えておく。また、降積雪状況の把握のため常設観測装置を点検整備するとともに、气象台等関係機関との連絡体制を十分整備しておく。その他北陸地方建設局道路雪害対策情報連絡要領による。

（4）出動の基準

出動の基準は次のとおりとする。

新雪除雪	雪が降りはじめ、降雪状況気象通報等からさらに雪が降り続くことが予想され、降雪5～10cmに達したとき ただし、国道470号については、降雪3～5cmに達したとき
路面整正	1. 路面に残雪が多く、放置すると交通困難な状態となる恐れがある場合 2. 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要がある場合
圧雪処理	気温の変化や通行車のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸を生じ交通障害の原因となる恐れのある場合

拡幅除雪工	1. ローター除雪車による拡幅は降雪が本格的となり、必要幅員の確保が困難になった場合 2. 雪堤が大きくなり、風雪、地吹雪などで必要幅員の確保が困難となり、交通の障害を起こすと思われるとき
運搬排雪除雪工	運搬排雪は、交通可能な幅員確保が困難となり、引続き降雪量の増加が予想され、さらに連担家屋の雪おろし等で交通障害が起こる恐れのある場合
凍結防止工	路面凍結が予想される場合、又は確認したとき

(5) 作業の内容及び目標

除雪作業は、一般除雪、拡幅除雪工及び凍結防止工等で、一般国道直轄管理区間2車線以上の幅員を常時確保することを除雪目標とする。ただし、異常降雪により2車線確保が困難になると想定される場合は、早い段階で通行止め措置を行い、除雪作業を集中的に実施し、迅速に交通を確保する。

(6) 市街地除雪

市街地、人家連担地区の除雪は、災害対策上、また、除雪システム上極めて重要であるので次のとおりの体制を整備し、迅速に実施する。

ア 屋根雪処理に対する要請等

沿道住民に対し、屋根雪おろし後のあと始末の励行及び除雪への組織的な協力について要請する。

イ 雪捨場の選定

雪捨場の選定については、流水、工作物、運搬経路、交通量、その他を勘案して関係機関と協議し適切な雪捨場の確保に努める。

ウ 消融雪施設の維持管理

消融雪施設は、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

エ 警察との協力体制

除雪の実施にあたり、関係警察署長と密接な連絡をとり、路上放置物件の取締り、除雪時の交通整理及び情報収集等について協力を要請する。

(7) 除雪パトロール

積雪、路面凍結、消融雪施設の稼働の状況及び危険箇所の状況を把握するため随時パトロールを実施する。

(8) 広報活動

報道機関を通じ県民及び一般通行車両に対し、積雪期における道路交通の案内のための路線の交通状況及び注意事項等の広報活動を行い周知徹底する。

(9) 豪雪期における体制

県内の指定雪量観測点の2分の1以上がおおむね警戒積雪深に達したときを目安として、除雪状況その他を勘案し、局長が県知事と協議して移行を決定したときは警戒体制に入る。また指定雪量観測点のうち大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ重要路線の除雪状況等を勘案し

て局長が知事と協議して移行を決定したとき非常体制に入る。

ア とるべき措置

- (ア) 情報連絡の強化
- (イ) 除雪機械及びオペレーター、その他必要な機械等の確保
- (ウ) 除雪作業の強化
- (エ) 応援要請

イ 緊急確保路線

豪雪時における道路交通を緊急に確保するために、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうるよう緊急確保路線について、除雪機械及び除雪要員等の動員並びに連絡系統及びその他必要な事項に関して、あらかじめ所要の体制を確立しておき国土交通省防災業務計画に基づき円滑な実施を図る。

(資料 10-7 国土交通省現有除雪機械の配置(民間貸与) 10-9 国土交通省富山河川国道事務所除雪区間
10-10 除雪ステーション設置計画及び工区区分 10-11 国土交通省北陸地方整備局雪寒体制発令基準)

3 高速自動車道における活動体制(中日本高速道路(株)金沢支社)

(1) 中日本高速道路(株)金沢支社の活動体制

北陸自動車道、東海北陸自動車道及び舞鶴若狭自動車道の冬期間における道路交通の確保を図るために、毎年11月10日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、対策期間前までに、次のような雪に対する準備を行うとともに、除雪作業は「金沢支社雪氷対策要領」に基づき実施する。

ア 準備作業

(ア) 除雪機械の点検整備等

各雪氷基地に配備された除雪機械の整備を励行し、いつでも出動できるように整えておくとともに、民間からの借上げ機械及びオペレーターの確保を行う。

(イ) 消融雪装置の点検整備

料金所に設置されている散水消雪装置及びトンネル坑口に設置されているロードヒーティングは試運転等により、いつでも実施できるように点検整備を行っておく。

(ウ) 情報連絡体制の確立

除雪状況、道路状況の把握のため、関係機関等の協力を得て情報の連絡体制を整えておくとともに、気象情報については、特に気象予測会社と十分な連絡体制を整えておく。

(エ) 凍結防止剤の確保

各雪氷基地に凍結防止剤を配備し、いつでも使用可能な状態にしておく。

イ 除雪作業

雪氷対策期間中の体制は、次の4段階とし、各保全・サービスセンターは状況に応じた体制をとる。

- ① 注意体制 ② 警戒体制 ③ 緊急体制 ④ 非常体制

また、非常体制に入った場合は、非常災害対策本部の設置を行うものとする。

緊急体制に入った場合は、これに準じ、必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。

(ア) 大雪警報、暴風雪警報が発表された場合には、警戒体制に移行する。

(イ) 災害体制時になった場合、緊急体制又は非常体制に移行する。

ウ 出動の基準

(ア) 積雪により一般通行車両の走行に支障にならないよう除雪機械を出動させ、新雪除雪を行うとともに必要に応じて拡幅除雪を行う。

(イ) 気温が零度以下に低下するおそれがあると予想され、かつ各既設観測点での路温が零度近くとなり、路面凍結のおそれがあると判断された場合に、凍結防止剤の散布を行う。

エ 作業の内容及び目標

除雪作業には、除雪工（新雪除雪、拡幅除雪、圧雪処理）、運搬排雪工、路面凍結防止工（薬剤、薬液散布）等があり、その目標としては、最大限の交通確保を図る。

オ 警察との協力体制

除雪の実施にあたり、高速道路交通警察隊と密接な連絡をとり、交通の確保にあたる。

カ 広報活動

一般通行車両には、必要に応じて（一財）日本道路交通情報センター等を通じて、除雪、規制状況の広報を行う。また、電光標示板により道路情報の提供を行う。

（資料 10-12 中日本高速道路(株)金沢支社）

(2) 富山県道路公社

能越自動車道における冬期間の道路交通の確保を図るために、毎年11月10日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、対策期間前までに、次のような雪に対する準備を行うとともに、除雪作業は「能越自動車道雪氷対策実施計画書」に基づき実施する。

ア 除雪準備

(ア) 除雪機械の点検整備等

除雪基地に配備された除雪機械の整備を励行し、いつでも出動できるように整えておくとともに、民間からの借上げ機械及びオペレーターの確保を行う。

(イ) 消融雪装置の点検整備

料金所に設置されている散水消雪装置は試運転等により、いつでも実施できるように点検整備を行っておく。

(ウ) 情報連絡体制の確率

除雪状況、道路状況の把握のため関係機関等の協力を得て情報の連絡体制を整えておく。

(エ) 凍結防止剤の確保

雪氷基地に凍結防止剤を配備し、いつでも使用可能な状態にしておく。

イ 除雪体制

雪氷対策期間中の体制は、次の3段階とし、状況に応じた体制をとる。

- ① 警戒体制 ② 緊急体制 ③ 非常体制

ウ 出動の基準

(ア) 基地観測点又は任意地点における積雪が、おおむね5センチ以上にならないよう除雪機械を出動させ、新雪除雪を行うとともに必要に応じて拡幅除雪を行う。

(イ) 気温が零度以下に低下するおそれがあると予想され、かつ各既設観測点での路温が零度近くとなり、路面凍結のおそれがあると判断された場合に、凍結防止剤の散布を行う。

エ 作業の内容及び目標

除雪作業には、除雪工（新雪除雪、拡幅除雪、圧雪処理）、運搬排雪工、路面凍結防止工（薬剤、薬液散布）等があり、その目標としては、最大限の交通確保を図る。

オ 警察との協力体制

除雪の実施にあたり、高速道路交通警察隊と密接な連絡をとり、交通の確保にあたる。

カ 広報活動

一般通行車両には、必要に応じて（一財）日本道路交通情報センター等を通じて、除雪、規制状況の広報を行う。また、電光標示板により、道路情報の提供を行う。

4 市町村の活動体制（市町村）

市町村は、それぞれの市町村道路除雪計画に基づき、また他の道路管路者等関係機関と密接な連携を図り市町村道の除排雪を迅速に実施する。

第2 交通安全対策及び交通流の円滑化対策

1 県警察本部及び中部管区警察局

(1) マイカーの自粛とバス等大量公共輸送機関利用の要請

県民、事業所等に対し、輸送効率の高いバス等の利用を呼びかけるとともに、パトロール等を通じて現場指導を徹底する。

(2) 路上駐車車両の追放

路上駐車車両が除排雪の妨害となり、交通渋滞の原因となっている現実を県民一人ひとりが認識するとともに、広場等を活用した共同駐車場を確保するなど、地域ぐるみによる路上駐車車両の追放について県民に対し広報を徹底する。

また、市町村及び道路管理者との緊密な連携のもとに路上駐車車両の指導取締りを強化する。

(3) スノータイヤ、タイヤチェーンの着装指導

降積雪の実態に応じて、スノータイヤ、タイヤチェーンの着装について、広報及び街頭における取締りを強化する。

(4) 緊急交通規制の実施

ア 危険箇所の交通規制

積雪量、交通量及び路面等交通の危険の状況に応じて警察署長による交通規制を実施する。

イ 除排雪作業に伴う交通規制

市町村、町内会及び道路管理者等は、地域ぐるみ除排雪活動等の実施にあたり必要がある場合は、所轄警察署長に対し、緊急交通規制の実施を要請することができる。要請を受けた警察署長は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一時的解除を実施する。

(5) 信号機等交通安全施設の視認性の確保

冠雪により信号灯器の視認性を妨げるおそれのある信号機については、緊急に除雪を実施する。また、降積雪及び除雪等により損傷を受けた交通安全施設については危険防止に必要な応急措置を施し、その視認性を確保する。

(6) 道路交通情報の提供と交通の整理誘導

交通管制センター及び道路交通情報センターの体制を強化し、電話による道路交通情報の照会に対応するとともに、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関との連携を強化し、積極的に道路交通情報を提供しその周知徹底を図る。

また、交通障害が発生した場合は、状況に応じパトロールカー及び広報車等による現場における広報を実施するほか、交通の整理誘導を図る。

(7) 交通管制システムの活用

交通管制エリア内の交通現況を常時把握し、交通情報板によって交通情報を提供して誘導を図るとともに、必要に応じ信号の特殊制御を実施する。

2 道路管理者（北陸地方整備局、県土木部、市町村、中日本高速道路㈱金沢支社）

(1) マイカーの自粛の要請

冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの自粛の要請をラジオ、テレビ、新聞等の報道機関等の協力を得て実施する。

(2) 路上駐車車両の追放

路上駐車車両は除排雪の妨害となり、また交通渋滞の原因となるため、県民に対し地域ぐるみによる路上駐車車両の追放について広報を徹底する。

また、関係警察署長と緊密な連携のもとに、路上駐車車両をなくすよう指導を図る。

(3) 通行規制予告の実施

道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(4) 緊急交通規制の実施

気象状況や雪崩等による交通の危険状況に応じて、関係警察署長と緊密な連携のもと、交通

の規制を実施する。

(5) 除排雪作業に伴う交通整理と交通規制

除排雪作業を実施する場合、関係警察署長と緊密な連携のもと、交通の安全確認、除排雪作業の円滑な実施を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

第3 公共交通の確保

1 西日本旅客鉄道(株)金沢支社

(1) 雪害対策本部の設置

冬期間の安全・安定輸送を確保するため、冬期の「準備期間」（10月1日から11月30日まで）と「本期間」（12月1日から3月31日まで）を設定し、本期間中は金沢支社に「雪害対策本部」を、北陸広域鉄道部に「現地対策本部」を常設する。なお、降積雪状況に応じて除雪計画、運転計画等を決定する。

(2) 気象予報や積雪量などの情報収集

現地の降雪状況や気象予報会社からの降雪予測情報等を基に除雪計画や運行計画を立てる。また、予報のエリアを細分化し、よりきめ細やかな運行計画の策定に活用する。

(3) 輸送の確保

気象状況及び路線状況に応じて、総合的な輸送手配及び排雪列車等の運転を行う。また、降雪がない場合でも、積雪、側雪の状態によっては、必要により排雪列車等を運転する。

(4) 排雪の実施

降積雪、側雪の状況により時機を失せず、次により排雪車両を有効に活用する。

ア 排雪列車の使用基準

車 種		使 用 基 準
DE15ラッセル		側雪150cm以下の場合、高速除雪に使用する。
排雪 ロータリー	モーターカーラッセル	側雪150cm以下で、降雪30cm以下の場合、本線及び駅構内の除雪に使用する。
	モーターカーロータリー	側雪の成長を防ぎ、降雪80cm以下の場合、駅区所構内及び本線の除雪並びに貨車積等に使用する。
簡易 除雪車	簡易ロータリー	駅区所構内の除雪に使用する。

イ 排雪車両の出動基準

車 種	出 動 時 機
ラッセル車	(1) レール面上の積雪量が約30cm程度となる場合。 (2) 側雪がレール面上40cm程度形成されている場合は降積雪がレール面上約20cmを目安。 (3) 側雪量が高い、または吹溜り等が発生している場合は、出動標準の目安以下であっても必要によりラッセル車を発動させる。

モーターカーロータリー	側雪が高くなりラッセル車による除雪が困難になった場合は、モーターカーロータリーの除雪を行う。
(注) 上記にかかわらず、関係者の要請及び降雪状況、雪質（比重、固さ、凍結状態）等により出動標準を変更することがある。	

ウ 除雪車両の故障防止

除雪車両の故障防止のため、定期的な点検と周期的な部品交換を行う。

エ 流雪溝の活用

降積雪の状況に応じ早めに行う。

流雪溝設置場所

線 名	設 置 駅 名
高山線	越中八尾、笹津、楡原、猪谷
氷見線	伏木、能町
城端線	福野、城端

オ 車両屋根雪の除雪体制

車両屋根雪は、積雪が次の標準に達し、運転上危険と認めるとき除雪する。

気動車 高さ50cm

カ 無人駅等の除雪

管理駅長はあらかじめ臨時除雪員と除雪契約を行い、降雪があったときは速やかに除雪を行うものとする。また、状況により巡回を行い必要に応じ管理長に対し応援手配等の要請を行う。

(5) 運行情報の配信

雪害時における列車の運転状況や運行計画の情報を的確かつ迅速に利用者に周知するため、広報情報やホームページ等で運行情報の配信を行う。また、お客様への分かりやすい情報提供のために、災害が発生している現地の写真を駅で掲示するとともに、公式ツイッターでも配信する。

また必要に応じ、各駅長は、報道機関、防災関係機関等に列車の運転状況の情報を連絡するとともに利用者への周知を図る。

(6) その他の安全対策

- ア 施設、車両、資機材等の点検整備
- イ 要注意箇所のパトロール及び列車の安全確保
- ウ 雪崩対策の強化及び列車の安全確保
- エ 駅舎の除雪及び凍結防止
- オ 踏切事故防止のための広報
- カ 道路管理者への協力依頼

(7) 旅客の安全対策

降雪や雪崩等により旅客列車が運転途中で緊急停止したときは、旅客の安全確保を第一義と

して、運転の早期回復旧を図る。

なお、旅客の安全確保のため次のとおりの対策を実施する。

- ア 給食、医療の手配
- イ 沿線市町村及び住民に対する協力の要請
- ウ 傷病者等の救出

2 あいの風とやま鉄道㈱

(1) 雪害対策本部の設置

列車運行に万全を期するため、12月1日から2月末日まで全社的組織として「雪害対策本部」を設置する。

なお、降積雪状況により、本社と現場を交えた対策会議を行い、運行の確保に万全を期す。

(2) 輸送の確保

ア 輸送路の除排雪

降積雪量の予測がレール面上約20cmを目安に除排雪列車等を運転し輸送の確保に努める。

パンタグラフ着雪時に除雪作業を迅速に行なうため、各駅に雪払棒を配備している。

イ 全区間運休の回避

輸送の確保として、運休となった場合でも、部分的な運行再開を検討する。

(3) 情報連絡体制の整備

ア 降積雪情報の確保

気象サービス会社並びに気象台等の情報を取得し、除雪計画に活用する。

イ 内部連絡体制

降積雪予報に基づき、本社と現場を交えた会議を行い、情報の共有と体制の確認を行なう。

ウ 利用者への情報提供

当社のホームページ、駅設置の旅客案内ディスプレイ、「あイトレ」にて、運行情報の提供を行うとともに、報道機関に対して運行情報を提供し利用者への情報提供に努める。

3 富山地方鉄道㈱

(1) 冬期対策本部等の設置

毎年、12月10日から2月末まで、社内に鉄軌道及び路線バスの冬期対策本部を設置し、連携を保ちながら、運転及び輸送安全の確保を図るほか、異常時には全社的に災害（雪害）対策本部を設置し、運行の確保に万全を期する。

(2) 鉄軌道部門

ア 除雪体制

(ア) 鉄道

積雪状況と降雪情報に応じ、除雪車の出動と要員の配置を適切に実施する。

(イ) 軌道

降積雪の状況により除雪車の出動、終夜運行及び融雪薬剤の散布など適切に実施する。

(除雪車の出動は、積雪10cmを目標とする。)

イ 運転規制

降積雪の状況により正常運行の確保が困難になったときは、一次から三次の三段階に分け、運転規制を実施し、最大限の輸送を確保する。

ウ 代替輸送

運転不可能の状態となったときは、状況に応じバスにより代替輸送を実施する。

エ 雪崩対策

雪崩が想定される際は、除雪車等による沿線パトロールを実施し、雪崩による災害の防止を図る。

オ 旅客の安全確保

災害時の旅客の救出救援については、沿線市町村、住民の協力を得て実施する。なお、必要に応じ、給食、医療の手配を行う。

カ 情報連絡体制

(ア) 乗務員等からの情報収集を図り、各部合同の打合せ密にし、予防体制を強化する。

(イ) 運行状況及び見通し等について、当社ホームページ運行状況への掲載、駅停留場の文字放送案内(場合により案内ポスター掲示)、無人放送案内にて案内すると共に報道機関へも運行情報を提供し利用者への情報提供を行う。

(ウ) 各線の午前6時現在の降積雪量を調査する。(宇奈月温泉、電鉄黒部、寺田、立山、南富山など)

(3) バス部門

ア 除雪体制

道路管理者と協議し、状況に応じ実施する。

イ 運転規制

幹線、主要路線、枝線に区分し、除雪状況にみあった運転規制をそれぞれ実施する。

ウ 情報連絡体制

(ア) パトロールカーで路線パトロールを実施する(降雪予測20cm以上)。

(イ) 無線機等を活用し、各路線の情報収集を図る。

固定局 5局

(ウ) 運行状況は随時で把握し、運行状況をホームページに掲載、富山駅前バスターミナル、主要停車場への掲示により利用者への周知を図る。

(資料 10-16 富山地方(株)災害対策本部の組織及び分担

10-17 富山地方鉄道(株)豪雪時の運転規制順序)

4 加越能バス㈱

(1) 冬期対策本部等の設置

業務遂行に万全を期するため、12月1日から2月末まで全社的組織として「冬期対策本部」を営業部自動車課内に設置する。

なお、状況により除雪本部及び現地除雪対策本部を設置し、運行の確保に万全を期す。

(2) バス部門

ア 除雪体制

道路管理者と協議し、状況に応じ除雪を実施する。

イ 運転の調整及び規制

自転車、自家用車からのバス乗り換え客の増加に対応するため、臨時増発などの対策を講ずる。

また、異常時に備え、あらかじめ特設ダイヤを作成し、状況に応じて運用する。

ウ 情報連絡体制

(ア) 情報連絡体制

a 冬期対策本部を中心に各種情報の収集、伝達に努める。

b 利用者に対しては、各報道機関を通じ、定時及び臨時の通報を行うとともに主要停留場への掲示により周知する。(資料 10-16 加越能鉄道㈱冬期輸送対策本部の組織と業務分担)

5 万葉線㈱

万葉線㈱は、次により鉄軌道の運行及び安全の確保に万全を期する。

(1) 鉄軌道部門

ア 除雪体制

(ア) 除雪は、気象状況に応じ雪質、気温、降雪量等を勘案して行う。

(イ) 除雪要員は、冬期除雪マニュアルにより作業内容、要員(社員・委託者)を確保する。

(ウ) 除雪機械の出動は、必要に応じ即時出動させる。

イ 運転規制

平常運行不可能と判断される場合は、7000形車両のみの運行とし、場合によっては間引き運行を行う。

ウ 代替運行

運行不能時等には、状況に応じバスによる代替運行を実施する。

エ 情報連絡体制

(ア) 冬期対策本部を中心に各種情報の収集伝達に努める。

a 気象情報

当日の天候状況及び変化を迅速に把握するため、气象台との連絡を密に行い、それらをもとに社員に無線、電話により速やかに伝達する。

b 運行路線情報等

関係市町村、社員からの情報を収集するほか、適時路線パトロールを実施し、管理者から乗務員に伝達する。また、乗務員・監視カメラ・気象庁等から積雪状況、道路状況を収集し的確な情報把握に努める。

(イ) 監督官庁、地方自治体との相互連絡を密接に行う。

(ウ) 利用者に対しては、報道機関を通じて通報を行うとともに、ターミナル、停車場所等への掲示を行い周知に努める。

(エ) 敷設形態上、同時除雪の必要があるため道路管理者と除雪体制確認のため連絡調整を行う。

(オ) 長時間の駅間停車となった場合には、救援列車による救出、バスによる救出等、あらゆる乗客救出の方法に対応する。

6 富山空港（県地方創生局）

空港管理者（県）は、次により航空機の運航及び安全の確保に万全を期する。

(1) 除雪体制

積雪等により航空機の離発着に支障が生ずると思われる場合、除雪を開始する。

(2) 豪雪時の安全対策

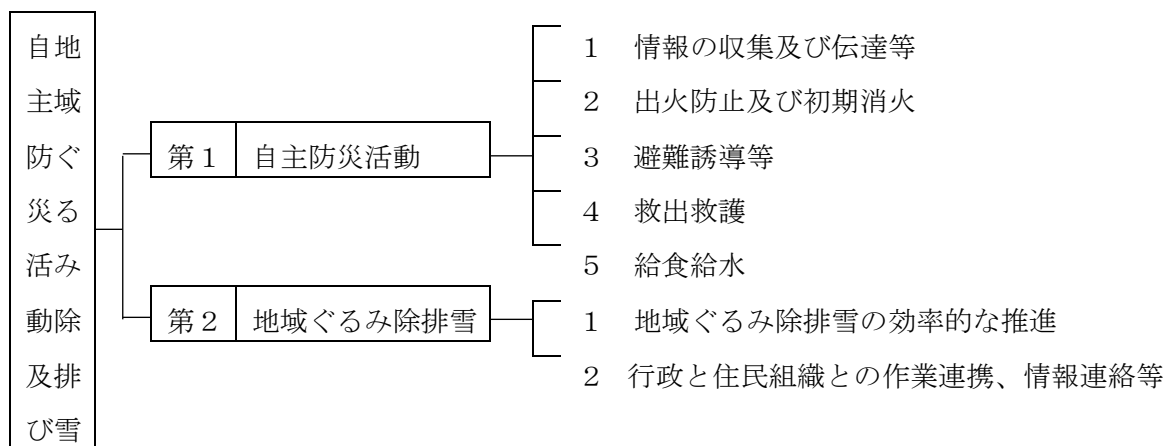
豪雪時は、積雪量を考慮し、作業開始時期の繰上げによって対応する。さらに必要となった場合には、あらかじめ委託契約した民間業者から借り上げにより定期便の安全運航を確保する。

ターミナル地区の道路、駐車場については、地下水による散水融雪を行う。

第5節 自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪

豪雪時には、生活道路の途絶によって日常生活が阻害されたり、除排雪の人手の不足する要援護世帯では、家屋の倒壊などの危険な状態も発生する。また、防災関係機関による救助、救援が雪のため阻害されることも予想される。このため、地域住民による自主防災活動や地域ぐるみ除排雪の推進を図り災害応急対策に万全を期する。

対策の体系



第1 自主防災活動

自主防災活動は、原則として自主防災組織の防災計画に基づき活動するものとするが、概ね次の活動が期待される。

1 情報の収集及び伝達等（県危機管理局、市町村）

自主防災組織は、いち早く地域内の積雪や被害の状況及び要援護世帯の把握など必要な情報を収集し、その情報に基づき適切な判断を行い、要援護世帯への支援、道路啓開や緊急車両通行確保のための除雪の実施、消火班の集結、避難勧告及び指示の伝達等適切な活動を行う。

2 出火防止及び初期消火（県危機管理局、市町村）

自主防災組織は、降雪前から地域ぐるみで出火防止に心がけ、地域内の家屋からは絶対に火を出さないということを徹底しておくとともに、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火及び消防機関の誘導を行う。

3 避難誘導（県危機管理局、市町村）

避難活動においては、自主防災組織が中心的役割を果たすことが期待される。このため自主防災組織は、地域の高齢者、障害者等の所在を確認しておくとともに、避難に関する情報を正確、迅速に把握し、市町村長の指示又は勧告が遅延したり、あるいは、伝達が困難な場合も予想されるので、組織として、自主的に判断して避難する場合についても検討しておく。

4 救出救護（県危機管理局、市町村）

積雪が多くなると、雪崩、建物倒壊等による負傷者が出て、これらの者を救出救護する必要がある。このような事態になったとき、自主防災組織では、状況に応じてできるだけ周囲の人の協力を求め、二次災害の発生の防止に努めるとともに、負傷者に応急手当を施し、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。

5 給食給水（県危機管理局、市町村）

避難者や防災活動に従事している者等の給食給水について、直ちに行えるよう検討しておく。

第2 地域ぐるみ除排雪

1 地域ぐるみ除排雪の効率的な推進（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、次の事項について十分な計画、調整のうえ、地域ぐるみ除排雪の効率的な推進に努めるものとする。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

- (1) 一斉排雪の実施にあたっては、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- (2) 排雪場所や除排雪機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。
- (3) 一斉排雪を地域住民の総員で実施するためにも、企業が勤労者の休暇を認めるよう理解を求める。
- (4) 雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。
- (5) 既存住宅に対する命綱固定のアンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

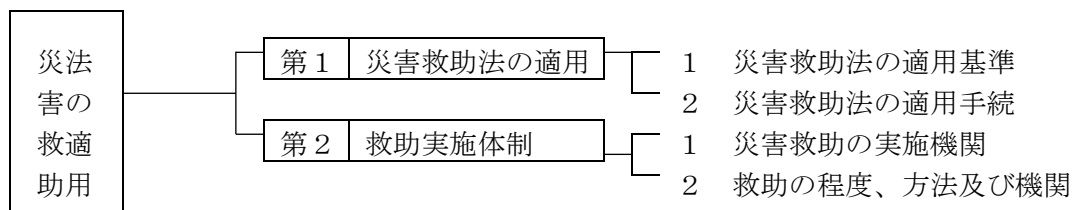
2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等（県生活環境文化部、市町村）

豪雪時においては、行政と住民組織との連携作業、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した雪対策の推進を図る。

第6節 災害救助法の適用

県内において、市町村の区域を単位として住家の滅失した世帯数が一定規模以上であること、多数の者が生命、身体に危害を受けあるいは受けるおそれが生じた場合であること、そして、被災者が現に救助を要する状態にあるときには、知事は災害救助法を適用する。

対策の体系



第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準（県危機管理局）

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。（資料「5-1-2 富山県における災害救助法の適用基準」）

- (1) 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が基準以上であること
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、市町村の被害世帯数が基準以上であること
- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること（資料「5-1-1 災害救助法の過去の適用例」）

2 災害救助法の適用手続（県危機管理局、市町村）

- (1) 災害に際し、市町村における災害が、前記1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちに被害状況を知事に報告する。
- (2) 知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に指示するとともに、内閣府に情報提供する。
- (3) 災害救助法を適用したときは、富山県災害救助法施行規則（昭和41年富山県規則第24号）第3条により、告示する。

第2 救助実施体制

1 災害救助の実施機関（県厚生部、県関係部局）

- (1) 災害救助法が適用された場合の救助は、県が実施機関となる。

- (2) 災害救助法第13条第1項の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うことができる。(以下「救助の委任」という。)。この場合、市町村長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。(災害救助法施行令第17条第1項)
- (3) 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、知事に報告する。
- (4) 物資や土地の収用等にかかる災害救助法第7条から第10条までに規定する事務について救助の委任をした場合は、県は直ちに公示する。

2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局）

- (1) 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。(富山県災害救助法施行規則別表第1)
- (2) 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。

<救助の種類・期間>

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の供与	災害発生の日から7日以内 (おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給(貸)与	災害発生の日から10日以内
医 療	災害発生の日から14日以内
助 産	分娩した日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から3月以内 (国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6月以内)
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から1月以内
学用品の給与 (教科書)	災害発生の日から1月以内
(文房具)	災害発生の日から15日以内
埋 葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。(令第3条第2項)

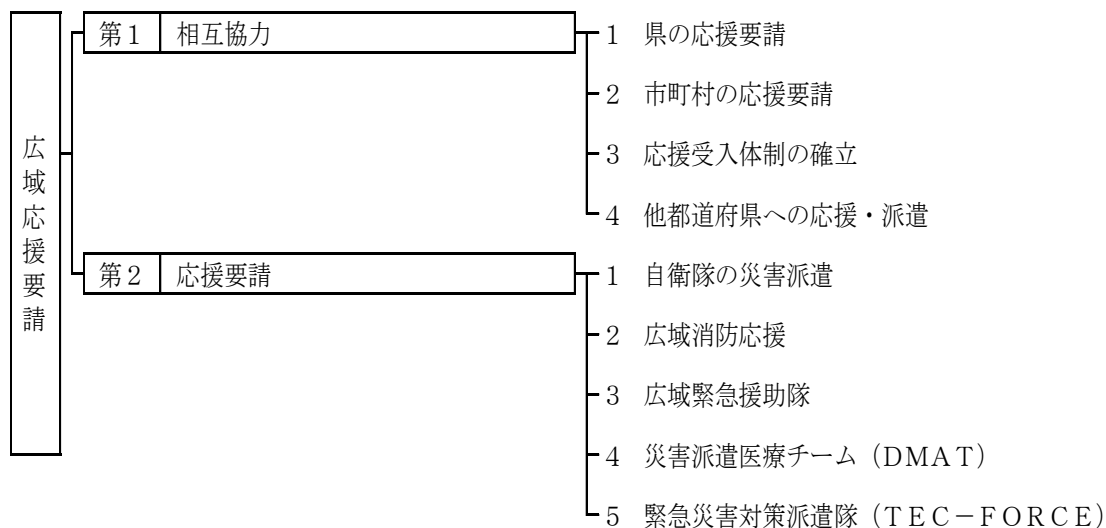
また、医療、助産、死体の処理(死体の洗浄・縫合等)については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

(「資料12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」)

第7節 広域応援要請

雪害の規模や情報収集した被害状況から、防災関係機関だけでは対応が困難な場合は、相互応援協定等に基づく広域応援要請や自衛隊の災害派遣要請を迅速、的確に行う。

対策の体系

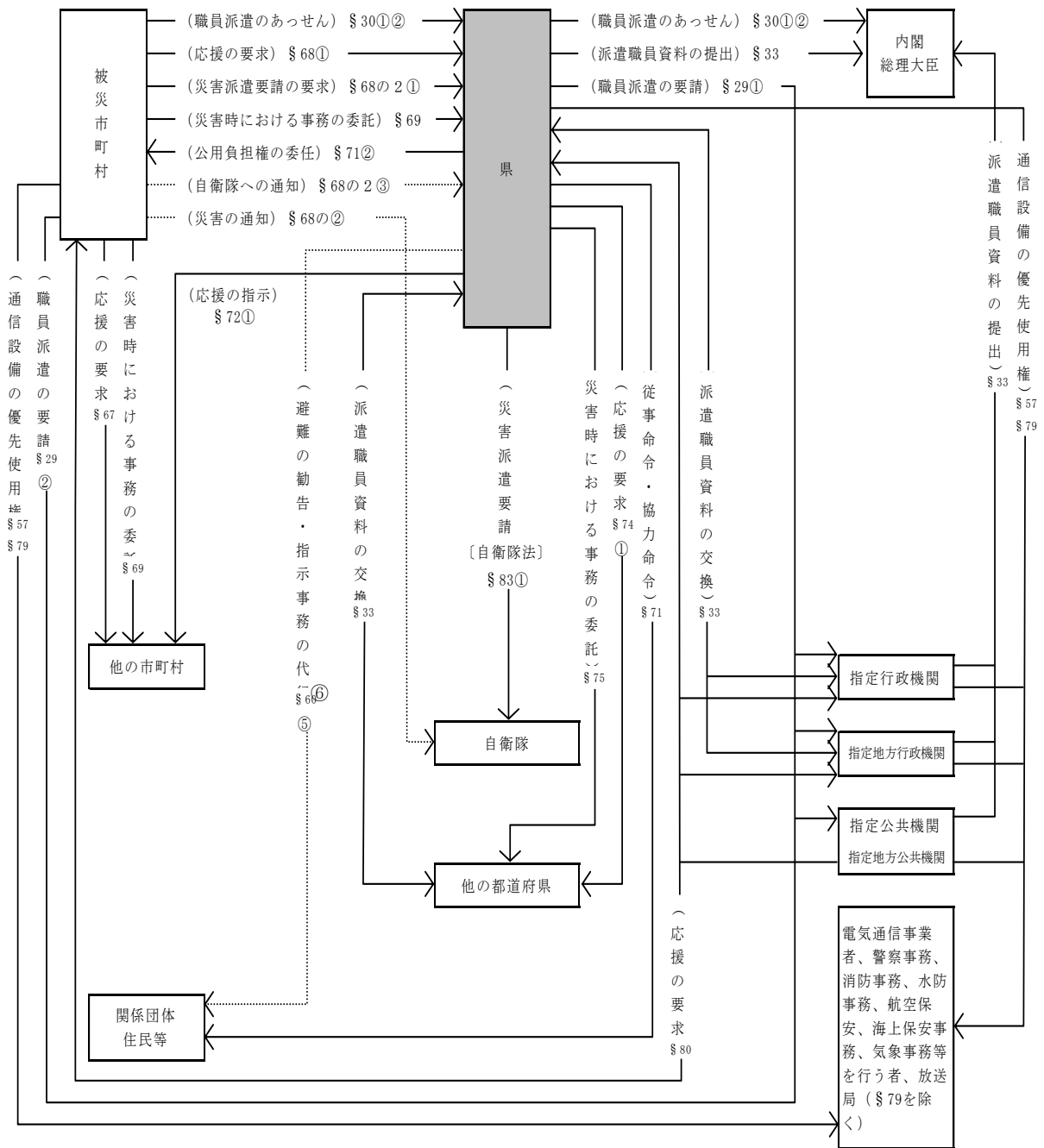


第1 相互協力

雪害が発生した場合、各防災関係機関は、必要に応じて、他の機関や団体などに協力を求めるなどして、雪害対策を円滑かつ効果的に実施することが必要である。

特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。また、国〔総務省〕と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。

災害時の応援協力体制（災害対策基本法）



1 県の応援要請（県危機管理局）

(1) 他市町村への応援指示

知事は、市町村の行う災害応急対策を応援するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示又は調整を行う。

- ア 応援を求める理由
- イ 応援を必要とする人員、物資
- ウ 応援を必要とする場所、期間

- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他都道府県への要請

ア 相互応援協定に基づく要請

知事は、必要があると認めるときは、中部9県1市の「災害応援に関する協定」、石川県及び福井県との「北陸三県災害相互応援に関する協定」又は新潟県との「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、次の事項を明らかにして応援を求める。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 次に掲げるものの品名、数量等
 - a 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
 - b 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等
- (ウ) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の職種別人員
- (エ) 応援の場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) その他必要な事項

(資料 「12-6-2 災害応援に関する協定書」「12-7 北陸三県災害相互応援に関する協定書」

「12-8 災害時の相互応援に関する協定書」)

イ 全国都道府県の災害時応援

知事は、応援協定を締結している県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」及び被災市区町村応援職員確保システムに基づき、次の事項を示し、被災地域ブロック幹事県を通じ、総務省等に対し、広域応援を要請する。

- (ア) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (イ) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (ウ) 職種及び人数
- (エ) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (オ) 応援期間（見込みを含む。）
- (カ) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(資料 「12-6-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」)

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん要請

ア 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節について同じ。）に対する職員派遣要請

知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員

の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 内閣総理大臣に対する職員派遣のあっせん要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、次の事項を記載した文書をもって指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(4) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する応急対策の要請

知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(5) 公共的団体・民間団体等に対する要請

知事は、必要があると認めるときは、県の地域内における公共的団体・民間団体に対し協力を要請する。

2 市町村の応援要請（市町村）

(1) 他市町村への要請

市町村長は、必要があると認めるときは、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

(2) 県への要請

ア 県への応援要請

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって県の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由
- (イ) 応援を希望する人員、物資等

- (ウ) 応援を必要とする場所、期間
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の必要性
- (カ) その他必要な事項

イ 知事に対する職員派遣のあっせん要請

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって指定地方行政機関又は特定公共機関*の職員の派遣についてあっせんを求める。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 公共的団体、民間団体等に対する要請

市町村長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

※ 特定公共機関

その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれの地域を限って内閣総理大臣が指定するもの

3 応援受入体制の確立（県危機管理局、市町村）

(1) 連絡体制の確保

県及び市町村は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、国、関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報連絡を行う。

県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(2) 受入体制の確保

県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。

また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、指定公共機関が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

4 他都道府県への応援・派遣（県危機管理局）

県は、他都道府県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で応援要請がされた場合は、災害対策基本法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(1) 支援体制の確保

県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確保する。

(2) 被害情報の収集

県は、応援を迅速かつ的確に行うため、被災地の被害情報の収集を速やかに行い、支援活動を検討する。

(3) 応援の実施

県は、収集した被害情報に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

また、県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第2 応援要請

雪害の規模や情報収集した被害情報から、自衛隊等の派遣を要請する必要がある場合、知事は、直ちに自衛隊等に派遣要請するものとする。

1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県危機管理局、市町村、各関係機関）

知事は、災害が発生し必要がある場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(1) 災害派遣要請の手続き

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

ア 要請者 知事

イ 要請手続

知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあつては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(資料「12-1 自衛隊災害派遣要請依頼書」「12-2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書」)

ウ 要請文書あて先

あて先	所在地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長	〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-8510 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267	0761-22-2101

(2) 災害派遣要請の依頼手続き

ア 依頼者 市町村長又は関係機関の長

イ 依頼手続

市町村長又は関係機関の長が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により防災・危機管理課に依頼し、事後、速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等により、市町村長が知事に対して、災害派遣要請の依頼ができない場合は、直接、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を部隊に通知し、事後、速やかに所定の手続きを行う。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(3) 自衛隊の自主派遣

ア 自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して、当該災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報活動を行う場合。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置をとる必要がある場合。

(ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に

関するものである場合。

(エ) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない場合。

イ 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに、部隊の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。

ウ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

(4) 自衛隊との連絡

ア 情報の交換

県及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。

イ 連絡員の派遣依頼

県は、災害が発生した場合、陸上自衛隊第14普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部及び航空自衛隊第6航空団に対し、県災害対策本部（本部設置前には、防災・危機管理課）への連絡幹部の派遣を依頼し相互の連携をとるとともに、県庁内に自衛隊連絡所を設置する。

(5) 災害派遣部隊の受入体制

ア 災害救助復旧機関との調整

知事及び市町村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効果的に作業を分担するよう配慮する。

イ 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊が作業を速やかに開始できるよう、次の基準により計画を立てる。

また、作業実施に必要な資材を整えるとともに、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

(ア) 作業箇所及び作業内容

(イ) 作業の優先順位

(ウ) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(エ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

ウ 活動拠点の確保

知事及び市町村長は、次の活動拠点を確保する。

(ア) 宿舎（テント設営敷地を含む。）

(イ) 資機材置場、炊事場

(ウ) 駐車場

(エ) ヘリコプター離着陸場

(資料 「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」「8-10 ヘリポートの準備」)

場所は、被災地近傍の公園、グラウンド等が適切で、面積は、連隊(千人規模)で約15,000㎡、師団(約1万人程度)で約140,000㎡以上の地積が必要である。

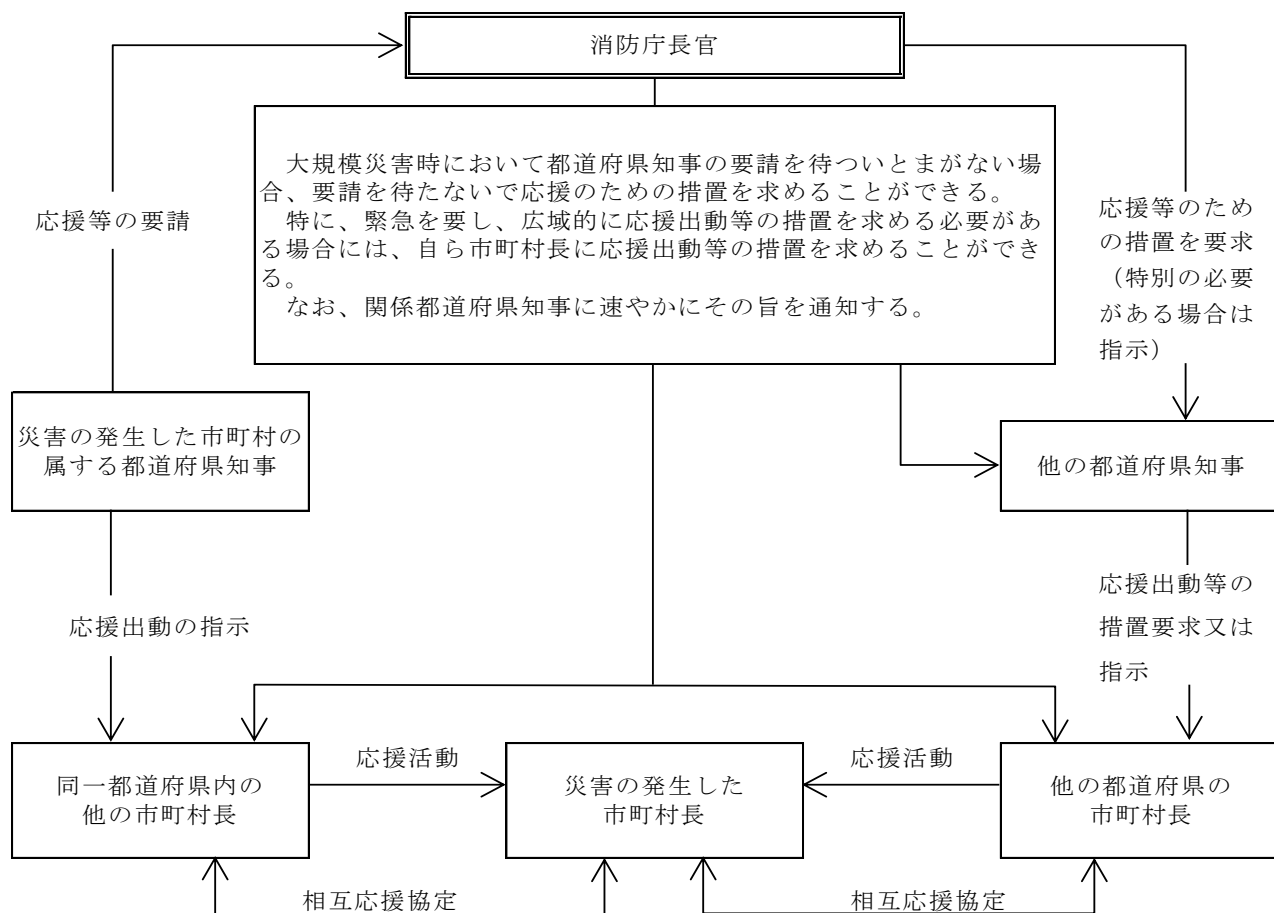
(6) 災害派遣の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積みこみ等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

2 広域消防応援(県危機管理局、市町村)

被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、他の消防に応援、支援を要請するものとする。

大規模災害時における緊急の広域消防応援フロー



(1) 市町村消防相互の応援協力

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第39条の規定に基づき、昭和44年3月7日、県内市町村相互の応援協定を締結している。

(資料「12-9富山県市町村消防相互応援協定」、「12-5県及び市町村等の応援協定締結状況」)

被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県下の他の消防に対し、富山県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

(2) 消防庁長官への応援要請

知事は、市町村長からの要請又は自らの判断により、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対応できないと認める場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を消防庁長官に要請するものとする。

ア 緊急消防援助隊

国内で発生した大規模災害時に、全国の消防機関による迅速な援助体制を確保するため、消

防組織法第45条に基づき、各都道府県に緊急消防援助隊が編制されている。

知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。

(資料「12-13 各都道府県が被災地となった場合に24時間以内に到着する都道府県隊一覧」)

(緊急消防援助隊応援要請先及び連絡方法は資料編に掲載)

イ 広域航空消防応援

大規模特殊災害時において、迅速かつ効果的な人命救助活動等を行うためには、ヘリコプター等の航空機を活用した消防活動や応援救助隊を早期に派遣することが極めて有効である。

知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプター等による応援を要請し、当該応援の要請を受けた都道府県等は、円滑かつ迅速にこれに応ずるものとしている。

(資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」)

3 警察災害派遣隊（県警察本部）

警察災害派遣隊は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。

公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援警察は、速やかにこれに応じることとしている。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県危機管理局、県厚生部）

(1) 応援要請

知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

(2) 広域医療搬送

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に航空搬送する必要があるときは、必要に応じて、富山空港に広域医療搬送拠点を設置し、傷病者の搬送について、自衛隊や消防庁等関係機関に要請する。また、富山空港消防除雪車庫において臨時医療施設（SCU）を設置する。

※広域医療搬送拠点での臨時医療施設（Staging Care Unit、略称「SCU」）

患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設として、必要に応じて、被災地域及び被災地域外の広域医療搬送拠点に設置される。

被災地域に設置されるSCUでは、被災地域内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、航空機による搬送のためのトリアージを行う。被災地域外に設置されるSCUは、航空機により搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送

のためのトリアージを行う。

5 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) (国土交通省)

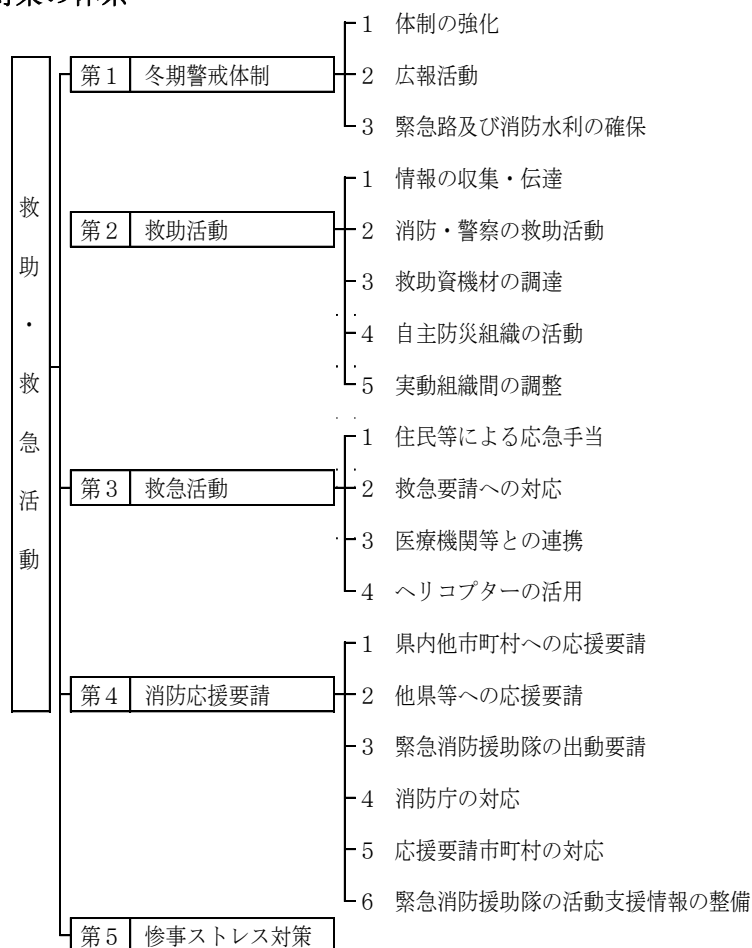
緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。

知事又は市町村長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行うこととし、当該派遣要請を受けた国土交通省は、迅速にこれに応ずることとしている。

第8節 救助・救急活動

降積雪時の消防活動には制約条件が多く、また特異な事故の多発も予想されることから、消防、関係防災機関等は冬期警戒体制をとるとともに、緊密な連携をとりながら、消火、救助、救急活動を迅速かつ的確に行う。

対策の体系



第1 冬期警戒体制

1 体制の強化（市町村）

降積雪や事故、災害の発生などの事態の推移に伴い、消防は的確に情勢の判断を行い、配備人員の増強、出動部隊の増加待機、パトロールの実施、消防施設、資機材の点検など体制を強化する。

2 広報活動（市町村）

消防は、広報車、広報誌、臨時査察などあらゆる手段を活用して地域住民に対し、火災、事故等防止のための広報を実施し、注意を喚起する。

3 緊急路及び消防水利の確保（北陸地方整備局、県土木部、市町村、中日本高速道路㈱）

消防活動に備え、道路管理者、地域住民に対し除排雪の協力要請を行うとともに、パトロールを実施し、緊急路及び消防水利の点検及び確保を行う。

特に消防水利については、消防水利確保計画に基づき消火栓、防火水槽等の除排雪に努める。

第2 救助活動

消防、警察等は雪害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集・伝達（県警察本部、市町村）

消防・警察は、119番・110番通報、住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助態勢を整え、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

2 消防・警察の救助活動（県警察本部、市町村）

- (1) 多発すると思われる救助要請に対しては救助計画をたて、組織的な対策をとる。
- (2) 自主防災組織、住民が独力で救助可能と思われる場合は、自主防災組織等に救助活動を指示する。
- (3) 雪害発生初期においては、住民、関係機関等の通報等により活動し、その後は、計画的な捜索活動を行う。
- (4) 要救助者が多数いる場合は、次の事象を優先して救助活動を行う。
 - ア 救命活動を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできるかぎり自主的な処置を行わせ、他の関係機関と連携した活動を行う。
 - イ 同時に多数の救助救急活動を要する場合は、被災の程度、傷病者の発生の程度に応じて優先順位を決定する。
- (5) 雪害の実態、規模に応じて、単独で、また、保有している資機材等で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

3 救助資機材の調達（各防災関係機関）

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

4 自主防災組織の活動

- (1) 自主防災組織及び自衛消防隊は、まず、自分たちの住んでいる地域ないし事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、消防に連絡する。

(2) 被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防に協力する。

5 実動組織間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

6 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第3 救急活動

消防等は、豪雪時に大量に発生する傷病者に迅速、的確な応急処置を施し、積雪による道路交通の途絶時など必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。また、住民等は、できる限り応急手当を行い救急活動に協力する。

1 住民等による応急手当

住民、自主防災組織及び消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生（AEDを含む）等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

2 救急要請への対応（市町村）

(1) 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できない場合は、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

(2) 救急隊員は、トリアージにより負傷者の状況に応じた応急処置を行う。

3 医療機関等との連携（県厚生部、市町村）

(1) 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

(2) 消防機関は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の被災状況や重傷者の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

4 ヘリコプターの活用（県危機管理局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により

救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター又は富山県ドクターヘリを活用する。

ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけで対応できない場合は他縣市及び自衛隊に応援を要請する。

第4 消防応援要請

市町村は、自ら救助・救急活動を実施することが困難な場合、県内他市町村や県へ応援要請を行う。

1 県内他市町村への応援要請（県危機管理局、市町村）

県内他市町村への応援要請は「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法第43条による知事の指示により行う。

2 緊急消防援助隊の出動要請（県危機管理局、市町村）

(1) 緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。

ア 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況

イ 応援要請日時、必要応援部隊

ウ その他の情報（必要資機材、装備等）

(2) 県は、市町村から緊急消防援助隊の出動要請を受けた場合又は市町村の要請を待ついとまがない場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請し、その旨を代表消防機関及び当該市町村に対して連絡する。

3 消防庁の対応

消防庁長官は、大規模災害時において知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで、他県等の知事に対し応援のための措置を求めることができることとなっている。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。

また、南海トラフ地震等の大規模災害又は毒性物質の発散などの特殊な災害等の発生時には、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。

なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。

4 応援要請市町村の対応（市町村）

応援要請した市町村は次により受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊が効率的に活動できるよう指揮命令、連絡体制の明確化
- (2) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (3) 応援消防隊に対する給食、宿泊手配等
- (4) 資機材の手配、現場への道案内等

5 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備（市町村）

消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

- (1) 地理の情報（広域地図、住宅地図等）
- (2) 水利の情報
 - ア 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - イ 水利の所在地
 - ウ 水利地図（広域地図、住宅地図等）
- (3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報（ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等）
- (4) 住民の避難場所の情報
- (5) 宿営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

第5 惨事ストレス対策（各防災関係機関）

救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第9節 医療救護活動

豪雪時には、家屋の倒壊、雪崩等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は県民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、県は、各市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

本節では、医療救護に係る連絡体制、医療救護班の派遣、医療救護所の設置及び運営、後方医療体制等の施策を定める。

対策の体系



第1 冬期活動体制

県及び市町村等は、雪等による傷病者の多発と道路状況の悪化による救急搬送の障害に対処するため、道路管理者及び地域住民に対し道路除雪の徹底を要請する。

また、無医地区住民の医療確保を図るため、へき地医療拠点病院の巡回診療及び医師派遣等の医療活動を強化する。

第2 連絡体制

1 連絡系統（県厚生部）

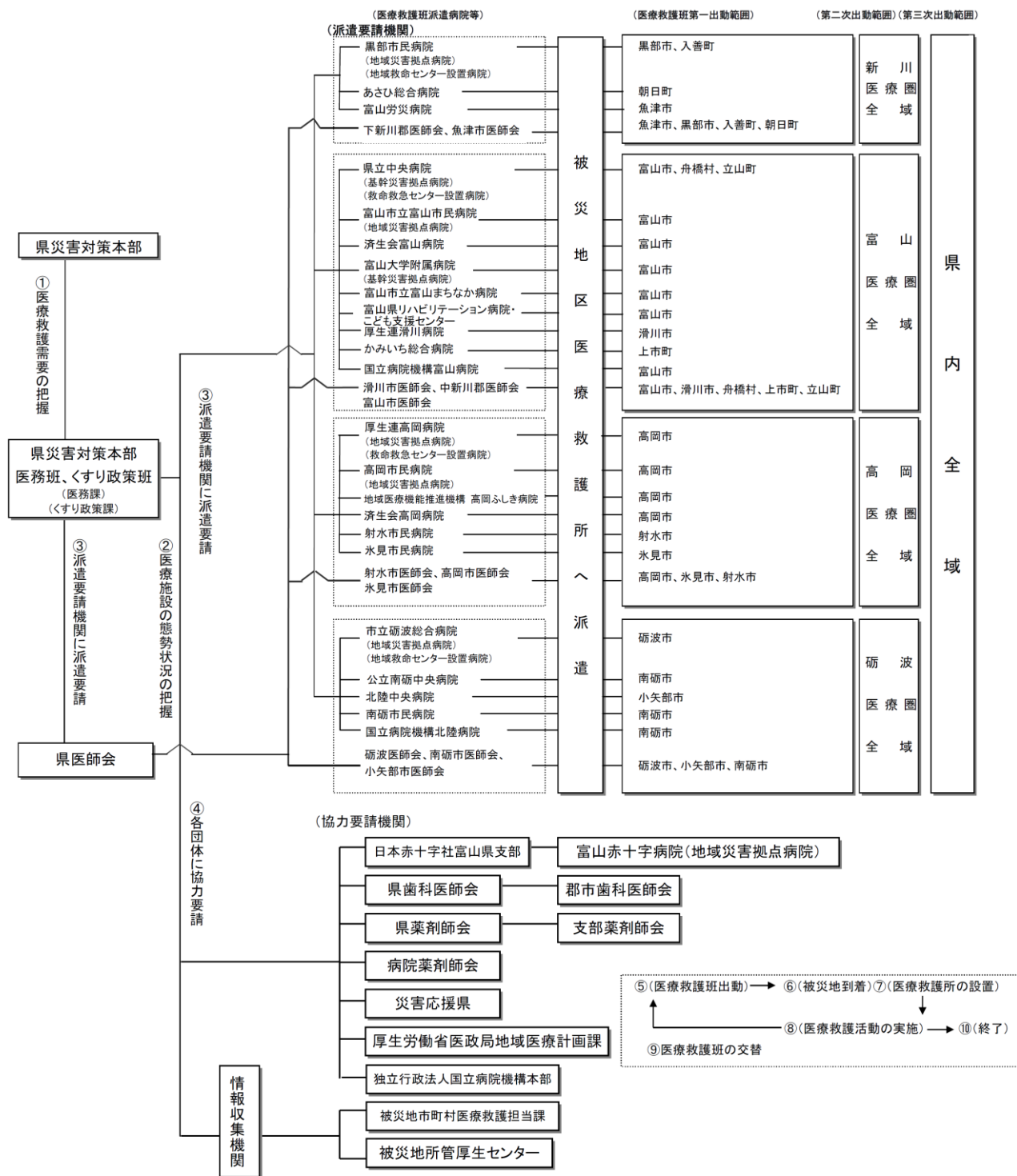
(1) 連絡系統は、別図のとおりとする。

(2) 県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。ただし、公的病院及び県医師会等は、次の場合においては、県災害対策本部医務班の要請を待たずに、派遣の要請があったものとして災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等を出動させるものとする。

ア 医療機関の付近において救助を必要とするような災害が発生するなど、緊急でやむを得ない事情が発生したために、即刻出動させる必要がある場合。

イ 県災害対策本部医務班との通信の途絶などのため、要請を待って出動すると、医療救護の時機を失する場合

災害時における医療救護活動指揮連絡系統



2 指揮連携協力体制（県厚生部）

- (1) 医療救護班の基本的な行動については、県災害対策本部医務班の指示に従うものとする。
- (2) 現場における活動については、他団体との連携により実施する。

3 情報連絡体制（県厚生部）

- (1) 医療救護活動に係る連絡体制
 - ア 情報連絡は、指揮連絡系統に基づき、正確かつ迅速に行う。

イ 各所轄厚生センターが被災地市町村医療救護担当課の協力を得て、医療救護活動に係る情報収集を行い、関係機関に伝える。

(2) 後方病院等との連絡体制

後方病院等の被災状況や重症患者の受入れ情報については、広域災害・救急医療情報システムを活用する。

第3 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

1 富山県DMATの派遣要請（県厚生部）

知事は、富山県DMAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DMATの派遣が必要と認められるときは、富山県DMAT指定病院に対して、富山県DMATの派遣を要請する。

富山県DMATの派遣要請があったときは、指定病院の長は、速やかに富山県DMATの派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DMATを出動させる。

2 富山県DMATの活動内容

富山県DMATの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場等における災害医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置、搬送、搬送中の診療等
- (3) 災害拠点病院等における他の医療従事者に対する支援
- (4) 広域医療搬送における広域医療搬送拠点等での医療支援
- (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

第4 富山県ドクターヘリの派遣

1 富山県ドクターヘリの派遣指示（県厚生部）

市町村からの要請に対して、富山県ドクターヘリ運航要領に照らして、富山県ドクターヘリの派遣が必要と認められるときは、富山県ドクターヘリ基地病院に対して、富山県ドクターヘリの派遣を指示する。

2 富山県ドクターヘリの活動内容

富山県ドクターヘリの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師等の現場派遣
- (2) 患者の搬送

(3) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

第5 医療救護班の派遣

1 医療救護班の要請（県厚生部）

医療救護班の出動の要請は、医療救護班派遣要請書により行う。

（資料「9-9 医療救護班設置要綱（医療救護班派遣要請書）」）

2 医療救護班の出動範囲（県厚生部）

(1) 災害時の医療救護班の出動範囲は、原則として、医療救護班派遣病院が所在する市、町又は各郡市医師会の会員が所在する市町村とする。

ただし、当該市、町の公的病院及び当該郡市医師会の医療救護班のみで対応できない場合は、近隣の公的病院の及び各郡市医師会の医療救護班が出動する。（資料「9-2 公的病院名簿」）

(2) 公的病院が所在しない町、村で災害が発生した場合は、各医療圏の災害拠点病院及び各郡市医師会を中心とした医療救護班が出動する。

3 医療救護活動状況の把握（県厚生部）

公的病院及び所轄厚生センターは、被災地の医療救護活動状況を県災害対策本部医務班に報告する。

4 トリアージ活動（県厚生部）

被災現場及び医療救護所におけるトリアージは、各医療救護班が責任をもって行う。

第6 医療救護所の設置及び運営

1 医療救護所の設置（市町村）

市町村は、災害後、あらかじめ指定した医療救護所の中から医療救護所を設置する。ただし、指定した医療救護所以外にも必要な場所があれば、適宜、医療救護所を設置する。

2 医療救護所の運営（県厚生部、市町村）

(1) 医療救護班は、医療救護所を中心として医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護所の管理者は、市町村災害対策本部の指示により活動する。

(3) 市町村は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（避難所救護センター）の設置運営を行う。

(4) 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行う。また、災害時歯科医療救護対応マニュアルに基づき、県歯科医師会の協力を得て、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

第7 後方医療体制（県厚生部）

1 後方病院は、病院建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。

- 2 県は、後方病院のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- 3 県は、後方病院のライフラインの復旧までの間、後方病院への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

第8 医薬品、血液の供給体制

1 医薬品等の供給（県厚生部）

（1）災害直後の初動期の医薬品等の供給

県は、医療圏毎に備蓄している緊急用医薬品等を市町村や医療救護班等の要請に応じて、速やかに供給する。

不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達し供給する。（資料「9-15 富山県災害用医薬品備蓄品目一覧」

「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」

（2）3日目以降の医薬品等の供給

県は、災害発生3日目以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や国、近県の協力を得て、調達し供給する。

2 血液の供給（日本赤十字社富山県支部）

血液製剤については、要請に応じて、富山県赤十字血液センターが供給する。

不足する場合は、東海北陸ブロック血液センターに要請し、迅速かつ円滑に供給する。

第9 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応

1 在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者（県厚生部）

県は、在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法を実施している患者の生命の安全を確保するため、関係機関の協力を得て、患者の療養状況及び必要な場合は受入れ可能な医療機関の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

2 人工透析実施患者（県厚生部）

県は、災害時の人工透析医療を確保するため、関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

3 慢性疾患患者（県厚生部）

県は、難病患者や特殊な医療を必要とする慢性疾患患者に対する医療を確保するため、患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

第10 被災地における保健医療の確保

1 保健医療活動従事者の確保（県厚生部）

- （1）県は、医療救護班の編成に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等保健医療活動

従事者の数及び不足数について迅速な把握に努める。

- (2) 県は、不足する保健医療活動従事者の確保のため、災害援助協定に基づき、他の都道府県に派遣を依頼する。
- (3) 県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

2 保健師等による健康管理（県厚生部、市町村）

- (1) 県及び市町村は、災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。
なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。
- (2) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。

3 情報の収集・整理・提供（県厚生部）

- (1) 県は、市町村や避難所等からの健康情報等の集約化を行う窓口となり、情報の整理・提供に努める。

第11 精神保健医療体制

雪害時には、精神保健医療機関における一時的混乱やライフラインの機能の停止、又は精神病院の倒壊等により、精神保健医療機能の低下が予想される。被災者の精神的治療や患者の転院が可能な病院（場所）を確保するなどの事態に対応するため、雪害時の精神保健医療体制を確立する。

1 心の健康センターを拠点とする情報の一元化（県厚生部）

精神保健医療情報を心の健康センターに一元化する。心の健康センターは他の診療科との連携を図り、公立病院をはじめとする各病院、厚生センター、避難場所から情報を収集・提供する。

2 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣（県厚生部）

(1) 富山県DPATの派遣要請

知事は、富山県DPAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DPATの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、富山県DPAT隊員の派遣を要請する。

富山県DPAT隊員の派遣要請があったときは、関係団体の長は、速やかに隊員の派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DPAT隊員を派遣する。

(2) 富山県DPATの活動内容

富山県DPATの活動内容は、次のとおりとする。

ア 情報収集、精神保健医療に関するニーズのアセスメント

イ 災害によって障害された既存の精神医療システムの支援

ウ 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応

- エ 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）の支援
- オ メンタルヘルスに関する普及啓発、活動記録等

3 精神科後方病院の設置（県厚生部）

公立病院を中心として、精神科治療、入院を行うことが可能な病院を精神科後方病院に位置付ける。精神科後方病院は富山県D P A Tを支援する。

4 厚生センター等を中心とする相談、巡回体制（県厚生部）

精神科医や保健師は、心の健康センターの指示により、医療救護班及び富山県D P A Tと連絡をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行い、必要がある場合は、後方病院の支援を求める。

なお、児童のメンタルヘルスケアについては、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等と連携を図る。

5 心のケアのための電話相談の開設（県厚生部）

被災者が気軽に相談できるように、避難所において、心のケアのための電話相談を行う。

6 その他（県厚生部）

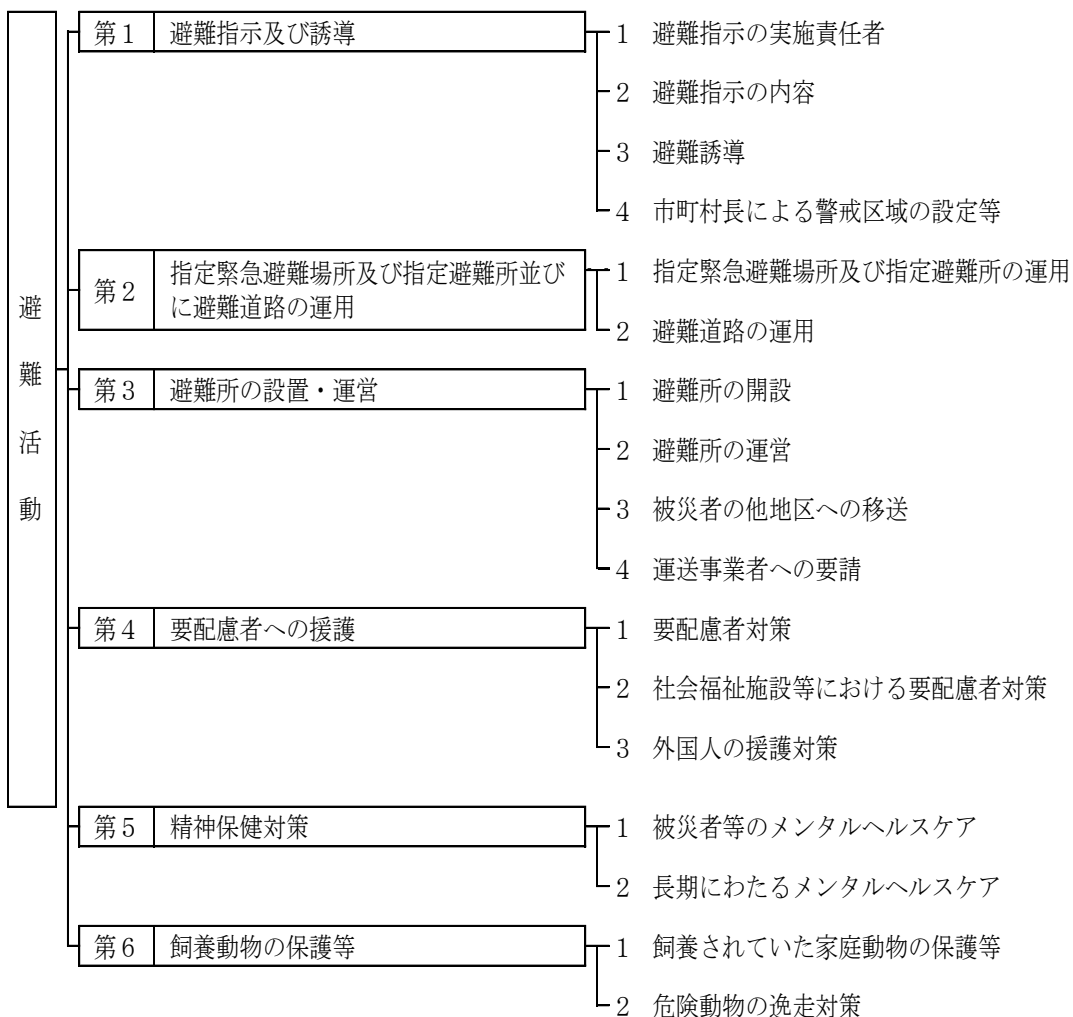
- （1）麻薬及び向精神薬取締法があることから、精神科医療に必要な薬の確保に留意する。
- （2）患者の搬送手段及び精神科医療に必要な情報（カルテの写しや処方箋等）の伝達手段の確保に努める。

第10節 避難活動

降積雪時には、雪崩、雪圧による家屋の倒壊等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が生じることが予想される。

市町村は、災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置をとり、住民の生命、身体の安全の確保に努める。

対策の体系



第1 避難指示及び誘導

1 避難指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、県危機管理局、県土木部、県警察本部、市町村）

避難指示の実施責任者は次のとおりである。実際に指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

市町村長は、指示を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。

	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示等	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。 〔 知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 〕
	警察官 〔 災害対策基本法第 61 条 〕 〔 警察官職務執行法第 4 条 〕 海上保安官	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置 警告 避難の指示	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

2 避難指示の内容

避難指示は次の内容を明示して行う。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難指示の理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等（災害危険箇所の所在、災害の概要等）

3 避難誘導（県警察本部、市町村）

(1) 市町村

避難指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、避難の勧告又は指示等は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する必要がある。

災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(2) 消防機関

ア 避難指示等が出された場合には、もっとも安全と思われる方向を市町村、警察署に通報する。

イ 避難が開始された場合は、消防職団員により、避難誘導にあたる。

(3) 警察

市町村に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。

この場合、特に高齢者、障害者を優先して避難誘導する。

ア 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の秩序維持に努める。

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、指定緊急避難場所及び指定避難所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。

(4) 自主防災組織

自主防災組織は、市町村、消防機関、警察等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の避難誘導に配慮する。

4 市町村長による警戒区域の設定等（伏木海上保安部、自衛隊、県警察本部、市町村）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は次の措置をとることができる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

イ 他人の土地の一時使用等

ウ 現場の被災工作物の除去等

エ 住民を応急措置の業務に従事させること

(2) (1)の場合において、市町村長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、

当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

5 広域避難

市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用（県危機管理局、市町村）

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所の運用は、原則として指定緊急避難場所及び指定避難所所在の市町村が行う。

なお、2以上の市町村にわたって所在する指定緊急避難場所及び指定避難所又は2以上の市町村の被災住民が利用する指定緊急避難場所及び指定避難所の運用については、関係する市町村があらかじめ協議した事項により対処する。

(1) 市町村は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。

- ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を配置すること
- イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと
- ウ 疾病者に対し、救急医療をほどこすため、救護所及び医師を確保すること
- エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の衛生保全に努めること
- オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること

カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は指定避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること

(2) 県は、市町村から指定緊急避難場所及び指定避難所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに各部局又は関係機関へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。

2 避難道路の運用（県警察本部、市町村）

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに周辺道路の交通規制

警察は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により指定緊急避難場所及び指定避難所並びにその周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに同場所への避難にあたる道路は、駐車禁止とする。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の幅員3.5m未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。

ウ 上記以外の道路についても、車両の通行抑制をするため、一方通行や進行禁止の交通規制をする。

エ 避難路にあたる道路で信号機の滅灯、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官を配置する。

(2) 幹線避難路の確保

市町村は、避難を容易にするため、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物を除去する。

第3 避難所の設置・運営

避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配布を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。

1 避難所の開設（市町村）

(1) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(2) 市町村は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、雪崩等に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。

(3) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。また、県及び市町村は、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。

(4) 避難所を設置した場合は、避難所管理要員を置く。

(5) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議

し、その同意を得て、期間を延長することができる。

- (6) 避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、避難所の運営にあたる。
- (7) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。
- (8) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- (9) 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- (10) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

2 避難所の運営（県危機管理局、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村）

- (1) 市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (2) 管理要員は、避難所に収容されている避難者数をはじめ、様々な情報（避難者の氏名、安否情報、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報）を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により市町村の災害対策本部へ連絡する。そして、市町村災害対策本部は、住民の避難状況を学区別、避難所別にとりまとめ、県災害対策本部総務班へ電話、携帯電話及び電子メール等により連絡する。

また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- ア 避難者名簿
- イ 物資管理簿
- ウ 避難所状況報告
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類
- オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

- (3) 指定避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、災害時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。
- (4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (5) 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (6) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (7) 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (8) 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。
- (9) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

3 被災者の他地区への移送（県危機管理局、市町村）

(1) 市町村

- ア 被災地区の市町村の避難所に被災者を収容できないとき、市町村長は、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。
- イ 被災者の他地区への移送を要請した市町村長は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。
- ウ 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受入れた市町村は運営に協力する。
- エ その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておく。

(2) 県及び受入市町村

- ア 被災市町村から被災者の移送の要請があった場合、県は他市町村と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。
- イ 知事は、移送先が決定したら直ちに移送先の市町村長に対し避難所の開設を要請し、受入態勢を整備させる。
- ウ 県から被災者の受入れを指示された市町村長は、直ちに避難所を開設し受入態勢を整備する。
- エ 被災者の移送方法については、県が市町村の輸送能力を勘案して定め実施する。

4 運送事業者への要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

第4 要配慮者の支援

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）

(1) 避難行動要支援者の支援

- ア 被災市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。
- イ 福祉避難所への直接避難
被災市町村は、要配慮者の障害特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう地域防災計画や個別避難計画の作成、指定福祉避難所における受入対象者の公示等を通じて、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努める。また、直接避難を想定していない福祉避難所にあっては、市町村において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める。
- ウ 被災市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により

社会福祉施設への緊急入所を行う。

エ 被災市町村は、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。

オ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

カ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣

県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所へ派遣する。

（２）要配慮者の支援

ア 福祉避難所の設置

被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。

被災市町村は福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。

イ 社会福祉施設への緊急入所

被災市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な要配慮者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

県内の施設で対応できない場合、県は、近隣県に対して、社会福祉施設への緊急入所の協力を要請する。

ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

市町村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（見えるラジオ、目で聴くテレビ、デジタル放送対応テレビ）

エ 要配慮者の実態調査とサービスの提供

市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県に対して、関係職員等の派遣を要請する。

２ 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村）

（１）入所者の安全確保

社会福祉施設等は、あらかじめ策定した防災応急計画等に従い、雪害発生時に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行う。また、必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。

(2) 被害状況の報告

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ県及び市町村と定めた手順にしたがい、県又は市町村へ被害状況の報告を速やかに行う。

(3) 入所者の移送

施設の破損等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。また、県内の施設で対応できない場合は、県は、近隣県に対して、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

(4) 支援要請

被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、市町村、県等に支援を要請する。

県は、必要に応じ、被災していない県内施設及び近隣県等に対し、関係職員等の派遣を要請する。

3 外国人の援護対策（県総合政策局、県地方創生局、市町村）

(1) 外国人の救護

市町村は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市町村は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第5 精神保健対策

災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

1 被災者等のメンタルヘルスケア（県厚生部）

- (1) 診療所や相談所において、医療救護班と富山県DPATとともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。
- (2) 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等を中心とする避難所（住宅）等の巡回活動を行う。
必要がある場合は、精神科後方病院での診察や入院治療等を行う。
- (3) 富山県DPATは、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分に留意する。

2 長期にわたるメンタルヘルスケア（県厚生部）

被災後、かなり期間が経過した後においても、心の傷を癒すことは容易ではないと考えられる。被災から数年間は、医療機関、心の健康センター、厚生センター、児童相談所、学校、職場等が連携しPTSD等に対応する専門的な支援を実施するなど、県民の心の健康の保持や治療に努める。

※PTSD（心的外傷後ストレス障害（post-traumatic stress disorders））

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合をPTSDという。

- ① 外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

第6 飼養動物の保護等

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

県は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。

1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部）

- (1) 被災地域における動物の保護及び収容

飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

- (2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「富山県動物同行避難所

等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

2 危険動物の逸走対策（県厚生部）

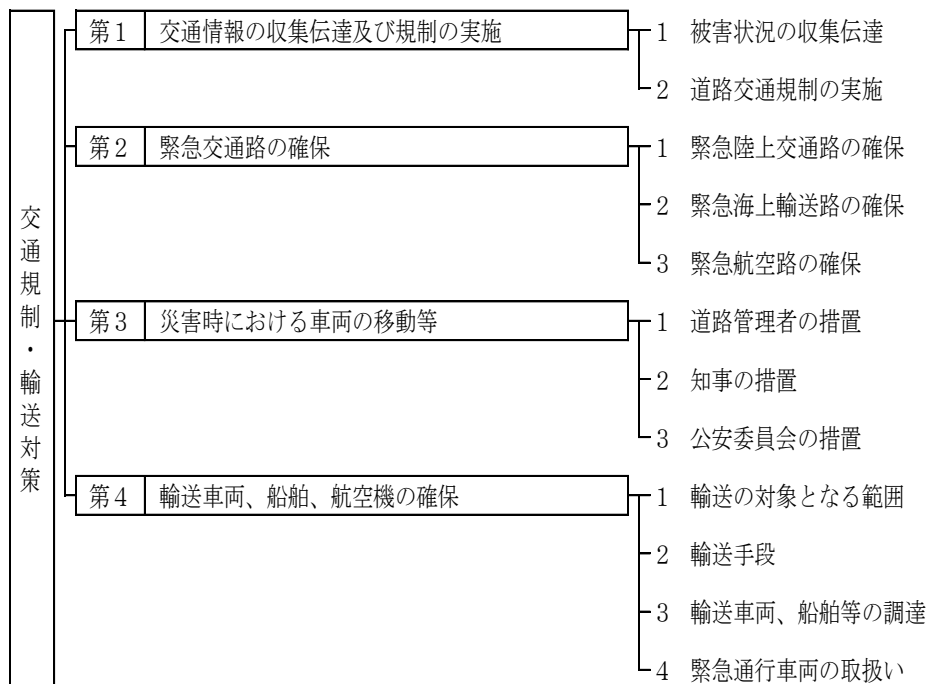
危険動物が飼養施設から逸走した場合は、県は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

第11節 交通規制・輸送対策

災害時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、県は関係機関と協議し、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力に万全を期する。

対策の体系



第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施

1 被害状況の収集伝達（各交通機関）

交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。

2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、災害の発生による道路交通の混乱を防止するため、必要な交通規制を実施する。

この場合、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警察は「災害時における交通誘導業務等に関する協定」により（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。

また、県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

（資料 「12-17 災害時における交通誘導業務等に関する協定」）

（1）交通規制の内容

ア 警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時、直ちに走行中の車両を道路

左側に寄せ停車させる。停車にあたってはできる限り、トンネル、橋梁を避け、道路の中央部は緊急通行車両の通路として確保する。

イ 道路管理者は、降積雪の状況、雪崩発生の危険性 その他の理由により通行が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

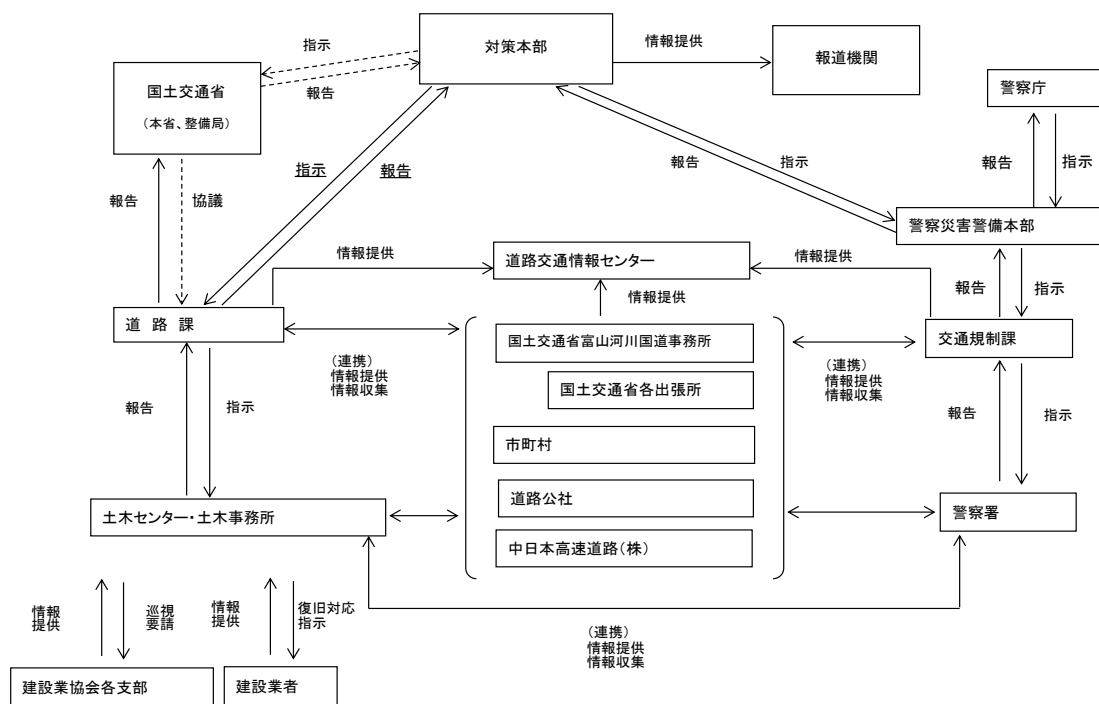
ウ 県公安委員会は、危険区域での一般車両通行禁止及び危険区域内への流入禁止又は迂回措置をとる。

エ 県公安委員会は、県境においては、隣接県公安委員会の協力を得て、県内方向への車両通行禁止又は迂回措置をとる。

(2) 交通規制の広報

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

雪害時の交通情報の収集伝達フロー



第2 緊急交通路の確保

1 緊急陸上交通路の確保 (自衛隊、県警察本部、各道路管理者)

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた緊急輸送道路

を中心に、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、災害により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。（資料 「6-1-2 緊急輸送道路一覧表」）

（2）運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

（3）放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の命令又は措置をとったときは、その旨を当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

2 緊急海上輸送路の確保（伏木海上保安部、農林水産部、土木部、市町村）

港湾・漁港管理者は、豪雪による道路交通の途絶に伴う船舶による救援物資、要員等の緊急輸送に対応するため、海上輸送拠点施設に至るまでの航路等海上輸送における緊急輸送路を確保する。

（1）船舶受入港湾・漁港施設の指定

港湾・漁港管理者は、関係機関と連携し、港湾・漁港施設の被害状況を調査するとともに、被害があった場合には速やかに応急復旧を行い、港湾・漁港施設の機能確保に努める。

また、被害の調査結果をもとに、速やかに緊急輸送用船舶を受け入れる港湾・漁港施設を指定する。

（2）海上輸送路の確保

漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。

3 緊急航空路の確保（県危機管理局）

豪雪時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。

このため、県災害対策本部航空運用調整班は、ヘリコプターの運航状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター動態管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。

第3 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

1 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第4 輸送車両、船舶、航空機の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するにあたり、人員及び物資等の輸送に必要な車両、船舶、航空機を調達し、輸送力の確保に努める。

また、輸送活動を行うにあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮する。

1 輸送の対象となる範囲（県危機管理局）

（1）第1段階

ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等、人命救助に要する人員・物資

- イ 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員・物資
- ウ 国、県、市町村災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保全要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料・水等、生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員・物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活必需品

2 輸送手段（県危機管理局、県地方創生局、市町村、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）

輸送手段は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 陸上輸送

- ア 乗用車、貨物自動車、バス（以下「車両」という。）による輸送

道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速確実に輸送を行う。

- (ア) 県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する車両を第一次的に使用する。
- (イ) 不足を生ずる場合は、公共機関が保有する車両、民間の車両、自家用の車両を借り上げる。
- (ウ) 必要に応じ、応援協力を締結している他県市や陸上自衛隊へ支援を要請する。

（資料「8-1 県有車両車種別」「8-3 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」「8-4 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」）

- イ 鉄道、軌道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、あいの風とやま鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)に依頼する。

(2) 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、船舶により必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

- ア 県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する船舶を第一次的に使用する。
- イ 不足を生ずる場合は、民間船舶（漁船を含む。）へ協力を要請する。
- ウ 必要に応じ、応援協定を締結している他県市や海上自衛隊、海上保安部へ支援を要請する。

(資料「8-6 船舶による輸送」)

(3) ヘリコプターによる輸送

地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

ア 県及び防災関係機関は、自ら所有又は運航するヘリコプターを第一次的に使用する。

イ 必要に応じ、応援協定を締結している他縣市及び自衛隊へ支援を要請する。

ウ 不足を生じる場合は、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

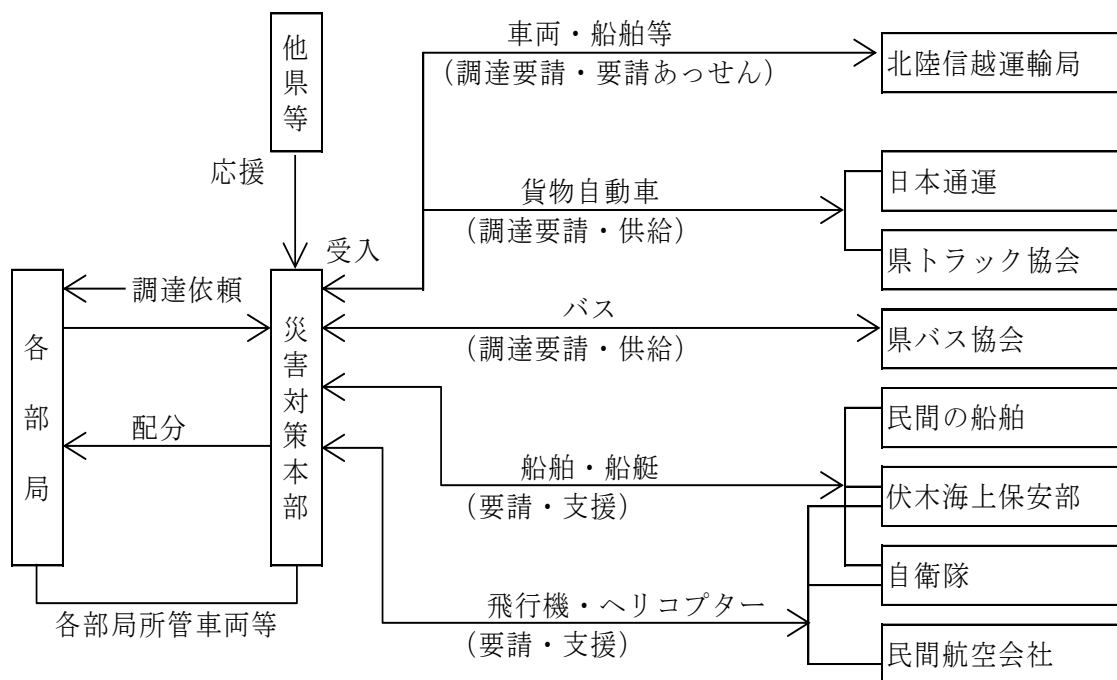
なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」「8-9 場外着陸場一覧」「8-10 ヘリポートの準備」)

3 輸送車両、船舶等の調達（北陸信越運輸局、自衛隊、伏木海上保安部、県各部局、市町村、日本通運、県トラック協会、JR西日本）

(1) 県



ア 各部所管の車両等は、第一次的に所管の部が使用するものとする。ただし、必要に応じて、災害対策本部管財班が集中管理して運用するものとする。

イ 各部において、所管の車両等だけでは不足する場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所及び日時を明示のうえ、管財班長（管財課長）に車両等の調達を依頼するものとする。

ただし、土木工事のため、業者が所有する建設車両を調達するときは、土木部にあっては、建設技術企画班、農林水産部にあっては農林水産企画班に依頼するものとする。

ウ 他都道府県及び防災関係機関から車両等の供与があったときは、管財班において使用を調整するものとする。

エ 車両等が不足する場合は、北陸信越運輸局の関係事業者に対する協力要請により、所要数を調達するよう努力し、必要によっては、北陸信越運輸局長と協議のうえ、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保するものとする。

（２）市町村

市町村は、車両、船舶等のあらかじめ把握してある調達先及び予定数に基づき、輸送手段を確保する。なお、車両等が不足する場合は、次の事項を明示して、他市町村又は県に対し、調達、あっせん等を要請する。

ア 輸送区間及び借上期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要な事項

（３）北陸信越運輸局

災害輸送の必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関する措置をとるよう指導するとともに、県の要請により、船舶、車両の調達に関する連絡調整を行うものとする。

特に、災害の救助のための必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対しては輸送命令を発する。

（４）西日本旅客鉄道(株)

西日本旅客鉄道(株)は、県の要請確認に基づき、臨時列車の運行、迂回運転、災害応急対策用物資や人員の優先輸送の措置をとるとともに、被災者移送用に使用する乗合自動車の供給に努める。

4 緊急通行車両の取扱い（県危機管理局、県警察本部、中日本高速道路(株)）

（１）緊急通行車両の確認

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、この規制措置のもとで、緊急通行車両を優先して通行させることとなる。

このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認を円滑に行うものとする。

ア 確認実施機関

緊急通行車両の確認は、知事又は県公安委員会が行う。なお、確認事務の所管は県においては総合政策局防災・危機管理課、県公安委員会においては県警察本部交通規制課とする。

イ 確認対象車両

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- (カ) 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- (ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

ウ 確認手続き

災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、県公安委員会では、緊急通行車両の事前届出制度を設けており、当制度の効果的な運用に努める。

(資料「8-11-1 緊急通行車両の事前届出・確認手続等要領」

「8-11-2 緊急通行車両の標章及び証明書」)

(2) 緊急通行車両用燃料の優先供給

県及び市町村の緊急通行車両等については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

(3) 災害派遣等従事車両の確認（高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除）

ア 緊急自動車

緊急自動車(道路交通法第39条第1項)が高速自動車国道等有料道路を通行するときの取扱いについては、中日本高速道路(株)等の指示によるものとする。

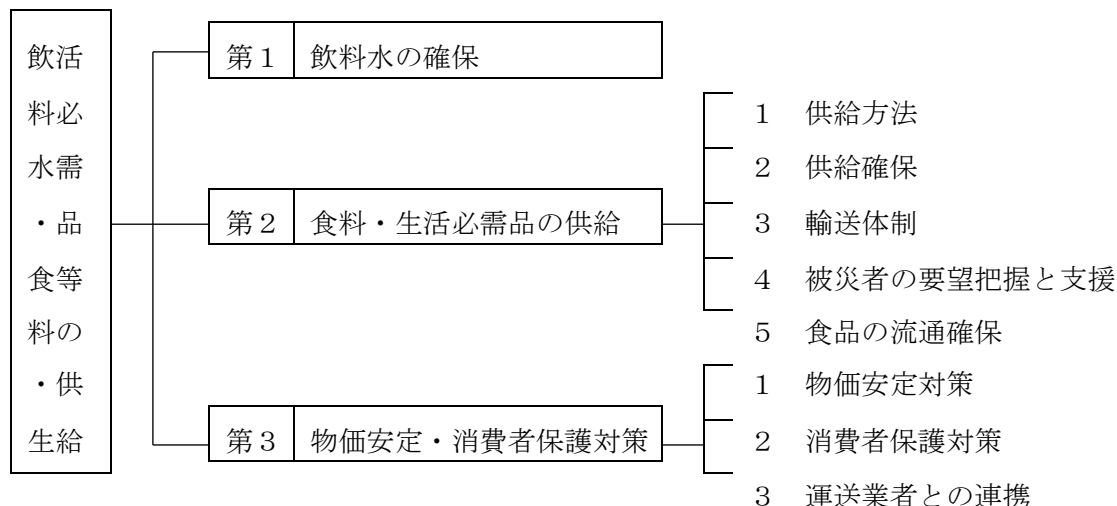
イ 緊急自動車以外の車両

道路整備特別措置法施行令第11条の規定に基づく料金を徴収しない車両を定める告示(平成17年国土交通省告示第1065号)による災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で、緊急自動車以外のものが高速自動車国道等有料道路を通行するときは、知事等が交付した災害派遣等従事車両証明書を携帯するとともに、予め道路管理者に通知するものとする。

第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

県及び市町村は、被災者に対し災害予防対策により確保した飲料水・食料・生活必需品を被災者に迅速に供給する。

対策の体系



第1 飲料水の確保（市町村）

市町村は、凍結等による上水道施設の被害が発生したときは、早急に応急復旧を図るとともに応急給水を実施する。

- 1 市町村は、災害が発生した場合、その地区の断水世帯数及び断水が一時的なものか長期にわたるものか等を的確に判断し、応急給水の対策をたてるとともに、正確な情報を断水地区の住民に広報する。
- 2 市町村は、住民の飲料水の確保対策として、拠点給水、運搬給水等を行うほか、住民の備蓄水などにより対処する。
- 3 市町村は、断水地区の状況を把握し、必要水量、給水車の必要台数等を算定する。
- 4 市町村は、断水地区への給水車の早期到達のため、地理に詳しい職員を配置する等、体制整備を図る。

（資料 「5-5 応急給水用具等」「5-10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」）

第2 食料・生活必需品の供給

市町村は、炊出し体制が整うまでの間は、被災者に対する食料として、備蓄や調達した非常食を供給するものとし、炊出し体制が整ってからは、米飯による炊出しを実施する。また、必要な生活必需品を迅速に供給する。

1 供給方法（市町村）

- (1) 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。
- (2) 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。

2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

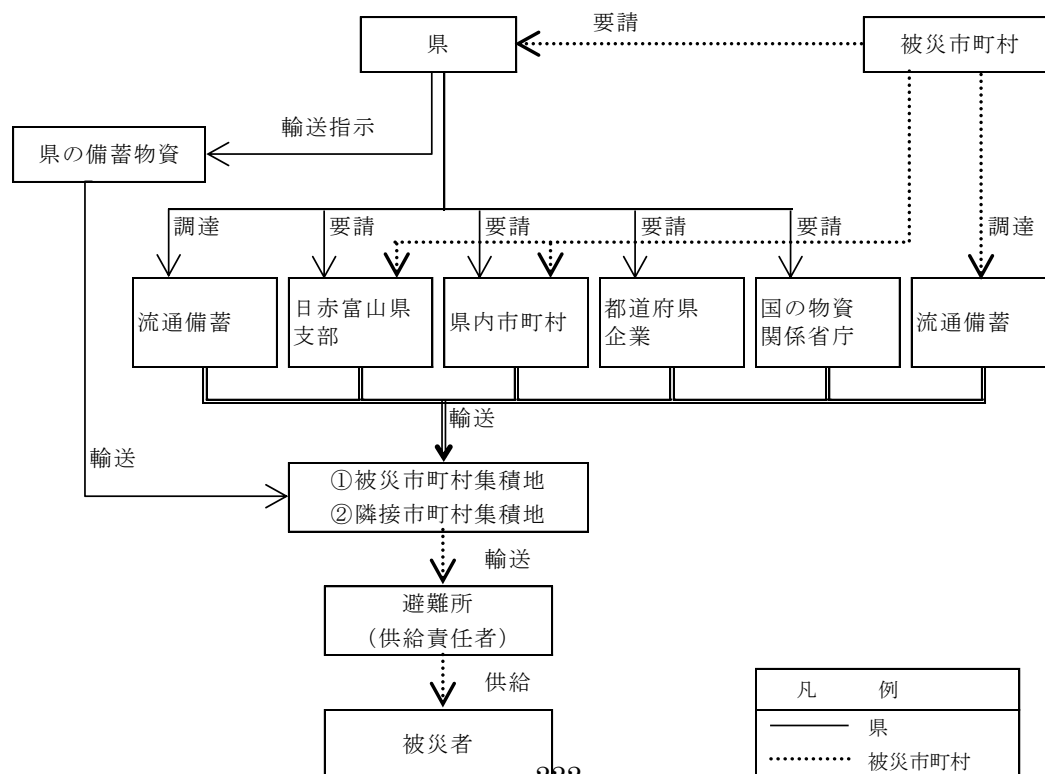
(1) 非常食・生活必需品

県は、次の措置により非常食・生活必需品を確保する。

- ア 被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により隣接市町村や他の市町村に供給要請を行う。
- イ さらに被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により県の備蓄物資や流通備蓄を調達し、被災市町村又は隣接市町村の集積地に輸送する。ただし、県が特に必要と認める場合は、要請がなくても県の備蓄物資を供給する。
- ウ 被災市町村に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。

※ 日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊出し、資機材及び人的供給をいう。

非常食・生活必需品の救援物資の流れ



(2) 災害救助用米穀の調達

炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省農産局に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。

なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省農産局を通じて他県からの応援で対処する。

(3) 副食品、調味料の確保

広域かつ重大な被害により、副食品等の供給に異常が生ずるおそれのある場合には、関係機関の協力を求めて確保するとともに、市町村からの要請に応じ、調達あっせんする。

(4) 生鮮食料品の確保

必要な生鮮食料品は、卸売市場の卸売業者からの調達及び他県からの応援により対処する。

(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制

各機関の調達体制は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容
市町村	1 市町村は、災害時において市町村が実施する被災者に対する炊出しその他による食料・生活必需品の給与のための調達計画（備蓄を含む。）を樹立しておくものとする。 2 調達計画は、米穀等の主食、副食、生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定めておくものとする。 3 市町村長は、災害救助法適用後、食料・生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事の指示を受け、状況によりその調達を県厚生部に連絡する。
県厚生部	1 災害救助法適用後において、市町村から要請があったとき、又は県厚生部が被害状況から必要と認めるときは、県厚生部が備蓄している非常食・生活必需品を供給する。 2 不足する場合は、直ちに所要量の調達を県農林水産部、他市町村、日本赤十字社富山県支部等に依頼若しくは要請する。
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、農林水産省（食料・物資支援チーム）及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。 3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。 4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配送し、引渡すものとする。
卸売市場	県農林水産部から生鮮食品の調達について依頼があった場合、卸売業者、仲卸売業者又は関連業者から、入荷物品及び在庫品のうち必要な量を確保するものとする。
農林水産省 農政局長	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの際の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省農政局長に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省農政局長は、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

（資料 「5-3 主食類応急調達系統図」、「5-5 主要食料品の生産量」「5-6 主要食料品の生産業者所在地」、「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救護物資等交付基準」「5-16 災害救助物資備蓄状況」）

3 輸送体制（各防災関係機関）

(1) 食料・生活必需品の輸送は、要請を受けた関係機関が被災市町村と連絡を密にし、輸送を行う。

なお、被災地の行政機能が混乱・低下していることから要請を受けた関係機関は、担当者を指定し、その担当者は、要請物資が完全に被災地の担当者に渡るまで支援する。

- (2) 他県・企業からの救援物資については、被災市町村や隣接市町村の集積地の状況をみながら、県が指示する集積地に輸送する。

県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

県は、物資の緊急・救援物資の輸送・保管等を実施する上で、必要と認めるときは、(一社)富山県トラック協会へ緊急・救援物資の輸送、富山県倉庫協会へ緊急・救援物資の保管に関する要請を行う。

また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、(一社)富山県トラック協会又は富山県倉庫協会へ緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣依頼を行うものとし、物流専門家を災害対策本部又は関係市町村等へ配置する。

- (3) 道路の損壊により輸送困難な場合や交通手段がなく孤立している避難所には、ヘリコプターによる輸送を行う
- (4) 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

4 被災者の要望把握と支援 (県厚生部、市町村)

- (1) 避難所の供給責任者は、被災者の食料・生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、市町村に連絡する。
- (2) 市町村で対応できない食料・生活必需品等の要望については、市町村の要請に基づき県が応援する。
- (3) 被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

5 食品の流通確保 (県農林水産部)

豪雪時には、食品の流通が停滞しその確保が困難となり、品不足、物価の高騰をもたらし、パニック状態になるおそれがあるので、各機関は連絡を密にし、食品の流通がある程度確保できるよう必要な事項を定める。

卸売市場は、被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。

- 1 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。
- 2 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。
- 3 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。

第3 物価安定・消費者保護対策

豪雪時には青果物や燃料等の安定供給が困難となり、品不足や価格の高騰が生ずることが予想される。

このため、県及び市町村は、生活必需品等の安定供給を民間事業者に要請するとともに、被災に便乗した値上げや被災者の弱みにつけこんだ悪質商法を監視する。

また、不要又は不急なものの買い急ぎ等のないよう県民への啓発、情報提供を行う。

1 物価安定対策（県生活環境文化部）

（1）物価の監視及び調査

ア 生活必需品

（ア）県は、生活関連物資について、県内の小売業者に対し価格監視を行う。

（イ）県は、生活関連物資について、富山県くらしのアドバイザーによる小売店舗への価格調査を実施する。

イ 家賃及び家屋修理費

県は、家賃及び家屋修理費について、県内の宅地建物取引業者や建築業者に対し、便乗値上げを防止するため、価格監視を行う。

（2）民間事業者への要請

ア 生活必需品

県は、百貨店、日本チェーンストア協会、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、（一社）富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。

イ 家賃及び家屋修理費

県は、家賃については（公社）富山県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会に対し、また、家屋修理費については、（一社）富山県建築組合連合会、（一社）富山県建設業協会及び富山県瓦工事業協同組合等関連業界に対し、適正な価格維持等を要請する。

ウ その他

前記（1）の物価の監視により不当な値上げが認められた場合には、県は値上げの理由を聴取するなどして、不当な値上げを抑制する。

（3）物価情報の収集及び提供

県は、次のとおり物価情報の収集に努めるとともに、県民に情報を提供する。

ア 「物価ダイヤル」（TEL 076-444-3129）により、便乗値上げなどの情報を県民から収集するとともに、物価の監視及び調査の結果について県民に提供する。

イ 県民の物価に関する意識や物価行政に対する要望について、富山県くらしのアドバイザーに対する意識調査を実施する。

ウ 「くらしの情報とやま」災害特別号を発行し、県民に物価情報を提供する。

エ インターネット等を活用し、物価情報を県民に提供する。

オ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に物価情報を提供し、県民への提供を依頼する。

2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村）

（1）消費生活相談の充実強化

県は、消費生活相談を、被災状況に応じ次のとおり充実強化する。

ア 消費生活センターの相談受付時間の延長等により、相談体制を強化する。

イ （一社）生命保険協会、（一社）日本損害保険協会及び富山県電機商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。

ウ 富山県弁護士会から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、賃借住宅や賃借マンション等のトラブルに関する「弁護士相談室」を開設する。

（2）悪質商法の監視

県及び被災市町村は、悪質商法の発生が認められる場合には、警察との連携を密に行い、監視を強化する。

（3）消費生活情報の提供

県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。

ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所のファックスに送信することにより、「消費生活情報ファックスネット」を構築する。

イ 「くらしの情報とやま」災害特別号を発行し、県民に消費生活情報を提供する。

ウ インターネット等を活用し、消費生活情報を県民に提供する。

（4）消費者啓発

被災地において、悪質商法の発生が認められる場合には、県は、次のとおり積極的に県民啓発を行う。

ア インターネット等を通じて、県民に注意を呼びかける。

イ ポスター及びチラシを配布し、県民に注意を呼びかける。

ウ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、県民啓発を依頼する。

3 運送業者との連携

降積雪時には、産地輸送業者が積雪地帯をさけることがあるため、県内業者が取りに行くことが一部見受けられることから、県は産地出荷団体を通じ、運送業者に対する道路の情報の適切な提供や協調体制を図り、また、県内運送業者との連携による物資の円滑な輸送維持を行い、県内への安定供給確保に努める。

第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

廃棄物処理対策について、市町村は、収集運搬機材、仮置場、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。

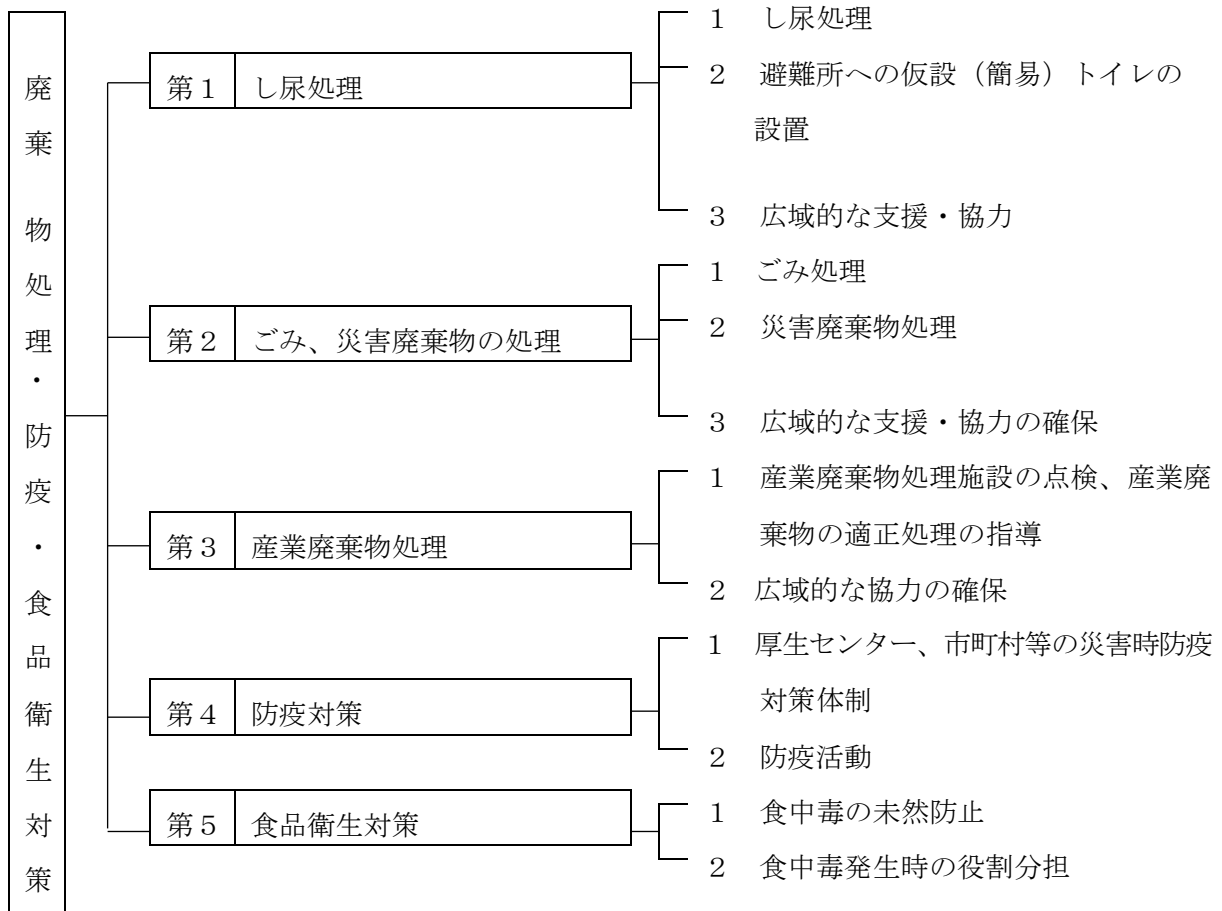
県は、市町村等を通じて情報を収集するとともに、広域的な処理を図るため、県下市町村の調整指導、廃棄物処理業者の団体等に対する協力依頼及び他県等の連絡調整を行う。また、廃棄物担当を災害対策本部に設置し、廃棄物の円滑な処理を推進する。このほか、産業廃棄物の処理については、事業者に対して適切な措置を講ずるよう指導する。

また、豪雪時の生活環境の悪化、り災者の体力の低下等によって感染症が発生し、又は多発するおそれがある。

被災地における防疫措置は、社会環境や衛生状態の悪化、その他予期せざる社会的悪化条件のもとで行われるものであるため、市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を期すものとする。

さらに、災害時には、県民の避難場所等において、炊出し等の食事提供が予想されることから、食中毒の未然防止を図るため、食品取扱者に対し清潔な材料・施設設備・器具等を利用して、安全で衛生的な食品を提供するよう、適切な監視指導を実施する。

対策の体系



第1 し尿処理

1 し尿処理（市町村）

市町村は、豪雪時においても円滑なし尿処理体制の維持を図るため、住民に対し除雪協力や収集方法の変更等について理解を求める。

また、し尿処理施設の点検及び周辺の除排雪を励行し被害の防止に努めるとともに速やかな復旧に努める。

2 避難所への仮設（簡易）トイレの設置（市町村）

市町村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村及び富山県環境保全協同組合及び(公社)富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。

なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、隣接県等に対して、支援を要請する。（資料 「9-10 し尿処理施設一覧表」）

第2 ごみ、がれき等廃棄物の処理

1 ごみ処理（市町村）

(1) ごみ処理施設等の応急復旧

市町村は、ごみ処理施設等の点検及び周辺の除排雪を励行し、被害の防止に努めるとともに速やかな応急復旧に努める。

(2) ごみの処理

市町村は、豪雪時においても円滑なごみ処理体制の維持を図るため住民に対し、除雪協力や収集方法の変更等について理解を求める。

また、災害により一時的に発生した生活ごみや粗大ごみについては、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集を行う。また、生活ごみ等の処理にあたっては、収集したごみの一時的な保管場所や処理ルートを確保する。

(3) 避難所におけるごみの保管場所の確保

市町村は、避難所から発生する生活ごみの円滑な収集ができない場合には、避難所に十分な保管場所を確保するとともに、シート掛け等により、極力、生活環境の保全に努める。

2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村）

市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処理主体として直接処理を担うことがある。

3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、生活ごみ、解体廃棄物、がれき、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、(一社)富山県産業資源循環協会及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、隣接県等に対して支援を要請する。(資料 「9-11 ごみ処理施設一覧」)

第3 産業廃棄物処理

1 産業廃棄物処理施設の点検、産業廃棄物の適正処理の指導（県生活環境文化部）

県は、最終処分場等の産業廃棄物処理施設の被災状況を調査し、産業廃棄物の流出防止措置や被災した産業廃棄物処理施設の修復及び適正処理までの保管方法、保管施設等について、産業廃棄物処理施設を設置する事業所及び産業廃棄物処理業者に対して指導を行う。

2 広域的な協力の確保（県生活環境文化部）

事業者は、産業廃棄物の適正処理に努めるものとするが、産業廃棄物の保管が環境保全や生産活動に重大な影響を与えるおそれがある場合には、県は、産業廃棄物処理業者のあっせんを行う。

第4 防疫対策

災害に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。

県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 厚生センター、市町村等の災害時防疫対策体制（県厚生部、市町村）

(1) 厚生センター、市町村における災害時防疫対策組織の設置

ア 厚生センター災害防疫組織の設置

県災害対策本部健康班、感染症対策班（健康対策室）の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。

イ 市町村災害防疫組織の設置

厚生センターの災害防疫組織に準じ、関係職員による災害防疫活動組織を編成し、管内の防疫活動を行う。

(2) 医療機関、医師会及び消防本部との連携

各厚生センター及び市町村ごとに整備された連絡体制に基づき、管内の医療機関、医師会及び消防本部との連絡を緊密に行う。

(3) 防疫資材の確保

ア 防疫用器具機材、薬剤等の種類と数量の確認・確保

各厚生センター及び市町村は、防疫用器具機材、薬剤等の種類及び数量を把握し、不足する機材等については、速やかに確保する。

イ 防疫資材の需給状況に関する情報提供

県災害対策本部健康班、感染症対策班（健康対策室）は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。

(4) 広報活動

県は、必要に応じ報道機関等を通じて広報活動を実施することにより、災害時の感染症の発生予防及びその蔓延防止について県民に注意喚起する。

2 防疫活動（県厚生部）

(1) 防疫指導

県は、防疫計画をもとに被災市町村に即応した指導を行う。

(2) 防疫指示

次に掲げる事項の指示を当該市町村における災害の規模、態様に応じ、範囲及び期間を定めて速やかに行う。

- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）
第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒の施行に関する指示
- イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- ウ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

(3) 応援体制

被災市町村を管轄する厚生センターは、防疫活動を実施するにあたり要員に不足があるときは、県厚生部に対し隣接又は全厚生センターの職員の派遣依頼をする。

さらに、県は状況に応じて被災市町村と協議のうえ、他都道府県、自衛隊へ応援を要請する。

- (4) 検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。

(資料「9-4 防疫用備品」)

第5 食品衛生対策

災害時において、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視指導を行う。

1 食中毒の未然防止（県厚生部）

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を未然に防止し、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

- (1) 食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等における衛生確保の状況を把握し、必要に応じ監視指導を実施する。
- (2) 食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。
- (3) 食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上著しく劣る場合には、改善指導する。
- (4) 食品衛生協会の食品衛生指導員は、被災地の厚生センターと協力し、食品関係営業施設に対し、加熱処理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導する。
- (5) 被災地の厚生センターとの連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する。

2 食中毒発生時の役割分担（県厚生部）

食中毒患者が発生した場合には、検査を実施し、被害の拡大防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

- (1) 食中毒患者が発生した場合については、食品衛生監視員に検査を実施させるとともに、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大防止に努める。

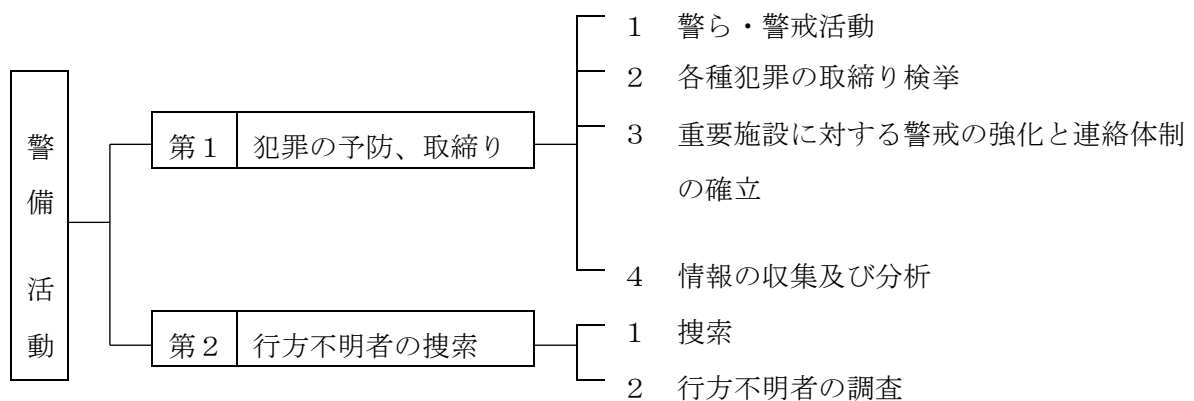
- (2) 食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、近隣各県に支援要請を行う。

第14節 警備活動

豪雪時には、一時的あるいは長期的に社会生活上に大きな混乱が生ずることが予想され、さらに、時間の経過とともに、被災者の不安、生活必需物資の買占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

このため、警察は、豪雪時において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに雪害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等の警備活動を推進する。

対策の体系



第1 犯罪の予防、取締り

被災地では、物資の欠乏、戸締まりの不完全、将来に対する不安感等から各種犯罪の発生しやすい状態となる。このため、警察は次の点に留意し、住民の不安を軽減し、混乱の発生を防止するため、窃盗、暴力事犯、経済事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行う。

1 警ら・警戒活動（県警察本部）

(1) 犯罪の予防活動

被災地の混乱に乗じた窃盗等の各種犯罪を予防するため、警ら・警戒活動を実施する。

(2) 避難場所、避難所、救援拠点施設等に対する警戒活動

避難場所、避難所、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需物資の貯蔵（集積）場所及び官公署等公共施設に対する立寄り、警ら・警戒活動を実施する。

2 各種犯罪の取締り検挙（県警察本部）

災害による混乱のため、凶悪犯、窃盗犯、粗暴犯、知能犯、性犯、経済事犯等の各種犯罪の発生が予想されることから、次により犯罪の予防及び取締りを行い、住民の不安を除去し、混乱を防止する。

(1) 犯罪情報の収集と分析

犯罪の発生を未然に防止し、人心の安定を図るため、各種犯罪の発生状況及びその拡大予想、住民の不安動向に関する情報を収集分析し、防犯対策に役立てる。

(2) 警戒取締り体制の強化

特別警戒取締班を編成して、犯罪情報の収集及び犯罪の予防・取締りにあたる。

(3) 金融・経済事犯に対する措置

金融・経済事犯については、主管行政機関との連携を緊密にし、生活必需物資、復興資機材の流通の確保及び物価安定に協力するとともに、悪質事犯に対する重点的な取締りを行う。

(4) 猟銃等に対する取締り

家屋の倒壊等に伴う猟銃、ライフル銃、残火薬類などの遺失、盗難事犯防止のため、当該猟銃等を警察又は販売業者で一時保管することとし、悪質事犯に対する取締りを徹底する。

(5) 火薬類、高圧ガス、石油類、放射性物質等危険物に対する措置

ア 危険性のある施設に対しては、重点的に所要の警備部隊を派遣し、関係機関と連絡をとるとともに、付近住民の避難、救助、警戒線の設定、雑踏整理等を行う。

イ 施設の管理者等に対し、積極的に助言、指導、警告等を行い、被害拡大防止上必要な措置をとらせる。

ウ 石油類、可燃性ガス、有毒ガス等の漏出が認められる場合は、特に次の措置をとる。

(ア) 火気の使用禁止

(イ) 漏出範囲の確認、警戒線の設定及び避難措置

(ウ) 施設の管理者等による漏出防止及び防毒措置

(エ) 中毒防止方法の広報

3 重要施設に対する警戒の強化と連絡体制の確立（県警察本部）

次に掲げる施設に対する警戒を強化するとともに、管理者又は責任者との連絡を密にして自主警戒体制及び異常時における連絡体制を確立する。

(1) 避難地

(2) 食料その他応急物資の集積又は配給所

(3) 主要官公庁

(4) ガス、水道、電気、電話等の主要施設

(5) 武器、爆薬、火薬等の貯蔵所

(6) 空港、鉄道、船舶その他交通機関

4 情報の収集及び分析（県警察本部）

次の事項に関する情報を収集分析し対策を講ずる。

(1) 流言飛語

(2) 交通機関利用者、運転者、観光客等の動向

第2 行方不明者の捜索

行方不明者については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。このため、行方不明者の捜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

1 捜索（県警察本部）

(1) 部隊の大量投入による広範囲な捜索

被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、警察災害派遣隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な捜索活動を実施する。

なお、捜索を効率的に行うため、県・市町村に対し、大型工作機の投入要請を行う。

(2) 関係機関と連携した効率的な捜索

県及び市町村の災害対策本部へ連絡員を派遣するとともに、自衛隊、消防及び海上保安部との連携により、効率的に行方不明者を捜索する。

なお、行方不明者の所在が確認できない場合は倒壊家屋や河川・海上等を繰り返し捜索する。

(3) 警察犬、災害救助犬の活用

捜索にあたっては、NPO法人全国災害救助犬協会との連携により、警察犬、災害救助犬を効率的に活用する。（資料「1 2 - 2 3 災害時における災害救助犬の出動に関する協定」）

2 行方不明者の調査（県警察本部）

(1) 行方不明者等の調査依頼

ア 相談所の開設

大規模な災害発生後速やかに、警察署、交番等に迷い子、行方不明者相談所を開設する。

イ 名簿の作成

避難所へ被害調査班を派遣して、避難者と迷い子、行方不明者の把握に努め、把握した迷い子行方不明者については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

ウ 相談窓口・相談コーナーの設置

迷い子、行方不明者に関する相談に応じるため、避難所に相談窓口を設置し、要員を派遣する。

また、外国人の行方不明者対策として、外国人相談コーナーもあわせて設置する。

エ 他の警察活動との連携

救出・救護活動及び検視活動との連携により、迷い子、行方不明者の発見に努める。

(2) 関係機関との連絡体制

ア 被災市町村等と対策本部との連携

市町村災害対策本部、自衛隊、消防との連携により、効率的に行方不明者を把握するため、これらの機関へ相互に連絡員を派遣し、把握情報を共有化する。

イ 報道機関との連携

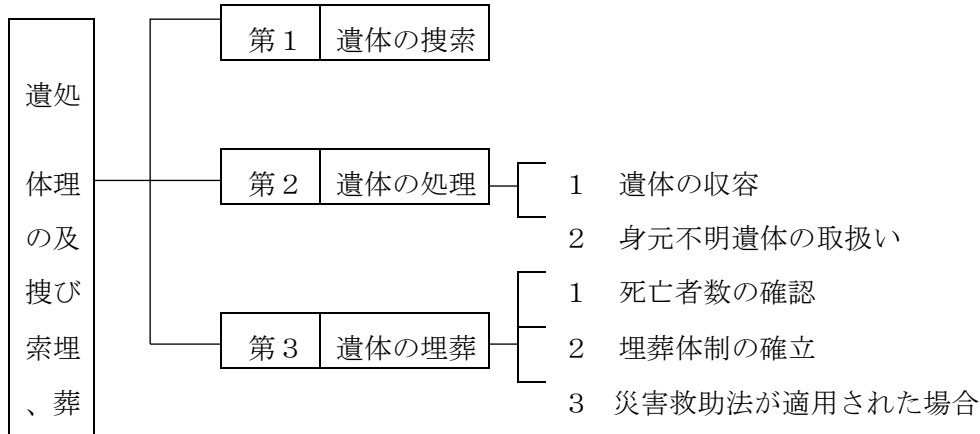
報道機関へ積極的に迷い子、行方不明者に関する情報を提供し、マスメディアを活用した発見活動に努めるなど報道機関との連携を強化する。

第15節 遺体の搜索、処理及び埋葬

豪雪時には家屋の倒壊や雪崩の発生により、多数の死傷者が生じるおそれがある。

市町村は、雪害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の搜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

対策の体系



第1 遺体の搜索（自衛隊、伏木海上保安部、県警察本部、市町村）

- 1 市町村は、被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者について搜索を行う。この場合、警察、消防、伏木海上保安部及び自衛隊と緊密な連携をとることとする。
- 2 市町村は、必要があれば、遺体の搜索を労力、資機材を借り上げて速やかに実施する。
- 3 市町村の実施する遺体の搜索にあたっては、県警と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

第2 遺体の処理

市町村は、死亡した者について次の範囲内において遺体に関する処理を行う。なお、大規模な災害により遺体の搬送車、棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに情報を収集し、調達するものとする。

- 1 遺体の収容（伏木海上保安部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部、富山県医師会）
 - (1) 可能な限り屋内の広い場所を確保し、医師会の協力を得て遺体の検案を行う。なお、警察官及び海上保安官は検視その他の所要の処理を行う。
 - (2) 埋葬業者の実態を把握し、多数の遺体に伴う棺の確保に努める。
 - (3) 検案、検視を終えた遺体を警察、消防及び海上保安部の協力を得て収容、引渡しにあたる。

- (4) 遺体の安置所は、被災現場付近の寺院、公共建築物等の適当な場所とする。ただし、適当な建物が無い場合は天幕、幕張り等の設備を設ける。
- (5) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材の調達・確保に努める。
- (6) 遺体処理表及び遺留品処理表を作成のうえ、遺体を納棺し、さらに、献花のうえ、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に添付する。
- (7) 必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の検案等についての協力を要請するものとする。

2 身元不明遺体の取扱い（市町村、県警察本部、富山県歯科医師会）

身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

第3 遺体の埋葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了のうえ、速やかに埋葬を実施するものとする。

なお、正規の手続きを経ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合、市町村は手続きの特例的な取扱いについて県を通じて厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬を行う者がいないとき又は判明しないときは市町村長がこれを行う。

1 死亡者数の確認（市町村）

市町村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

2 埋葬体制の確立（県厚生部）

災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから被災市町村のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内各市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、富山県広域火葬計画に基づき、県は適宜、市町村に対し、埋葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

3 災害救助法が適用された場合（県厚生部、市町村）

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。

なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給するものとする。

第16節 ライフライン施設等の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信の各ライフライン施設は、都市化の進展とともに、高度化、複合化しており、また、住民の依存度も著しく高まっている。

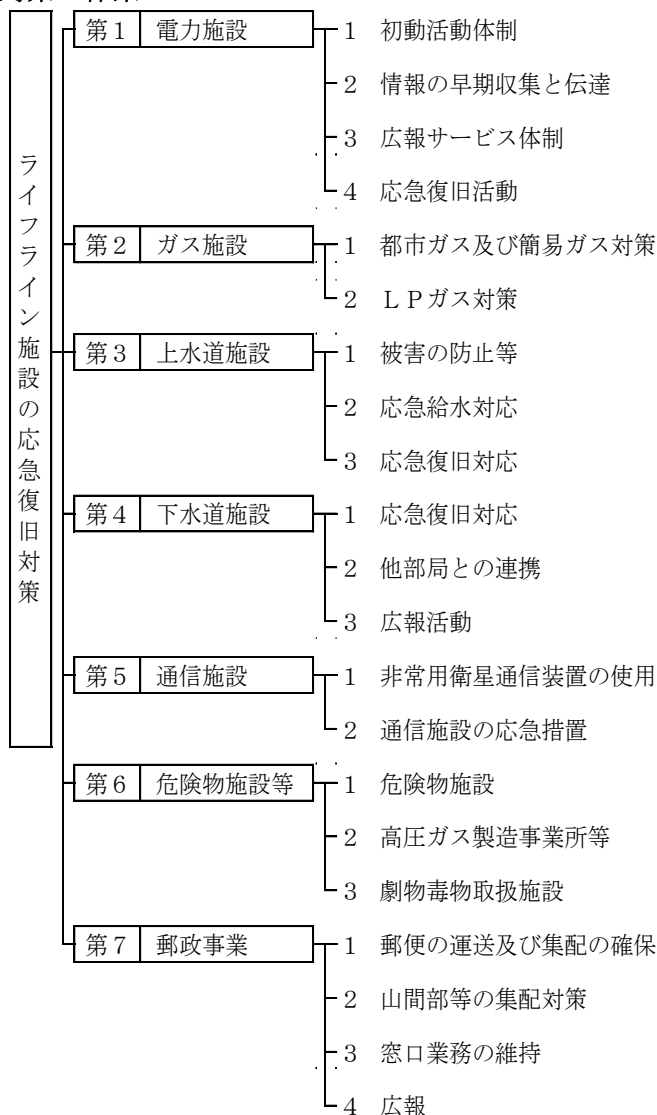
降積雪時におけるライフライン施設の損壊等によるサービスの低下や通信の途絶は、住民の生活や産業活動の維持に深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン関係機関は、降積雪時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、被害の防止とできるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとし、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

また、雪圧、凍結等による危険物施設等の損傷は、二次災害を引き起こし多大な被害を及ぼすおそれがあるため、応急対策の実施による安全確保を図る。

さらに郵政事業についても、交通途絶等によるサービス低下が予想され、日常生活に大きな支障を与えるおそれがあることから、その業務維持の確保を図る。

対策の体系



第1 電力施設

降積雪等により電力施設が損壊し供給が停止した場合には、電力復旧は他機関の復旧作業や民心の安定など社会的に大きな影響を及ぼす。被害状況を早期に的確に把握し、社内・外の応援体制を含めた要員と災害復旧用資機材により、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。一方、マスメディアを通じて事故状況・復旧状況の情報提供を行い、電気災害の防止に努めるとともに、可能な限り広報車を出しての現場広報も展開する。

1 初動活動体制（北陸電力、北陸電力送配電）

(1) 除雪等

- ア 雪による停電事故防止のため屋外設備及び機器周辺の除雪を励行する。
- イ 復旧作業の早期実施のため、道路管理者に除雪の推進について要請する。

(2) 防災体制の発令

- ア 非常災害の情勢により防災体制を発令する。即ち、災害が予想される場合は警戒体制を、災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合は、非常体制を発令する。対策組織としては、本店に総本部、支店・支社に本部、支店支社の各部所に支部を設置する。
- イ 従業員は非常災害時の「従業員行動指針」に基づき出動する。

(3) 社外応援体制

- 被害状況に基づき、
- ア メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出しを行い、応急復旧を依頼する。
- イ 他電力会社の応援が必要な場合は、中央電力協議会を通じて資機材・役務の融通を依頼する。

2 情報の早期収集と伝達（北陸電力、北陸電力送配電）

- (1) 国、地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との迅速、的確な情報交換を行う。
- (2) 保安用社内電話、公衆電話、移動無線、非常無線、衛星通信システム及びテレビ会議システムを活用し情報の早期収集、伝達を行う。
- (3) ヘリコプターの出動により設備被害の情報収集を行う。

3 広報サービス体制（北陸電力、北陸電力送配電）

被害状況及び復旧状況並びに屋根雪下ろし時の注意喚起や公衆感電等の二次災害防止を主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオの報道機関を通じて行う。

4 応急復旧活動（北陸電力、北陸電力送配電）

(1) 基本対策

- ア 復旧活動については需要者の安全を第一に、安全確認を徹底しながら行う。

イ 臨時巡視・点検による設備異常箇所の早期把握、復旧計画・体制の確立を行う。

ウ 被害状況にもとづき、災害復旧資機材及び要員を確保する。

資機材及び要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社、及び他支店・支社、他電力会社に支援を要請する。

エ 保安通信回線の確保のため、必要により通話制限措置を実施する。

(2) 設備別災害の復旧対策

ア 発電所設備

発電所は、供給力確保を重点に災害発生後の需給状況や被害状況等を勘案し、早期復旧に努める。また、変電所は、重要度及び被害状況に応じて、移動用変電設備の活用で早期復旧に努める。

イ 送電設備

被害を受けた送電線路の重要度や被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で電力供給を確保するとともに、早期復旧に努める。

ウ 配電設備

自治体等との協議に基づき、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁、避難所等の公共施設を優先に、発電機車、移動変圧器車で応急送電を行う。

第2 ガス施設

1 都市ガス対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部）

(1) 初動活動体制

気象状況及び報道機関、気象庁の情報により、災害発生が予想される場合は、あらかじめ定めた自主出社基準、巡回ルート及び点検基準に基づき点検を行い、必要な補強措置を施し被害の防止に努める。

災害が発生し、ガス施設が被災したときは、上記により被災状況の把握に努めるとともに、次の体制で即応する。

ア 情報収集

テレメータ及びガバナ集中監視システム等による供給所及び主要導管の圧力・流量異常並びに移動無線車及び各事業所等の情報に加え、需要家からの通報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。

イ 緊急巡回調査

直後情報に基づき、主要な導管ルート及び主要なガス使用建物を巡回点検し、被害状況の把握及び応急措置に努める。

ウ ガスの供給停止

被害の規模が甚大なときは、全面的な供給停止を行う。なお、被害が地域的に限定されている場合は、効率的な復旧を図るべく導管網ブロックを限定し、当該地域の供給停止を行う。

(2) 災害時広報

豪雪のためガス事故の多発が予想される時又は事故が発生し、ガス供給停止を行うときは直ちに広報車及び需要家訪問により広報を行うほか、報道機関等に依頼し、広報の周知徹底に努める。

また、復旧は導管網ブロック毎に順次、復旧となるが、ガスの供給再開まで上記手段により、次の要領で適時適切な広報の周知徹底を行うとともに需要家設備の安全確認テストを実施し、二次災害の防止、無事故復旧に努める。

ア 降積雪時の広報

除雪や積雪荷重によるメーター、ガス管、排気筒の損傷防止とガス漏れの危険性

イ 供給停止時の広報

(ア) 供給停止した範囲及び規模（町名、需要家数）

(イ) ガス栓、メーターガス栓の閉止（需要家への協力依頼）

(ウ) ガス臭やガス設備の異常発見時の通報、連絡（需要家への協力依頼）

ウ 復旧状況の広報（報告）

(ア) 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期

エ 復旧完了及び供給再開の広報

(ア) 復旧完了による供給再開日の案内と在宅（需要家への協力依頼）

(イ) 社員による安全確認テスト実施まで、ガス使用禁止（需要家への協力依頼）

(3) 関係機関との連携等

災害時においては、防災関係機関との情報交換及び監督官庁、同業他社等への報告あるいは復旧応援要請並びにライフライン関係機関相互の情報交換等が不可欠であり、このため、情報窓口も一本化し、統制ある総合的情報として、二次災害の防止と早期復旧に努める。

ア 防災関係機関との情報交換

富山県災害対策本部をはじめ、関係市町村災害対策本部、消防及び警察とは密接な連携をとり、情報収集と最新情報の提供に努める。

イ 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは（一社）日本ガス協会及び（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。

(4) 復旧

ア 復旧優先順位

被害調査の結果に基づき、早期に供給を再開できる中圧路線及び比較的被害の軽い導管網ブロックが復旧の優先対象となるが、同時に次に掲げる対象物件等その重要度に応じ、早急にガス供給の再開に努める。

- 1位 病院及び療養施設等
- 2位 被災住民の避難場所
- 3位 公共施設等

また、地区的優先順位は

- 1位 住居地区
- 2位 商業地区
- 3位 工業地区

イ 復旧のための体制

甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス事業界では、（一社）日本ガス協会及び（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。

また、復旧資機材等の備蓄の他、製造メーカーや全国管材取扱商社(店)及び復旧応援事業者の協力を得て緊急収集に努める。

2 LPガス対策（県危機管理局、市町村、(一社)富山県エルピーガス協会）

(1) 災害時広報

県、市町村及び（一社）富山県エルピーガス協会は、豪雪のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。

(2) 応急復旧活動

（一社）富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」、県及び全市町村と締結した「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」に基づき、次の対応をとる。

ア 富山県LPガス災害対策本部による活動

(ア) 設置

以下の災害が発生した場合に、LPガス災害対策本部を設置する。

- ・ 県が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する災害
- ・ 災害救助法が適用される災害
- ・ 気象庁発表の震度6弱以上の地震等の災害

なお、必要に応じ、現地対策班も設置する。

(イ) 活動

- ・ 消防との連携のもと、会員事業所による容器バルブの閉止、容器の安全性の確保などLPガス設備の緊急安全点検の実施
- ・ 被害状況の収集、分析及び連絡
- ・ LPガス設備災害復旧応援要員の派遣及び緊急物資の支援

・関係機関・団体との連絡・調整

イ LPガスの安定的な供給

県及び市町村の要請を受け、分散型エネルギーの利点を生かし、避難所、救護所等への設置など、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。

第3 上水道施設

降積雪や凍結等により上水道施設が破損し給水能力の低下をきたし、日常生活に大きな影響を与えることが予想される。

水道事業者は、被害の防止及び軽減を図るとともに、被害が発生した場合には、可能な限り飲料水を確保し、円滑に応急給水を行う。また、応急復旧についても、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画をたて、早期に復旧を完了し、正常給水に努める。

1 被害の防止等（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、水道施設の被害防止及び軽減を図るため、常時、機器設備等の点検及び除排雪に努めるとともに、利用者に対し、給水管の保護、被害発生時の措置等について広報し、協力を求める。

2 応急給水対応（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、災害時においても速やかに給水を確保するよう努める。また、水道事業者は、給水にあたっては、すべての被災者に対して等しく配給しなければならないが、なかでも人命救助を担う病院、診療所等の医療施設への給水については、最優先されるよう配慮する。

県は、被害の状況に応じて市町村相互の支援、協力について必要なあつせん、指導及び要請を行う。

3 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、応急給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を行うよう努める。

また、被害が甚大な場合は、他の市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

第4 下水道施設

下水道管理者は、雪害による被害の防止及び軽減を図るとともに被害が発生した場合には、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画をたて、早期に復旧を完了し、正常処理に努める。

1 応急復旧対応（県土木部、市町村）

災害が発生した場合は、直ちに、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動には、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

（1）被害状況の調査及び施設の点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び施設の点検を行うとともに、二次災害発生のおそれのある施設など緊急度の高い施設から、順次、重点的に実施する。

（2）応急措置

ア 汚水、雨水の流下、排除に支障のないよう応急措置を実施し、管渠施設の回復を図るものとする。なお、住民が排雪溝として使用することが多いので、土砂及びごみの流入や多量の排雪による閉塞を防止するために広報活動を実施するものとする。

イ 処理施設

下水道管理者は、常時、処理施設、機械、工具等の点検及び周辺の除排雪を励行するとともに、被害時には予備機器への切替えを迅速に行い、また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど、処理機能の低下、停止を防止するものとする。

（3）応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、②応急復旧工法、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。

（4）二次災害防止の緊急措置

施設の被災による二次災害を防止するため、次により遅滞なく適切な措置を講ずる。

ア 管路施設

管損の閉塞によるホール等からの汚水の溢水に対する措置

イ 処理場・ポンプ場施設

（ア）ポンプ設備の機能停止に対する措置

（イ）停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置

（ウ）池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置

（エ）塩素ガス、消化ガス、燃料、薬品等危険物の漏洩に対する措置

（5）広域支援体制

ア 県は、市町村相互の支援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行う。

イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部ブロック構成員に支援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。

2 他部局との連携（県厚生部、県土木部、県企業局、市町村）

応急復旧にあたっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進めるものとする。

3 広報活動（県土木部、市町村）

下水道施設の復旧完了までの間、必要に応じ、上水道等の使用制限を行い、その広報活動を行う。

第5 通信施設

1 非常用衛星通信装置の使用（NTT西日本、NTTドコモ）

災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話を含む。）を出動させ、通信を確保する。

2 通信施設の応急措置（NTT西日本、NTTドコモ、各防災関係機関）

（1）公衆通信

西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ北陸支社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。

ア 回線の被災には、非常用無線装置及び応急ケーブル等を使用し応急復旧を図る。なお、非常用無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災局には、非常用交換装置等を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車あるいは大型可搬型電源装置等を使用し復旧する。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等により復旧する。

（2）専用通信

大規模災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、JR、中日本高速道路株、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置を実施する。

第6 危険物施設等

雪圧、凍結等による危険物施設、高圧ガス製造事業所等、毒物劇物取扱施設の損傷は、爆発、火災、その他二次災害を引き起こし、多大な被害をおよぼすおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規程等が定められ防災体制が強化されているが、豪雪時における被害を最小限に抑えるため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、雪害の種類、規模、態様に応じた、的確な応急対策を講ずる必要がある。

1 危険物施設（県危機管理局、市町村）

- (1) 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、雪等による危険物事故を防止するため、施設、設備の点検を強化し、除雪を励行する。また、事故発生時に備え、消防車両及び応急資機材等運搬車両の通行路を確保しておく。
- (2) 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程等に基づき火災、流出の被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、直ちに危険物の取扱い作業を中止し、初期消火活動、危険物の流出防止の対策を講ずるとともに、速やかに消防機関に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急措置を行うものとする。
- (3) 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、状況に応じ消防機関等関係機関と緊密な連携を図り、危険物の回収、安全な場所への移動、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止するものとする。（資料「3-17 危険物施設」）

2 高圧ガス製造事業所等（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県危機管理局）

- (1) 事業所の長は、雪等による高圧ガス事故を防止するため、製造所及び貯蔵所の点検を強化し、設備周辺の除雪を励行する。また、事故発生時に備え、消防車両及び応急資機材運搬車両の通行路を確保しておく。
- (2) 事業所の長は、高圧ガスの漏えい等が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、危害予防規程等に基づき直ちに高圧ガスの取扱い作業を中止し、可燃性ガスによる爆発や火災の初期消火活動、毒性ガスの除害活動等を講じるとともに、速やかに県及び関係官署に通報し、二次災害防止のための施設の点検等の応急措置に努める。
- (3) 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署と連携しながら、高圧ガスの回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。
- (4) 県、市町村及び関係官署は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民等の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行う。（資料「3-20 高圧ガス製造、貯蔵、販売所」）

3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部）

- (1) 施設の管理者は、雪等による毒物劇物取扱施設の損傷を防止するため、施設の除雪を励行する。また、事故発生時に備え、消防車両及び応急資機材運搬車両の通行路を確保しておく。
- (2) 施設の管理者は、毒物劇物による危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危害を防止するための必要な措置を行うとともに、厚生センター、消防、警察又は海上保安部に通報する。
- (3) 施設の管理者は、警察、消防及び海上保安部と連携し、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。（資料「3-22 毒物劇物製造、販売所」）

第7 郵政事業（日本郵便株式会社北陸支社）

日本郵便株式会社北陸支社は、県民生活、社会経済活動の安定確保のため、豪雪時においても郵政

事業の円滑な運営確保を図る。

1 郵便の運送及び集配の確保

降積雪により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、郵便物の運送、取集、配達を確保するため次の措置を講ずる。

(1) 経路及び手段等の変更

被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、状況に応じ、運送、集配の経路又は方法の変更、臨時運送、集配便の開設等の応急措置を講ずるものとする。

(2) 運送及び集配の休止等

やむを得ないと認められるときは、災害の規模、郵便事業施設の被災状況に応じて、地域及び期間を限って郵便の運送、集配便数を減便し、又は運送及び集配業務を休止できる。

2 山間部等の集配対策

降積雪のため通常の方法により郵便物の集配を行うことが困難となった山間部等の地域については、配達郵便物を一定期間、配達郵便局に留置きし、隔日集配を行うか、又は受取人の出局を待つて窓口交付を行う。

なお、留置期間内に交付できなかった郵便物は、その期間経過後に配達するほか、あらかじめ配達することのできる地域内に郵便物の受取場所を定め、当該場所へ配達する。

3 窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の公衆に対する窓口業務の維持を図るため、次のとおり措置を行う。

(1) 被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎を急設し窓口業務を迅速に再開する。

(2) 移動郵便局等による臨時窓口を開設する。

(3) 窓口支払資金を確保するとともに、窓口取扱時間又は取扱日の変更により被災者の利便を図る。

4 広報

豪雪時において、郵便業務に係る被害、応急対策の措置状況及び郵便業務の運営状況とその見通し等について、ラジオ、テレビ、新聞等報道機関を通じ適切な広報活動を行う。

第17節 公共建物等の応急対策

医療施設、社会福祉施設等の社会公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。

このため、こうした公共施設等の被害防止措置や速やかな応急復旧措置を講じ業務の維持と利用者の安全確保を図る。

対策の体系



第1 医療施設（県厚生部）

県は施設管理者に対し、除排雪の励行による業務の維持確保及び利用者の安全確保、停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導し、また、被災時には、被害のない医療施設に連絡して、人的物的応援を要請する。

第2 社会福祉施設等（県厚生部）

県は施設設置者に対し、除排雪の励行による業務の維持確保及び利用者の安全確保を指導する。

被害が発生した場合には、被害状況を調査し、復旧計画の策定等を指導するとともに、早期復旧に努める。

第3 卸売市場（県農林水産部）

卸売市場は、県民への生鮮食料品等の供給基地として、豪雪時においてもその機能の維持を確保する必要がある。

このため、施設管理者は施設の除排雪を励行するとともに、道路除雪について道路管理者に対し協力要請を行う。

また、施設が被害を受けたときは、被害状況を調査し、復旧のための対策を速やかに講ずる。

第4 社会教育施設（県教育委員会、市町村）

県は、除排雪の励行による業務の維持確保及び利用者の安全確保を、また、被災時には、被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。市町村立の社会教育施設についても、同様の措置が講じられるよう指導を行うものとする。

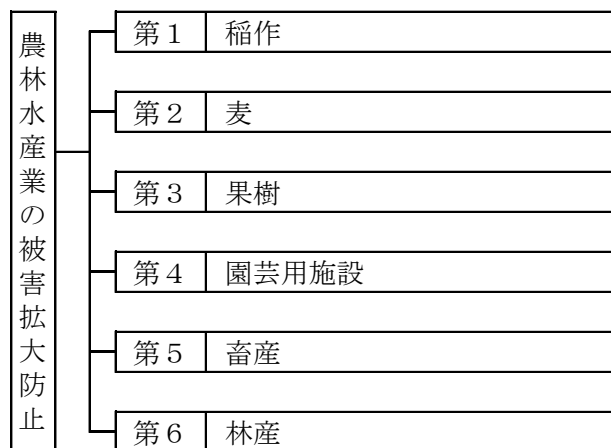
第5 文化財（県教育委員会、市町村）

- 1 文化財施設の所有者又は管理者は、施設の除排雪を励行しその被害防止に努める。
- 2 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに被害の拡大防止に努める。
- 3 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を經由して文化庁長官へ報告しなければならない。
- 4 県及び市町村は、文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第18節 農林水産業の被害拡大防止

県及び市町村は降積雪等による農林水産業被害を防止し、又は被害拡大を防止するため、農業団体等と連絡を密にして速やかに措置を講ずる。

対策の体系



第 1 稲作（県農林水産部）

降積雪情報を迅速に把握し、育苗施設や乾燥調製施設の設計基準を超えた積雪について、農林振興センター等を通じ除雪の指導徹底を図る。

第 2 麦（県農林水産部）

積雪期間が長くなった場合、消雪剤（カーボンブラック）等による消雪を指導促進し、被害の拡大を防止する。

第 3 果樹（県農林水産部）

次に掲げる対策について、指導を徹底する。

- 1 樹冠や棚上の積雪を払い落として踏み固める。
- 2 枝や棚が埋没した場合、遅くとも 1 週間以内に雪を落として踏み固める。
- 3 野ねずみ、野うさぎ等の被害を防止するため、苗木や若木には金網や合成樹脂製パイプ等の被覆資材を設置する。

第 4 園芸用施設（県農林水産部）

次に掲げる対策について、指導を徹底する。

- 1 降積雪状況を的確に把握し、速やかに除雪・融雪に努める。
- 2 施設倒壊の恐れがなくなったら、施設各部の損傷や被覆資材の緩み等の点検し、補修・補強を行う。

第 5 畜産（県農林水産部）

中山間地域の畜産農家を中心として雪害予防等の巡回指導を実施する。

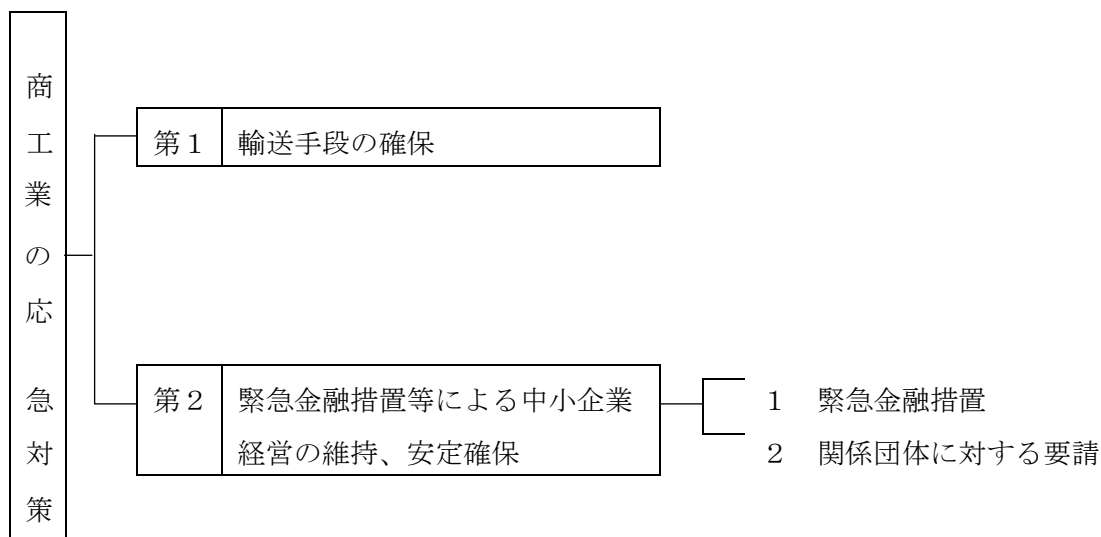
第 6 林産（県農林水産部）

県等は、特用林産物施設の除雪励行について指導を徹底するものとする。

第19節 商工業の被害拡大防止

県及び市町村等は、降積雪による商品、生産物及び施設の直接的な被害並びに原材料、製品等の輸送の停滞等による間接的被害防止対策の促進を図る。

対策の体系



第1 輸送手段の確保（県商工労働部、市町村）

県及び市町村等は、生産活動に伴う入出荷及び商品の流通の円滑化を図るため、交通の確保について関係各機関に対し協力要請を行う。

第2 緊急金融措置等による中小企業経営の維持、安定確保

1 緊急金融措置（県商工労働部）

県は、降積雪に関する直接及び間接の被害に起因する中小企業者の資金需要に対し、緊急融資の実施及び政府系金融機関の特別融資適用申請等の措置を講ずる。

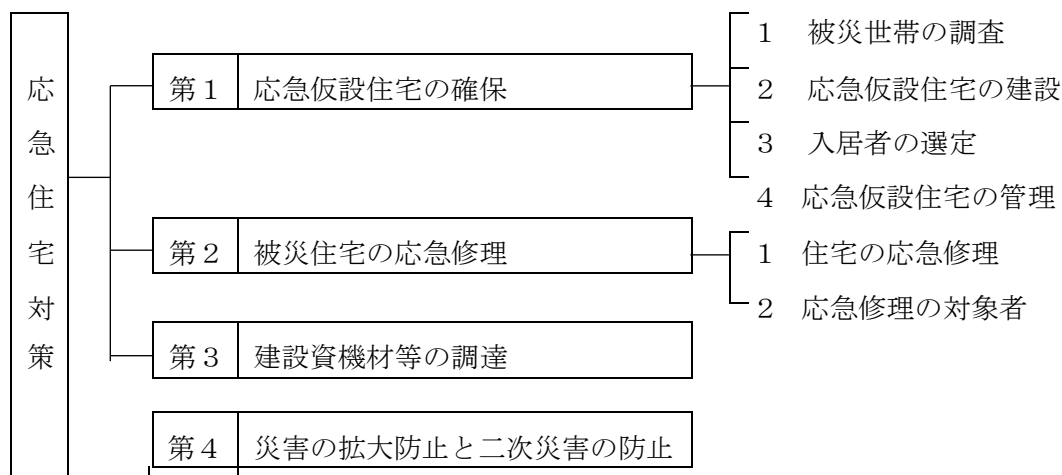
2 関係団体に対する要請（県商工労働部）

県は、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会等関係団体に対し、必要に応じて中小企業者に対する相談、あっせんを行うなどきめ細かく対処し、指導するよう要請する。

第20節 応急住宅対策

豪雪によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

対策の体系



第1 応急仮設住宅の確保

1 被災世帯の調査（県厚生部、県土木部、市町村）

県及び市町村は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。

(1) 市町村は、次の調査を実施する。

- ア 住宅及び宅地の被害状況
- イ 被災地における住民の動向
- ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

(2) 県は、次の調査を実施する。

- ア 市町村の調査に基づく被災戸数
- イ 市町村の住宅に関する要望事項
- ウ 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等
- オ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村）

(1) 建設の目的

災害救助法が適用された災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者に応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

(2) 建設用地

市町村は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直すものとする。県は、市町村に対して必要に応じ、助言等を行う。

＜応急仮設住宅建設予定地選定の基準＞

ア 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。

イ 大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。

ウ 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

(3) 設置戸数

県は、前記1の被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。

(4) 建設の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

なお、高齢者、障害者のために老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(5) 建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工するものとする。

(6) 建設工事

ア 県は、あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。

イ 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。

ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)日本ムービングハウス協会等に対して協力を要請する。

(資料 「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」)

(7) 民間賃貸住宅借上げによる供与

ア 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。

イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部、(公社)日本賃貸住宅管理協会富山県支部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。

(8) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

3 入居者の選定（県厚生部、市町村）

（1）入居資格

次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者。

（ア）生活保護法の被保護者及び要保護者

（イ）特定の資産のない失業者

（ウ）特定の資産のない母子・父子世帯

（エ）特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者

（オ）特定の資産のない勤労者

（カ）特定の資産のない小企業者

（キ）（ア）～（カ）に準ずる経済的弱者

なお、災害地における住民登録の有無を問わない

（2）入居者の選定

ア 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村の協力を得て行う。ただし、状況に応じ当該市町村長に委任して、選定することができる。

イ 選定にあたっては、高齢者や障害者を優先的に入居させるとともに、民生委員の意見を参考にする。

4 応急仮設住宅の管理（県土木部、県厚生部、県関係部局、市町村）

応急仮設住宅の管理は、所在市町村長の協力を得て、県が行う。ただし、状況に応じ所在市町村長に委任できる。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理（県厚生部、市町村）

（1）修理の目的

災害救助法が適用された災害により住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に、居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

（2）修理の範囲及び費用

居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

(3) 修理の時期

災害発生の日から、原則として3か月以内（国の特定災害対策本部等に設置された災害にあつては6か月以内）に完了するものとする。ただし、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

2 応急修理の対象者

(1) 給付対象者の範囲

次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が半焼、半壊した者で当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

(2) 対象者の選定

市町村において、被災者の資力、その生活条件を十分に調査し、それに基づき、県が選定する。

ただし、状況に応じ当該市町村長に委任して、選定することができる。

第3 建設資機材等の調達（県農林水産部、県土木部）

県は、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資機材及び人員の確保について、（一社）富山県建設業協会、（一社）富山県建築組合連合会、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会等の関係団体に協力を要請するほか、県内で不足する場合、（一社）プレハブ建築協会等の全国的団体、他都道府県及び国に資機材の調達に関して要請する。

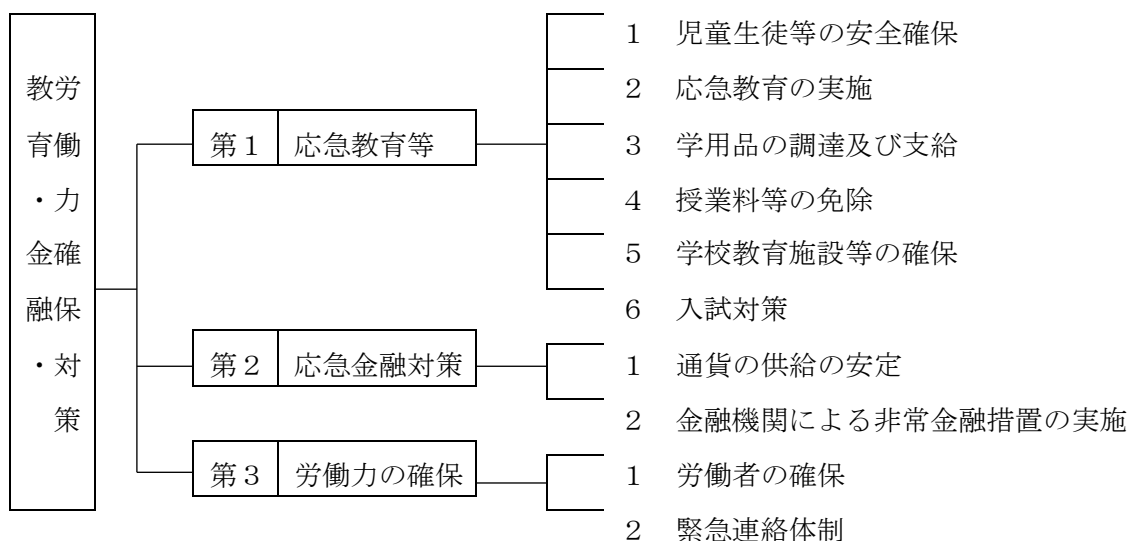
第4 災害の拡大防止と二次災害の防止

市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家

等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第21節 教育・金融・労働力確保対策

対策の体系



第1 応急教育等

降積雪時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全確保を第一義とし、さらに平常の学校教育等が困難な事態となったときは、公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、専修学校、特別支援学校、専修学校及び大学等においては、雪に伴う種々の状況に関する判断を的確かつ迅速に行い応急対策について万全を期する必要がある。

1 児童生徒等の安全確保（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

（1）通学路の確保

校長又は園長（以下「校長等」という。）は、地域の関係機関及びPTA等と緊密な連絡をとり、あらかじめ通学路の除雪体制及び除雪計画を確立するとともに、地勢及び天候状況によっては集団登下校の指示や父兄等による誘導の依頼を行う。

（2）雪崩及び落雪危険箇所についての指導

校長等は、雪崩及び落雪のおそれのある箇所については、事前に防止対策を検討し、関係機関等に児童生徒等にはっきりわかる標識の設置を依頼するとともに、児童生徒等にそれら危険箇所の通行や遊びをやめるよう安全指導を通して万全を期する。

（3）校舎等の雪害対策

校長等は、校舎敷地内の積雪による危険箇所を事前に十分点検整備するとともに、積雪期には点検体制を強化し、事故の未然防止に努める。とりわけ校舎等建物の除雪計画等をたて、平常の学校教育が安全に実施されるよう特に次の措置を実施する。

ア 落雪事故防止

校舎、講堂、体育館等の屋根雪の落下について十分注意し、万全を期する。

イ 雪おろしの励行

積雪量に十分注意し危険度の大きい建物から雪おろしを行い、倒壊等事故の未然防止に努める。

ウ 雪崩事故防止

山間地の雪崩の危険のある学校等においては、雪崩警戒体制を強化し、危険を覚知したときは、児童生徒等を避難させるとともに、周辺の立入りを禁止する。

エ 危険校舎等の立入り禁止

許容量を超える積雪深に達するおそれのあるときは、雪おろし終了までの間、当該校舎等及びその周辺の使用や立入りを禁止し、児童生徒等に対し厳重に注意する。

オ 児童生徒等による学校等の除雪作業

校長等は、必要に応じて児童生徒等に除雪作業を課すときは、作業の安全性に留意して万全を期す。

(4) 非常口及び避難場所の確保

校長等は、積雪による事故発生に備えて、非常口の確保に努めるとともに安全な避難場所を設定して児童生徒等にそれらについて十分理解させる。なお、そのために定期的に避難訓練を行うものとする。

2 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

(1) 応急教育計画の策定等

ア 応急教育計画の策定等

(ア) 校長等は、知事又は所管教育委員会と協議のうえ、あらかじめ災害時の応急教育計画（行動マニュアルを含む。）を策定する。

また、国立学校については、応急教育計画の策定について国に協力を要請する必要がある。

私立学校についても同様な措置をとるよう、県として指導や助言を行うものとする。

(イ) 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。

a 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを作成し、その周知を図る。

b 所管教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網や協力体制を確立する。

c 勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

イ 水、食料及び医薬品等の確保

(ア) 飲料水の確保

災害時における飲料水の確保のため、応急給水槽の建設、応急給水用資機材収納倉庫の整備等の施策を推進する。

また、災害時には通常飲用していない井戸水等を飲用しなければならない事態を想定し、

学校薬剤師等の助言、指導を受けて井戸水等飲用水の確保に努めるとともに、飲用水の場所を周知する。

(イ) 食料の確保

特別支援学校においては、要配慮者保護の観点から児童生徒数等の実態に応じた非常食の確保に努める。

(ウ) 医薬品等の確保

学校においては、当面（概ね2～3日）の医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の確保に努め、災害に備える。

ウ 管理諸室の確保等

学校機能の早期回復を期するため、校長室、職員室等の管理諸室を確保するとともに、住民への提供については、屋外運動場、体育館等、あらかじめ定めておいた使用優先順位により対応する。

(2) 災害時の態勢

ア 緊急時の対策

(ア) 校長等は、被災状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。

(ウ) 校長等は、気象状況及び交通状況に十分注意し、知事又は所管教育委員会と連絡のうえ、始業・終業時間を調整する。さらに積雪量が多くなり通学が困難な状態となったとき、又は校舎等の危険度が増大したときは、同様に臨時休校（休園）等適切な処置をとる。

なお、始業・終業時間の調整や臨時休校等の安全措置をとる場合は、決定、連絡を迅速に行う。

(エ) 校長等は、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の態勢を確立する。

(オ) 校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

(カ) 応急教育の実施計画については、知事又は所管教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

イ 児童生徒の健康対策・精神保健対策

(ア) 応急処置・感染症対策

養護教諭・その他の教職員等はけが人の手当、心肺蘇生法等を施し、医師に引き継ぐまで応急手当をする。

また、患者の収容施設の確保や隔離収容施設や救急医療施設、救急医薬品の確保に努める。

さらに、食中毒発生の防止のため、給食従事者は衛生の徹底に努める。

(イ) 臨時健康診断

学校医との連携を密にして必要に応じて臨時健康診断を行うものとする。

(ウ) 児童生徒の心身の健康観察、心の健康相談

学校医、臨床心理士、養護教諭、OB教職員は援助実施計画を策定し、特に保護者と必要な連携をとりながら、相談者の問題が解決されるまで、継続的に相談活動を行う。

(エ) 要配慮者への援護

対象児童生徒等のもつ障害の種類により、次のような配慮を行うものとする。

a 聴覚障害児の場合、手話通訳者等による情報提供

b 病弱者・重度心身障害児の場合、人工透析、吸入、心臓管理、空調管理など可能な医療態勢の提供

(3) 災害復旧時の態勢

ア 校長等は、授業の再開に必要な教職員を掌握するとともに、児童生徒、教職員等の被災状況等を調査し、知事又は所管教育委員会に報告する。

イ 校長等は知事又は所管教育委員会と連絡し、校舎の整備を図るほか、教科書及び教材の給与に協力する態勢の確保に努める。

ウ 知事又は教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

エ 知事又は教育委員会及び当該校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

オ 応急教育計画に基づき学校等へ収容可能な児童生徒等は、学校等に収容し、指導する。教育活動の再開に際しては、登下校(園)の安全の確保を期するよう留意し、指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。

カ 疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記(オ)に準じた指導を行うように努める。

キ 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、知事又は所管教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開を期する。

ク 校長等は、災害の推移を把握し、知事又は所管教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常授業となるよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

ケ 県立大学では、民間アパート等の利用者も多いため、これらが被災した場合、臨時の宿舍の確保に協力するなど、早期の教育再開に努める。

コ 私立学校設置者は、自ら応急の教育が困難な場合、他の私立学校設置者、市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施若しくはこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

3 学用品の調達及び支給(県厚生部、県経営管理部、県教育委員会、市町村)

(1) 給与の対象

教科書、文房具及び通学用品（以下「学用品」という。）をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒等（私立学校を含む。）に対し、被害の実情に応じ、富山県災害救助法施行規則別表第1で定める学用品を支給する。

(2) 給与の期間

災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事が厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として知事が一括購入し、就学上支障がある小学校児童及び中学校生徒に対する配分は、市町村が実施するものとする。

なお、学用品の給与を迅速に行うために、知事が委任した市町村長が当該教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から配分までの業務を行うこともある。

4 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会）

県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒の被災の程度に応じ、富山県立高等学校授業料等に関する条例第5条により、授業料等の減免を行うものとする。

また、市町村に対して、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画が策定されるよう指導を行うものとする。

5 学校教育施設等の確保（県教育委員会、市町村）

(1) 被害状況調査と復旧計画策定

個々の学校の被害状況を調査し、建替え、大規模改修、中規模改修、その他の営繕工事等の必要性を判定し、復旧計画を策定する。

判定により倒壊等のおそれがあるものについては、早急に解体撤去する。また、危険物取扱い施設については、早急に保安体制をとる。

市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

(2) 仮設校舎の建設

校舎の損壊や避難所としての利用により教室が不足する場合には、早急に仮設校舎の建設を進め、応急教育を早期に開始する。

市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

(3) 避難児童生徒の学習の場の確保

避難所における児童生徒の学習の場を確保するため、図書館等の開放を検討する。

6 入試対策（県経営管理部、県教育委員会）

入試期間に災害が発生した場合は、受検者の利便を図る観点から、知事又は教育委員会は入試

時期等について適切な措置を講じるものとする。

第2 応急金融対策

災害時において、被災地における災害の状況を速やかに調査し、関係行政機関、金融機関と連絡協議のうえ、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。このため、金融機関においては、必要に応じて、応急金融に関する次の措置を講ずるものとする。

1 通貨の供給の安定（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）

災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、通貨の安定供給のため、必要と認められる範囲内で、次の措置を講ずるものとする。

（1）通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、日本銀行は必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ日本銀行職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

（2）輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、日本銀行職員は関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信を確保する。

（3）金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう関係行政機関と協議する。

また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日営業について適宜配慮することを要請する。

2 金融機関による金融上の措置の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）

災害時（災害発生前に災害救助法が適用された場合等を含む）において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の金融上の措置を実施するよう要請するものとする。

（1）金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、り災証明書の提示あるいはその他実情に即した簡易な確認方法をもって預貯金の払戻しを行う。

イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等を行う。

ウ 被災地の手形交換において、被害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出や不渡処分

の猶予等適宜配慮すること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

(2) 金融上の措置の実施等に関する広報

金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行ったとき及び金融機関の業務運営の確保に係る措置を講じたときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第3 労働力の確保

1 労働者の確保（富山労働局、県商工労働部、市町村）

県及び市町村は、災害応急活動に関する様々な事業が展開されることに伴い、相当の労働力が必要になると見込まれるため、労働力の確保に必要な事項を定める。

(1) 雇用計画

ア 雇用方法

労働者の雇用については、公共職業安定所と協力し、復旧作業に必要な労働力を迅速、確実に確保する。

(ア) 市町村、県各部局は、当該市町村、県各部局が管理する建物、道路等に係る災害応急活動に必要な人員を把握して、県商工労働部（労働政策課）に連絡し、労働者の確保を要請する。

(イ) 要請を受けた県商工労働部は、富山労働局を経由のうえ、公共職業安定所に連絡する。

(ウ) 連絡を受けた公共職業安定所は、速やかに要請人員を確保し、労働者を安定所内、又は市町村指定場所に待機させる。

イ 労働者の供給

労働者の確保を要請した部局等は、労働者確保の通報受理後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、公共職業安定所職員立会いのうえ、労働者の供給を受ける。

要請県部局及び市町村は、作業終了後においても、待機場所又は適宜の交通機関までの輸送について協力する。

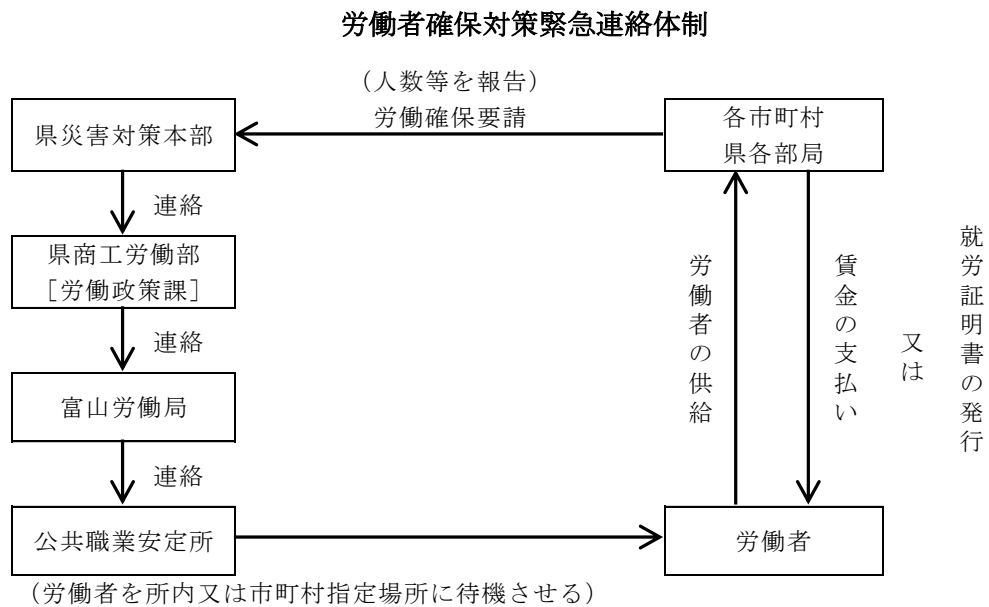
ウ 賃金の支払い

賃金は、労働者確保を要請した県部局及び市町村において予算措置し、就労現場において、作業終了後、直ちに支払うものとする。

なお、現金支給ができない場合は、就労証明書を発行するとともに、現金支給日を就労者本人に通知するものとする。

2 緊急連絡体制（富山労働局、県商工労働部、市町村）

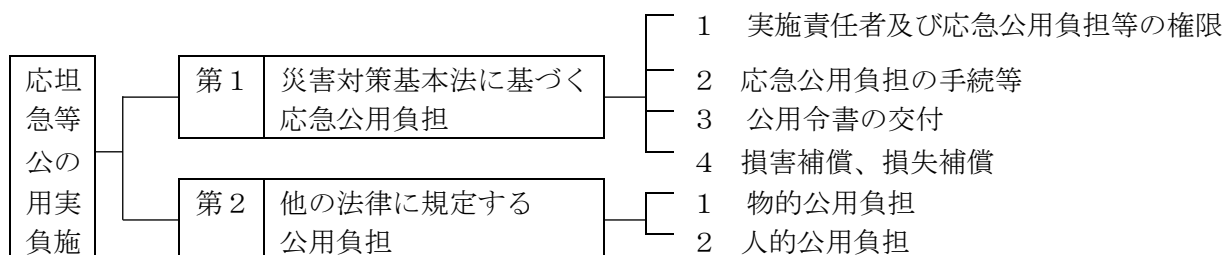
応急復旧活動に必要な労働者の確保対策に係る連絡体制は次のとおりである。



第22節 応急公用負担等の実施

防災関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとする場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により必要な措置を図るものとする。

対策の体系



第1 災害対策基本法に基づく応急公用負担

1 実施責任者及び応急公用負担等の権限（各関係機関）

(1) 市町村長（災害対策基本法第64条、第65条、第71条）

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

ア 市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置

ウ 市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

エ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の処分を行うことができる。

(2) 警察官、海上保安官又は自衛官（災害対策基本法第64条、第65条）

市町村長又はその職権の委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、前（1）ア、イ及びウの市町村長の職権を行うことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前者三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

(3) 知事（災害対策基本法第71条、第73条）

ア 県の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し若しくは収用することができる。

イ 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記（１）に定める市町村長の行う事務を代って実施することができる。

（４）指定地方行政機関の長（災害対策基本法第７８条）

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

２ 応急公用負担の手續等（各関係機関）

応急公用負担の手續等は、次のとおりである。（災害対策基本法第６４条）

（１）市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 土地建物等の所有者等権原を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知するものとする。

イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に上記必要事項を掲示するものとする。

（２）市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から14日間、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示するものとする。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数料のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができるものとする。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担するものとする。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から6月を経過しても返還することのできない工作物等は、

（ア）市町村長が保管する場合、市町村

（イ）警察署長が保管する場合、県

（ウ）海上保安部長が保管する場合、国

（エ）自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国

に、その所有権が帰属する。

3 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）（各関係機関）

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書を交付して行うものとする。（資料「12-4 公用令書様式」）

4 損害補償、損失補償（災害対策基本法第82条、84条）（各関係機関）

(1) 損害補償

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等の従事命令等により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは県又は市町村は、その者又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等が発する保管命令や施設、土地等管理、使用、物資の取用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第2 他の法律に規定する公用負担

1 物的公用負担（各関係機関）

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	消防長、消防署長又は消防団長	延焼防止	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	同上	消火、延焼防止又は人命救助のため緊急の必要	前2項以外の消防対象物及び土地	使用、処分又は使用制限	要求があるときは、時価により補償（市町村負担）	なし
消防法	同上	給水維持のため緊急の必要		水利使用、制水弁の開閉	なし	なし
土地収用法	起業者（市町村長の許可）	非常災害にさいし緊急施行の必要	他人の土地	使用	時価により損失補償（起業者）	なし
土地収用法	起業者（収用委員会の許可）	裁決遅延により災害防止が困難となる場合	当該土地	使用（6ヶ月間）	時価により損失補償（起業者）	なし

水 防 法	水防管理者 水防団長又は 消防機関 の長	水防のため 緊急の必要	水防の現場において必要な土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬用機器又は器具 工作物その他の 障害物	一時使用、使用、収用、処分	時価により補償（水防管理 団体負担）	な し
災害救助法	都道府県知事	救助又は救助の応援	施設、土地、家屋、物資	管理、使用、収用	通常生ずべき損失を補償（都道府県負担、一定額をこえる額は 国庫負担）	な し
水害予防組合法	水害予防組合	非常災害のため必要	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	損失補償（水害 予防組合負担）	な し
河 川 法	河川管理者	洪水の危険切迫なるとき	土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬具及び器具、 工作物等	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（河川管理者 負担）	な し
道 路 法	道路管理者	非常災害	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（道路管理者 負担）	正当の事由がなく、こぼみ、又は妨げ た者、懲役又は罰金
港 湾 法	港湾管理者	非常災害による危険防止	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（港湾管理者 負担）	な し
漁港漁場整備法	漁港管理者	非常災害のため急迫の必要	土地、水面、船舶、工作物、土石、竹木、 その他の物件	使用、収用	現に生じた損害を補償（漁 港管理者負担）	な し
土地改良法	国、都道府県、市町村、 土地改良区	急迫の災害を防ぐため	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	時価により損失を補償（当 該団体負担）	な し
感染症法	都道府県知事	感染症の病原体に汚染された建物で消毒方法の施行を不適当と認めるとき	建物、土地	処分、使用	手当金交付（市町村負担）	な し
水難救護法	市町村長	救護のため	船舶、車馬その他の物件、 所有地	徴用、使用	徴用、使用に対して補償（市町村負担）	正当の理由なくこぼんだ者、罰金
電気通信事業法	西日本電信電話(株)	天災が発生した場合、重要な通信を確保するための線路の設置	土地、建物その他の工作物	使 用	損 失 補 償（西日本電信 電話(株)負担）	な し

2 人的公用負担（各関係機関）

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	現場付近に在る者	消防作業に従事	1 損害補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（市町村負担）	軽犯罪法
水防法	水防管理者 水防団長又は消防機関の長	水防のためやむをえない必要	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防に従事	1 損失補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（水防管理団体負担）	軽犯罪法
災害救助法	都道府県知事	救助又は救助の応援	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務従事	1 実費弁償 2 負傷、疾病、死亡の場合扶助金支給（1, 2とも都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担）	1 懲役又は罰金 2 軽犯罪法
災害救助法	運輸局長	救助の応援	輸送関係者	救助に関する業務従事	同上	同上
災害救助法	都道府県知事	救助	救助を要する者及びその近隣の者	救助への協力	なし	軽犯罪法
災害救助法（施設負担）	都道府県知事	救助又は救助の応援	物資の生産等を業とする者	物資の保管命令	通常生ずべき損失を補償（一定額以上国庫）	懲役又は罰金
水害予防組合法	水害予防組 合管理者、 警察官又は 監督行政庁	出水のための危険が出るときの防御	組合区域内の総居住者	防御従事	なし	軽犯罪法
水害予防組合法	水害予防組合	水害防御従事	組員又は区域内の総居住者	夫役現品	なし	（督促及び滞納処分）
河川法	河川管理者	洪水の危険切迫するとき	現場にある者	使役	なし	
道路法	道路管理者	非常災害	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償（道路管理者負担）	軽犯罪法
港湾法	港湾管理者	非常災害による危険の防止	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償（港湾管理者負担）	同上
漁港漁場整備法	漁港管理者	非常災害のため急迫の必要	現場にある者	業務に協力	現に生じた損害を補償（漁港管理者負担）	同上
警察官職務執行法	警察官	危害防止	その場に居合せた者、その事務の管理者その他関係者	措置命令	なし	同上
水難救護法	市町村長	救護のため	人	救護従事	労務報酬支給（市町村負担）	1 罰金 2 軽犯罪法

海上保安庁法	海上保安官	非常事変に際し必要あるとき	付近にある人及び船舶	協力	なし	軽犯罪法
水道法 (物品負担)	都道府県知事	災害その他非常の場合	水道事業者又は水道用水供給事業者	水道施設内にとり入れた水の供給	対価補償(都道府県)	懲役又は罰金
有線電気通信法 (施設負担)	総務大臣	非常事態が発生又は発生するおそれがある場合、災害の予防救援、交通通信若しくは電力の供給秩序維持のため	有線電気通信設備を設置したものの	他の設置に接続させること必要な返信を行わせること他の者に使用させること	実費弁償(国庫負担)	懲役又は罰金
電波法 (施設負担)	総務大臣	非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、人命救助、災害救援、交通通信の確保秩序の維持のため	無線局	通信を行わせる	実費弁償	懲役又は罰金
港湾運送事業法 (施設負担)	国土交通大臣	災害救助その他公共の安全の維持のため	港湾運送業者	貨物の取扱、運送、順位変更	通常生ずべき損失を補償	なし